（別　紙）

# 新　　旧　　対　　照　　表

1　目次　次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| **目　　次** | **目　　次** |
| **（注）簿書様式は、平成27年12月25日現在の法令に基づくものである。** | **（注）簿書様式は、平成26年12月26日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成27年４月１日現在の法令に基づくものである。** |
| **（第１～２　省略）** | **（第１～２　同左）** |
| **第３　贈　与　税　関　係** | **第３　贈　与　税　関　係** |
| （１～２　省略）<br>２-１　受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成27年分）（第１表の付表１）<br>２-２　人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成27年分）（第１表の付表２）<br>２-３　平成27年分贈与税の申告書（第１表の２）<br>（２-４　省略）<br>２-５　平成27年分贈与税の申告書（第１表の３）<br>（２-６～７-４　省略）<br>８　平成27年分贈与税の修正申告書（第３表）<br>（９～27　省略） | （１～２　同左）<br>２-１　受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成__年分）（第１表の付表１）<br>２-２　人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成__年分）（第１表の付表２）<br>２-３　平成26年分贈与税の申告書（第１表の２）<br>（２－４　同左）<br>２-５　平成26年分贈与税の申告書（第１表の３）<br>（２-６～２-４　同左）<br>８　平成26年分贈与税の修正申告書（第３表）<br>（９～27　同左） |
| **第４　譲　渡　所　得　関　係** | **第４　譲　渡　所　得　関　係** |
| （１～10-６　省略）<br>10-７　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年１月１日以後相続開始用）<br>（11～48　省略） | （１～10-６　同左）<br>（新規）<br>（11～48　同左） |
| **（第５～７　省略）** | **（第５～７　同左）** |
| **第８　納　税　猶　予　関　係** | **第８　納　税　猶　予　関　係** |
| （１～97　省略）<br>97-１　「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書 | （１～97　同左）<br>（新規） |

| | |
|---|---|
| 類一覧 | |
| （98～99　省略） | （98～99　同左） |
| 100　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） | 100　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） |
| 100-1　「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧 | （新規） |
| （101～105-1　省略） | （101～105-1　同左） |
| 105-2　震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書 | （新規） |
| （106～114　省略） | （106～114　同左） |
| 115　山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書 | 115　山林についての相続税の納税猶予の免除届出書 |
| 116　医療法人持分の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） | （新規） |
| 117　医療法人持分の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） | （新規） |
| 118　医療法人持分の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書（通知用） | （新規） |
| 119　猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書（通知用） | （新規） |
| 120　医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 | （新規） |
| **（第９～11　省略）** | **（第９～11　同左）** |

2　資産課税関係の申請・届出等の様式

第１　《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| １　平成　年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用） | 様式１のとおりとする。 |
| １-１　加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用） | 様式２のとおりとする。 |
| ２-１　加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用） | 様式３のとおりとする。 |
| ４　納税管理人届出書 | 様式４のとおりとする。 |
| ５　納税管理人解任届出書 | 様式５のとおりとする。 |

第２　《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| ５　相続税の申告書（第１表の付表１） | 様式６のとおりとする。 |
| 31　遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書 | 様式７のとおりとする。 |
| 50　相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用） | 様式８のとおりとする。 |
| 51　相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用） | 様式９のとおりとする。 |
| 52-1　同（付表２）（通知用） | 様式10のとおりとする。 |
| 52-2　同（付表３）（通知用） | 様式11のとおりとする。 |
| 53　相続税法施行規則附則　第４項／第５項／第６項　の規定による幼稚園教育用財産の　取得／廃止／現況　届出書 | 様式12のとおりとする。 |
| 54　相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書 | 様式13のとおりとする。 |
| 59　相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書 | 様式14のとおりとする。 |
| 60　同付表 | 様式15のとおりとする。 |

第３　《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| １　平成　年分贈与税の申告書（第１表） | 様式16のとおりとする。 |
| ２　同（控用） | 様式17のとおりとする。 |
| ２-１　受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成27年分）（第１表の付表１） | 様式18のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 2-2　人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成27年分）（第１表の付表２） | 様式19のとおりとする。 |
| 2-3　平成27年分贈与税の申告書（第１表の２） | 様式20のとおりとする。 |
| 2-4　同（控用） | 様式21のとおりとする。 |
| 2-5　平成27年分贈与税の申告書（第１表の３） | 様式22のとおりとする。 |
| 2-6　同（控用） | 様式23のとおりとする。 |
| 3　平成　年分贈与税の申告書（第２表） | 様式24のとおりとする。 |
| 4　同（控用） | 様式25のとおりとする。 |
| 5　死亡した者の平成　年分　贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書） | 様式26のとおりとする。 |
| 6　農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 | 様式27のとおりとする。 |
| 7　同（控用） | 様式28のとおりとする。 |
| 7-1　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） | 様式29のとおりとする。 |
| 7-2　同（別表） | 様式30のとおりとする。 |
| 7-3　医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税） | 様式31のとおりとする。 |
| 7-4　同（別表） | 様式32のとおりとする。 |
| 8　平成27年分贈与税の修正申告書（第３表）（別表） | 様式33のとおりとする。 |
| 9　同（控用） | 様式34のとおりとする。 |
| 9-1　平成27年分贈与税の修正申告書（第３表）（別表の付表） | 様式35のとおりとする。 |
| 9-2　同（控用） | 様式36のとおりとする。 |
| 11　相続時精算課税選択届出書 | 様式37のとおりとする。 |
| 12　同付表 | 様式38のとおりとする。 |
| 15　平成　年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書 | 様式39のとおりとする。 |
| 16　同付表 | 様式40のとおりとする。 |
| 18　平成　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用） | 様式41のとおりとする。 |
| 18-1　相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用） | 様式42のとおりとする。 |
| 18-2　平成　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用） | 様式43のとおりとする。 |
| 18-3　平成　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用） | 様式44のとおりとする。 |
| 25　事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書 | 様式45のとおりとする。 |
| 26　教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の２の２第14項の規定に基づく通知書（通知用） | 様式46のとおりとする。 |
| 27　事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書 | 様式47のとおりとする。 |

第４　《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| １　買換（代替）資産の明細書 | 様式48のとおりとする。 |
| ２　代替資産の取得期限延長承認申請書 | 様式49のとおりとする。 |
| ３-１　やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 | 様式50のとおりとする。 |
| ４　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 | 様式51のとおりとする。 |
| ５　造成宅地の譲受け承認申請書 | 様式52のとおりとする。 |
| ７　譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕 | 様式53のとおりとする。 |
| 10-7　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年１月１日以後相続開始用） | 様式54のとおりとする。（新規） |
| 11　保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表） | 様式55のとおりとする。 |
| 16　一団の宅地等の用に供する旨の確約書 | 様式56のとおりとする。 |
| 17　優良住宅地造成等事業に係る確約書 | 様式57のとおりとする。 |
| 18　確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書 | 様式58のとおりとする。 |
| 21　優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 | 様式59のとおりとする。 |
| 22　譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕 | 様式60のとおりとする。 |
| 23　平成　年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用） | 様式61のとおりとする。 |
| 24　平成　年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用） | 様式62のとおりとする。 |
| 25　株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 | 様式63のとおりとする。 |
| 26　株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合） | 様式64のとおりとする。 |
| 26-1　株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合） | 様式65のとおりとする。 |
| 26-2　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書 | 様式66のとおりとする。 |
| 27　特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 | 様式67のとおりとする。 |
| 28　株式の異動明細書 | 様式68のとおりとする。 |
| 30　居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の５用】 | 様式69のとおりとする。 |
| 32　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の５の２用】 | 様式70のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 33-1　平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書 | 様式71のとおりとする。 |
| 34　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 | 様式72のとおりとする。 |
| 36　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年４月１日以後贈与用） | 様式73のとおりとする。 |
| 39　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 | 様式74のとおりとする。 |
| 40　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 | 様式75のとおりとする。 |
| 45　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿付表（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合） | 様式76のとおりとする。 |

第８　《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| ４　贈与税の納税猶予の継続届出書 | 様式77のとおりとする。 |
| ４-1　相続税の納税猶予の継続届出書 | 様式78のとおりとする。 |
| 19　貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の４第８項適用分・措法第70条の６第10項適用分） | 様式79のとおりとする。 |
| 20　納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書 | 様式80のとおりとする。 |
| 23　贈与税の納税猶予取りやめ届出書 | 様式81のとおりとする。 |
| 24　代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用） | 様式82のとおりとする。 |
| 26　代替農地等の取得価額等の明細書 | 様式83のとおりとする。 |
| 28　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用） | 様式84のとおりとする。 |
| 30　買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書 | 様式85のとおりとする。 |
| 31　都市営農農地等該当に関する明細書 | 様式86のとおりとする。 |
| 33　特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書 | 様式87のとおりとする。 |
| 34　推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書 | 様式88のとおりとする。 |
| 35　推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書 | 様式89のとおりとする。 |
| 37　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | 様式90のとおりとする。 |
| 39　やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | 様式91のとおりとする。 |
| 40　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | 様式92のとおりとする。 |
| 43　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸 | 様式93のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | |
| 44　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 | 様式94のとおりとする。 |
| 45　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | 様式95のとおりとする。 |
| 46　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分） | 様式96のとおりとする。 |
| 49　やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分） | 様式97のとおりとする。 |
| 50　被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書 | 様式98のとおりとする。 |
| 51　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 | 様式99のとおりとする。 |
| 52　特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書 | 様式100のとおりとする。 |
| 55　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分） | 様式101のとおりとする。 |
| 57　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分） | 様式102のとおりとする。 |
| 60　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分） | 様式103のとおりとする。 |
| 61　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 | 様式104のとおりとする。 |
| 62　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分） | 様式105のとおりとする。 |
| 63　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分） | 様式106のとおりとする。 |
| 72　贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書 | 様式107のとおりとする。 |
| 74　貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合） | 様式108のとおりとする。 |
| 75　貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合） | 様式109のとおりとする。 |
| 76　相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書 | 様式110のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 78　一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 | 様式111のとおりとする。 |
| 79　一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 | 様式112のとおりとする。 |
| 82　一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書 | 様式113のとおりとする。 |
| 83　一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書 | 様式114のとおりとする。 |
| 83-1　営農困難時貸付けに関する届出書 | 様式115のとおりとする。 |
| 83-4　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書 | 様式116のとおりとする。 |
| 83-7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 | 様式117のとおりとする。 |
| 83-9　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 | 様式118のとおりとする。 |
| 83-16-1　贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 | 様式119のとおりとする。 |
| 83-16-2　相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 | 様式120のとおりとする。 |
| 83-21　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書 | 様式121のとおりとする。 |
| 83-24　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 | 様式122のとおりとする。 |
| 83-26　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 | 様式123のとおりとする。 |
| 84　贈与税の免除届出書 | 様式124のとおりとする。 |
| 84-1　相続税の免除届出書 | 様式125のとおりとする。 |
| 93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 | 様式126のとおりとする。 |
| 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 | 様式127のとおりとする。 |
| 97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） | 様式128のとおりとする。 |
| 97-1　「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧 | 様式129のとおりとする。（新規） |
| 98　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用） | 様式130のとおりとする。 |
| 99　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） | 様式131のとおりとする。 |
| 100　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） | 様式132のとおりとする。 |
| 100-1　「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧 | 様式133のとおりとする。（新規） |
| 101　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 | 様式134のとおりとする。 |
| 102-1　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 | 様式135のとおりとする。 |
| 103　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 | 様式136のとおりとする。 |
| 104　贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 | 様式137のとおりとする。 |
| 105-1　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書 | 様式138のとおりとする。 |
| 105-2　震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書 | 様式139のとおりとする。（新規） |
| 109　山林についての相続税の納税猶予の継続届出書 | 様式140のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 111　納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減を受けるための届出書 | 様式141のとおりとする。 |
| 114　山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書 | 様式142のとおりとする。 |
| 115　山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書 | 様式143のとおりとする。 |
| 116　医療法人持分の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） | 様式144のとおりとする。(新規) |
| 117　医療法人持分の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） | 様式145のとおりとする。(新規) |
| 118　医療法人持分の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書（通知用） | 様式146のとおりとする。(新規) |
| 119　猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書（通知用） | 様式147のとおりとする。(新規) |
| 120　医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 | 様式148のとおりとする。(新規) |

第９　《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 1　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第１表　単独提出者・共同提出の代表者用） | 様式149のとおりとする。 |
| 2　同（第１表　共同提出の代表者以外の者用） | 様式150のとおりとする。 |
| 3　同（第１表　死亡した贈与者・遺贈者用） | 様式151のとおりとする。 |
| 25　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書 | 様式152のとおりとする。 |
| 28　租税特別措置法第40条第５項の規定による買換資産の届出書 | 様式153のとおりとする。 |
| 29　租税特別措置法第40条第６項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書 | 様式154のとおりとする。 |
| 30　租税特別措置法第40条第７項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書 | 様式155のとおりとする。 |
| 31　租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書 | 様式156のとおりとする。 |
| 32　租税特別措置法第40条第９項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書 | 様式157のとおりとする。 |
| 33　租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書 | 様式158のとおりとする。 |
| 33-1　租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書 | 様式159のとおりとする。 |
| 33-2　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書 | 様式160のとおりとする。 |
| 33-3　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益目的支出計画に基づき特定一般法人から贈与を受けた場合の届出書 | 様式161のとおりとする。 |
| 33-4　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書 | 様式162のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 34　租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書 | 様式163のとおりとする。 |
| 34-1　租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第３項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書 | 様式164のとおりとする。 |
| 35　租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書 | 様式165のとおりとする。 |

第10　《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 1　＿＿＿＿税の更正の請求書 | 様式166のとおりとする。 |
| 3-1　同（次　葉）（相続税－付表２） | 様式167のとおりとする。 |
| 3-2　同（次　葉）（相続税－付表３） | 様式168のとおりとする。 |
| 4　同（次　葉）（贈与税） | 様式169のとおりとする。 |
| 5　同（次　葉）（贈与税－付表１） | 様式170のとおりとする。 |
| 5-1　同（次　葉）（贈与税－付表２） | 様式171のとおりとする。 |
| 5-2　同（次　葉）（贈与税－付表３） | 様式172のとおりとする。 |

第11　《その他》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 2　災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書 | 様式173のとおりとする。 |

| 様式 | 1 |
|---|---|

□□□-□□□□

＿＿＿第＿＿＿号

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

住所又は
所在地（納税地）

氏名又は
名称　　殿

＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿　印

# 平成　　年分　相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）

平成　　年分　相続税　の平成　　年　　月　　日　　納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり　　決定します。

記

## 1　この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

| 納付すべき加算税<br>減少する | 納付すべき重加算税<br>減少する | ○ 納付すべき加算税の額は、平成　　年　　月　　日までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 |
|---|---|---|
| 円 | 円 | |

## 2　加算税の計算

| | 加算税 | | | | | 重加算税 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 賦課決定額 | 変更決定後の賦課決定額 | 国外財産調書又は財産債務調書に係る軽減額 | 国外財産調書又は財産債務調書に係る変更決定後の軽減額 | 納付すべき減少する額 | 賦課決定額 | 変更決定後の賦課決定額 | 納付すべき減少する額 |
| ①加算税の基礎となる税額 | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | |
| ②①のうち国税通則法第　条第2項の規定による加算税の基礎となる税額 | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | | | | | | |
| ③①に対する加算税の割合 | 100/100 | 100/100 | 5/100 | 5/100 | | 100/100 | 100/100 | |
| ④②に対する加算税の割合 | 5/100 | 5/100 | | | | | | |
| ⑤加算税の額（①×③と②×④との合計額） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

## 3　この通知に係る処分の理由

（資3－10－3－A4統一）
（27.12）

（　　）枚のうち（　　）枚目

| 様式 | 2 |
|---|---|

（通知用）

氏名又は
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

# 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成＿＿＿＿年分相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

| | | | A 前の額 | B 後の額 | C 隠ぺい又は仮装部分の額 | D 隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 | E 非正当事由部分の額 | F 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額 | G 国外財産調書に記載がある国外財産又は財産債務調書に記載がある財産に係る部分の額 | H Gが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 課税価格等の計算(各人の合計) | 取得財産の価額(注1) | ① | 円 | 円 | ※ 円 | | ※ 円 | | ※ 円 | |
| | 債務控除額 | ② | | | ※ | | ※ | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | ③ | | | ※ | | ※ | | ※ | |
| | 課税価格(①－②＋③) | ④ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | 相続税の総額 | ⑤ | 00 | 00 | | 00 | | 00 | | 00 |
| あなたの課税価格等の計算 | 取得財産の価額(注1) | ⑥ | 円 | 円 | 円 | | 円 | | 円 | |
| | 債務控除額 | ⑦ | | | | | | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | ⑧ | | | | | | | | |
| | 課税価格(⑥－⑦＋⑧) | ⑨ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | 相続税額 | ⑩ | | | | | | | | |
| | 法第18条の規定による加算額 | ⑪ | | | | | | | | |
| | 税額控除額 | ⑫ | | | | | | | | |
| | 差引税額 | ⑬ | | | | | | | | |
| | 相続時精算課税分の贈与税額控除額 | ⑭ | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | | 00 |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑮ | | | | | | | | |
| | ⑬－⑭－⑮ | ⑯ | イ 00 | ロ 00 | | ハ 00 | | ニ 00 | | ホ 00 |
| 増差税額 | | ⑰ | | ⑲(ローイ) 円 00 | (⑲－⑳) 円 00 | ⑳(ハーイ) 円 00 | (㉑－㉑) 円 00 | ㉑(ニーイ) 円 00 | (㉑－㉒) 円 00 | ㉒(ホーイ) 円 00 |
| 加算税の基礎となる税額 | | ⑱ | | | (重加算税分)(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000 | | (過少(無)申告加算税分)(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000 | | (国外財産調書又は財産債務調書に係る分)(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000 | |

（注）1　「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
2　上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等並びに国外財産調書に記載がある国外財産又は財産債務調書に記載がある財産の価額等の金額を記載しています。
3　隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑳－㉑)」とあるのは「(⑲－㉑)」として、「(⑳－㉒)」とあるのは「(⑲－㉒)」として計算しています。

（　　）枚のうち（　　）枚目

（資3－13－2－A4統一）
（27.12）

| 様式 | 3 |
|---|---|

（通知用）

氏名又は
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

# 加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した平成＿＿＿＿年分贈与税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

| | | | A 前の額 | B 後の額 | C 隠ぺい又は仮装部分の額 | D 隠ぺい又は仮装事実でがた額仮事い等しはのづ定との又外基定と合い以に決た合べ由み正っ隠事の更あ場 | E 非正当事由部分の額 | F がらみてが額由めのい等の事認実づ定合なと事づ決た場当るる基正っ正あれに更あ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 暦年課税分 | 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ① | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| | 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ② | | | | | | |
| | 配偶者控除額 | ③ | | | | | | |
| | 暦年課税分の課税価格の合計額（①+(②−③)） | ④ | | | | | | |
| | 基礎控除額 | ⑤ | ,000 | ,000 | | | | |
| | ⑤の控除後の課税価格（④−⑤） | ⑥ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | ⑥に対する税額 | ⑦ | | | | | | |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | | | | | | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | | | | | | |
| | 差引税額（⑦−⑧−⑨） | ⑩ | | | | | | |
| 相続時精算課税分 | （特定贈与者氏名）<br>課税価格 | ⑪ | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| | 特別控除額 | ⑫ | | | | | | |
| | ⑫の控除後の課税価格（⑪−⑫） | ⑬ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | ⑬に対する税額 | ⑭ | 00 | 00 | | 00 | | 00 |
| | 外国税額の控除額 | ⑮ | | | | | | |
| | 差引税額（⑭−⑮） | ⑯ | | | | | | |
| 合計 | 課税価格の合計額（①+②+⑪） | ⑰ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 差引税額の合計額（⑩+⑯） | ⑱ | イ 00 | ロ 00 | | ハ 00 | | ニ 00 |
| 増差税額 | | ⑲ | | ㉑(ロ−イ) 円 00 | (㉑−㉒) 円 00 | ㉒(ハ−イ) 円 00 | (㉒−㉓) 円 00 | ㉓(ニ−イ) 円 00 |
| 加算税の基礎となる税額 | | ⑳ | | | （重加算税分 1万円未満の端数切捨て） 円 0,000 | | （過少(無)申告加算税分 1万円未満の端数切捨て） 円 0,000 | |

(注)　1　隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(㉒−㉓)」とあるのは、「(㉑−㉓)」として計算しています。
2　特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
3　特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑯」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

（資3−14−2−A4統一）

（　　）枚のうち（　　）枚目　　(27.12)

| 様式 | 4 |
|---|---|

税務署受付印

# 納税管理人届出書

| | | |
|---|---|---|
| 平成＿＿年＿＿月＿＿日提出<br><br>＿＿＿＿＿＿ 税務署長 | （フリガナ）<br>納税地 | （〒　－　）<br>（電話　－　－　） |
| | （フリガナ）<br>氏名又は名称 | ㊞ |
| | （フリガナ）<br>（法人等の場合）<br>代表者等氏名 | ㊞ |
| | 個人番号又は法人番号 | （個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。） |
| | 生年月日 | 大正<br>昭和<br>平成　＿＿年＿＿月＿＿日生 |

相続税<br>贈与税　の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 納税管理人 | （フリガナ）<br>住所又は居所 | （〒　－　）<br>（電話　－　－　） |
| | （フリガナ）<br>氏名又は名称 | ㊞ |
| | 届出者との続柄（関係） | |
| | 職業又は事業内容 | |
| 法の施行地外における住所又は居所となる場所 | | |
| 納税管理人を定めた理由 | | |
| その他参考事項 | (1) 出国（予定）年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日<br>帰国（予定）年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日<br>(2) その他 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 関与税理士 | （電話　－　－　） | | | |
| 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿番号 | |

| 税務署整理欄 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資３－21－Ａ４統一）

| 様式 | 5 |
|---|---|

税務署受付印

# 納税管理人解任届出書

| | | |
|---|---|---|
| 平成___年___月___日提出<br><br>_____ 税務署長 | (フリガナ)<br>納税地 | (〒　－　)<br>(電話　－　－　) |
| | (フリガナ)<br>氏名又は名称 | ㊞ |
| | (フリガナ)<br>(法人等の場合)<br>代表者等氏名 | ㊞ |
| | 個人番号又は法人番号 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 |
| | 生年月日 | 大正<br>昭和<br>平成　_____年_____月_____日生 |

次の　相続税<br>　　贈与税　の納税管理人を解任したので届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 解任した納税管理人 | (フリガナ)<br>住所又は居所 | (〒　－　)<br>(電話　－　－　) |
| | (フリガナ)<br>氏名又は名称 | |
| 選任していたときの納税地 | | |
| 納税管理人を解任した理由 | | |
| その他参考事項 | | |

| | |
|---|---|
| 関与税理士 | (電話　－　－　) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿番号 | |

| 税務署整理欄 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他 ( ) |

(資３－22－Ａ４統一)

（裏）

## 記 載 要 領 等

1　この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届け出る税目に応じて、本文中の「 相続税 / 贈与税 の納税管理人として……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

4　「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。

5　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「⑵その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記載が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注　納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

（裏）

## 記　載　要　領　等

1　この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　届け出る税目に応じて、本文中の「次の　相続税／贈与税　の納税管理人を解任……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

3　納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

　また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

4　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記入が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

　なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

　なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

| 様式 | 6 |
|---|---|

# 納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

| 被相続人 | |
|---|---|

第1表の付表1（平成28年1月1日以降提出用）

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

税務署受付印

**1 死亡した者の住所・氏名等**

| 住所 | | 氏名 | フリガナ | 相続開始年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|---|---|

**2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額**

| | | |
|---|---|---|
| 納付すべき税額（相続税の申告書第1表の㉗の金額） | 円 | ・・・・・A |
| 還付される税額（相続税の申告書第1表の㉘の金額） | △　円 | |

**3 相続人等の代表者の指定**
（相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）
相続人等の代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

**4 限定承認の有無**
（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）
限定承認

**5 相続人等に関する事項**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 住所 | | 〒 | 〒 | 〒 | 〒 |
| (2) 氏名 | | フリガナ ㊞ | フリガナ ㊞ | フリガナ ㊞ | フリガナ ㊞ |
| (3) 個人番号又は法人番号（注） | | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 |
| (4) 職業及び被相続人との続柄 | | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 |
| (5) 生年月日 | | 明・大・昭・平　年　月　日 | 明・大・昭・平　年　月　日 | 明・大・昭・平　年　月　日 | 明・大・昭・平　年　月　日 |
| (6) 電話番号 | | | | | |
| (7) 承継割合 ・・・・・B | | 法定・指定 | 法定・指定 | 法定・指定 | 法定・指定 |
| (8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (9) 各人の (8) の合計 | | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 | | | |
| (10) (8)の(9)に対する割合 $\left[\frac{(8)}{(9)}\right]$ | | ＿＿＿ | ＿＿＿ | ＿＿＿ | ＿＿＿ |

**6 税額**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| A×B | 納付すべき税額（各人の100円未満切捨て） | 00円 | 00円 | 00円 | 00円 |
| | 還付される税額 | △　円 | △　円 | △　円 | △　円 |

（注）平成27年12月31日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第1表の付表1を提出する場合で「3 相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、「(3) 個人番号又は法人番号」欄については記入の必要はありません。

| 税務署整理欄 | 整理番号 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 番号確認 | 身元確認 | | | | |

第1表の付表1（平27.11）　　（資4－20－1－2－A4統一）

# 書　き　か　た　等

## 《使用目的等》

1　この第１表の付表１は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

## 《死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた》

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、《使用目的等》の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
　⑴　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
　⑵　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

## 《第１表の付表１の書きかた》

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
　死亡した人の申告書第１表の㉗欄（還付になる場合には㉘欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
　共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
　⑴　「住所」欄
　　相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
　⑵　「氏名」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　　なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
　⑶　「個人番号又は法人番号」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括遺贈者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
　　なお、平成 27 年 12 月 31 日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第１表の付表１を提出する場合で、「３　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、この欄を記入する必要はありません。
　⑷　「承継割合・・・**B**」欄
　　法定相続分（民法第 900 条、901 条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
　（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

| | | 相続人 | 法定相続分 |
|---|---|---|---|
| 被相続人に | 子がいる場合 | 配偶者 | ２分の１ |
| | | 子 | ２分の１ |
| | 子がいない場合 | 配偶者 | ３分の２ |
| | | 父母 | ３分の１ |
| | 子も父母もいない場合 | 配偶者 | ４分の３ |
| | | 兄弟姉妹 | ４分の１ |

　（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

　⑸　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
　　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・**B**」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・**B**」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
　なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は 100 円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は１円単位まで記入してください。

（平 27.11）

| 様式 | 7 |
|---|---|

# 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日提出

〒
住所（居所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

申請者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

遺産の分割後、
- 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）
- 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）
- 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、
- 相続税法施行令第４条の２第２項
- 租税特別措置法施行令第40条の２第16項又は第18項
- 租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項又は第10項
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の２の２第19項又は第22項

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　被相続人の相続開始の日　　平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　相続税の申告書を提出した日　　平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

**○　相続人等申請者の住所・氏名等**

| | 住所（居所） | 氏名 | 個人番号 | 続柄 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | 印 | | |
| 2 | | 印 | | |
| 3 | | 印 | | |

**○　相続人等の代表者の指定**　　代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 |
|---|---|---|
| | 年　月　日 | |
| | 整理番号 | |
| | | |
| | 名簿番号 | |

| | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 2 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 1 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 3 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資４－22－１－Ａ４統一）

（裏）

記 載 方 法 等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください（上記④の特例の適用を受ける場合は、個人番号の記載は不要です。）。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

| 様式 | 8 |
|---|---|

□□□-□□□□

住　所

氏　名　　殿

# 相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

　　第　　号

平成　　年　　月　　日

税務署長　　印

平成　　年　　月　　日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり　　及び加算税の賦課決定をします。

したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○　この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

| 納付すべき減少する | 本税の額 | 納付すべき減少する | 加算税の額 | 納税猶予額控除後の納付すべき減少する | 本税の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | | 円 | | 円 |
| | | 申告加算税 | | | |
| | | 重加算税 | | | |

○　納付すべき税額及び延滞税（納税猶予額のある人は、納税猶予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成　　年　　月　　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。

○　既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○　延滞税の計算方法

（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合（注１）は、年7.3%（納期限の翌日から２月を経過した日以後は年14.6%）となります。

具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

| 納付すべき本税の額 | | 延滞税の割合（注１） | | 期間（日数）（注３） | | 延滞税の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10,000円未満切捨て（注２） | × | | × | 法定納期限の翌日から完納の日まで | = | ・1,000円未満の場合は納付不要<br>・1,000円以上の場合は100円未満の端数切捨て |

365

注１　平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- 納期限の翌日から２月を経過する日まで・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４%」
- 納期限の翌日から２月を経過した日以後・・年「14.6%」

②　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
- 納期限の翌日から２月を経過する日まで・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）＋１%」のいずれか低い割合
- 納期限の翌日から２月を経過した日以後・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）＋7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合

注２　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

注３　あなたの場合は、国税通則法の規定により（自・・至・・）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○　この更正又は決定が申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○　この通知に係る処分の理由

○　あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の価額を限度として相続税法第34条第　項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

○　課税標準等及び税額等の計算明細

(1)　納付税額又は還付税額の計算明細

| 区分 | | | 当初課税額（　　額） | 額 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 取得した財産の価額 | | 円 | 円 |
| ② | 相続時精算課税適用財産の価額 | | | |
| ③ | 債務及び葬式費用の金額 | | | |
| ④ | 純資産価額（①＋②－③） | | | |
| ⑤ | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | | | |
| ⑥ | 課税価格（④＋⑤） | | | |
| ⑦ | 相続税の総額（(2)の⑨の金額） | | | |
| 一般の場合 | | ⑧ 同上のあん分割合 | | |
| | | ⑨ 相続税額（⑦×⑧） | | |
| 租税特別措置法第70条の３第２項の規定適用の場合 | | ⑩ 相続税額（付表１(1)の⑬） | | |
| ⑪ | 相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額 | | | |
| 税額控除 | ⑫ | 暦年課税分の贈与税額控除額 | | |
| | ⑬ | 配偶者の税額軽減額 | | |
| | ⑭ | 未成年者控除額 | | |
| | ⑮ | 障害者控除額 | | |
| | ⑯ | 相次相続控除額 | | |
| | ⑰ | 外国税額控除額 | | |
| | ⑱ | 計 | | |
| ⑲ | 差引税額（⑩＋⑪－⑱又は⑨＋⑪－⑱） | | | |
| ⑳ | 相続時精算課税分の贈与税額控除額 | | | |
| ㉑ | 医療法人持分税額控除額（付表４　２のB） | | | |
| ㉒ | 小計（⑲－⑳－㉑） | | | |
| ㉓ | 農地等納税猶予税額（付表１(1)の⑰） | | | |
| ㉔ | 株式等納税猶予税額（付表２　２の⑱） | | | |
| ㉕ | 山林納税猶予税額（付表３　２の⑧） | | | |
| ㉖ | 医療法人持分納税猶予税額（付表４　２のA） | | | |
| 申告納税額 | ㉗ | 納付すべき税額 | | |
| (⑲-⑳-㉑-㉓-㉔-㉕-㉖) | ㉘ | 還付される税額 | | |

(2)　相続税の総額の計算明細

| 区分 | 当初課税額（　　額） | 額 |
|---|---|---|
| ① 取得財産価額の合計額 | 円 | 円 |
| ② 相続時精算課税適用財産価額の合計額 | | |
| ③ 債務控除の合計額 | | |
| ④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額 | | |
| ⑤ 課税価格の合計額 | | |
| ⑥ 法定相続人の数 | 人 | 人 |
| ⑦ 遺産に係る基礎控除額 | 円 | 円 |
| ⑧ 計算の基礎となる金額（⑤－⑦） | | |
| ⑨ 相続税の総額 | | |

○　加算税の額の計算明細

| 区分 | | ① 加算税の基礎となる税額 | ② ①のうち国税通則法第65条第４項の規定による加算税の基礎となる税額 | ③ ①に対する加算税の割合 | ④ ②に対する加算税の割合 | ⑤ 加算税の額（①×③と②×④との合計額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申告加算税 | 賦課決定額 | 円<br>0,000 | 円<br>0,000 | 5/100 | 5/100 | 円 |
| | 変更決定後の賦課決定額 | 0,000 | 0,000 | 5/100 | 5/100 | |
| | 軽減額 | 0,000 | | 5/100 | | |
| | 変更決定後の軽減額 | 0,000 | | 5/100 | | |
| | 納付すべき額減少する額 | | | | | |
| 重加算税 | 賦課決定額 | 0,000 | | 100/100 | | |
| | 変更決定後の賦課決定額 | 0,000 | | 100/100 | | |
| | 納付すべき額減少する額 | | | | | |

（　）枚のうち（　）枚目

（資４-75-２-A４統一）

| 様式 | 9 |
|---|---|

**相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について**

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の＿＿＿＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

**１「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額**

（基礎となる税額）　　（相続分）

＿＿＿＿＿＿円 × ／ ＝ A ＿＿＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「⑴納付税額又は還付税額の計算明細」の「㉒小計（⑲－⑳－㉑）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（＿＿額）」欄）の額を減算した額です。

**２「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額**

上記１のAの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）」により各金額を計算しています。

イ ＿＿申告加算税に対応する本税の額 ＿＿＿＿＿＿円
ロ 重加算税に対応する本税の額 ＿＿＿＿＿＿円
ハ 上記以外の本税の額 ＿＿＿＿＿＿円
ニ 国外財産調書又は財産債務調書に係る軽減額に対応する本税の額 ＿＿＿＿＿＿円

⑴ ＿＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　　（加算税の割合）

０，０００円 × ／100 ＝ B ＿＿＿＿＿＿円

（基礎となる税額）　　（加算税の割合（国税通則法第＿＿条第２項適用分））

０，０００円 × 5／100 ＝ C ＿＿＿＿＿＿円

（基礎となる税額）　　（加算税の割合（国外財産調書又は財産債務調書に係る軽減額））

０，０００円 × 5／100 ＝ D ＿＿＿＿＿＿円

＿＿＿申告加算税の額（B＋C－D） ＿＿＿＿＿＿円

⑵ 重加算税

（基礎となる税額）　　（加算税の割合）

０，０００円 × ／100 ＝ ＿＿＿＿＿＿円

（注）上記⑴、⑵の基礎となる税額とは、「上記１のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

**３「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額**

（基礎となる税額）　　（相続分）

＿＿＿＿＿＿円 × ／ ＝ ＿＿＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「相続税の＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）」欄の右側（「＿＿額」欄）の額から左欄（「当初課税額（　　額）」欄）の額を減算した額です。

（　　）枚のうち（　　）枚目

（資４－85－１－Ａ４統一）

| 様式 | 10 |
|---|---|

（通知用）

相続税の更正通知書（付表２）

（平成27年分以降用）

租税特別措置法第 70 条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第 70 条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| 区分 | 当初課税額（　　）額 | 更正額 |
|---|---|---|
| ①　特例（相続）非上場株式等の価額 | 円 | 円 |
| ②　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者（以下「経営承継人」という。）に係る債務及び葬式費用の金額 | | |
| ③　経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | |
| ④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑤　特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | | |
| ⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て） | | |
| ⑦　経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額 | | |
| ⑧　基礎控除額 | | |
| ⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧） | | |
| ⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧） | | |

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

| ⑪ 法定相続人の氏名 | ⑫ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 | | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額 | ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫） | ⑯相続税の総額の基礎となる税額 |
| | | 円<br>,000 | 円 | 円<br>,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑰相続税の総額（⑭の合計額） | 00 | ⑱相続税の総額（⑯の合計額） | 00 |

２　株式等納税猶予税額の計算

| 区分 | 当初課税額（　　）額 | 更正額 |
|---|---|---|
| ①　経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額 | 円 | 円 |
| ②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の２表等の同欄の金額） | | |
| ③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | |
| a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の２表等の同欄の金額） | | |
| ⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | |
| b　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑥　経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０） | | |
| ⑦　（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑧　（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑨　特例（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 | | |
| イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ⑩　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ） | | |

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－75－６－Ａ４統一）

（通知用）

相続税の更正通知書（付表３）

（平成27年分以降用）

租税特別措置法第 70 条の６の４（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| 区　分 | 当初（　　）額 課税額 | 更正額 |
|---|---|---|
| ①　林業経営相続人の特例山林の価額の合計額 | 円 | 円 |
| ②　林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額 | | |
| ③　林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | |
| ④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑤　特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | | |
| ⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て） | | |
| ⑦　林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額 | | |
| ⑧　基礎控除額 | | |
| ⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧） | | |
| ⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧） | | |

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

| ⑪ 法定相続人の氏名 | ⑫ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 | | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額 | ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫） | ⑯相続税の総額の基礎となる税額 |
| | | 円 ,000 | 円 | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑰相続税の総額（⑭の合計額） | 00 | ⑱相続税の総額（⑯の合計額） | 00 |

２　山林納税猶予税額の計算

| 区　分 | 当初（　　）額 課税額 | 更正額 |
|---|---|---|
| ①　林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額 | 円 | 円 |
| ②　特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の３表等の同欄の金額） | | |
| ③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | |
| a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ④　特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑱×１の／１の（④＋⑤））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の３表等の同欄の金額） | | |
| ⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | |
| b　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑥　林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０） | | |
| ⑦　（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑧　山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て） | | |

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－75－８－Ａ４統一）

届出年月日　平成　　年　　月　　日

税務署長

税務署受付印

# 第４項　取得
# 相続税法施行規則附則第５項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書
# 第６項　現況

※印欄は記入しないでください。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 住所 | 〒 | 学級数 | | 学級 | 学級設置場所の位置図 | |
| | 氏名 | 印 | 幼児数等 | 定員 | 人 | | |
| | 個人番号 | | | 現員 | 人 | | |
| | 電話番号 | | 幼稚園の事業開始年月日 | 年　月　日 | | | |
| 幼稚園の種類 | | | 青色申告承認年月日 | 年　月　日 | | | |
| 幼稚園の名称 | | | | | | | |
| 幼稚園の所在地 | | | | | | | |

供した（第４項）
教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細
供している（第６項）

| 区分 | 用途 | 所在場所 | 数量 | 供した日<br>供しなくなった日 | その他参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ | 平成　年　月　日 | |
| 土地 | | | | | |
| 建物 | | | | | |
| 構築物 | | | | | |

| 区分 | 種類 | 数量 | 供した日<br>供しなくなった日 | 取得価額 | 区分 | 細目 | 預入先又は貸付先等 | 預入等の年月日 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教育用設備備品 | | | 平成　年　月　日 | 千円 | 現金・預金 | 現金 | | 平成　年　月　日 | 千円 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | 有価証券 | | | | |
| | | | | | 貸付金等 | | | | |
| 事務用備品 | | | | | その他の流動資産 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 車輌 | | | | | 備考 | 基本金 | 平成　年　月　日現在 | | |
| | | | | | | 設置者借 | 平成　年　月　日現在 | | |
| その他の固定資産 | | | | | | | | | |

1．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2．この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 整理番号 | | | | |

（資４－87－Ａ４－統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、相続税法施行規則第４項、第５項又は第６項の規定により新たに教育の用に供した財産（第４項）、教育の用に供しなくなった財産（第５項）又は現に教育の用に供している財産（第６項）を届け出る場合に使用してください。

1　標題の「第４項　第５項　及び　第６項」「取得　廃止　並びに財産の明細の現況」「供　し　た（第４項）　供しなくなった（第５項）　及び　供している（第６項）」「供した日　供しなくなった日」の

３段組又は２段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。

(1)　新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第４項」、「取得」、「供した（第４項）」及び「供した日」

(2)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第５項」、「廃止」、「供しなくなった（第５項）」及び「供しなくなった日」

(3)　現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第６項」、「現況」、「供している（第６項）」及び「供した日」

2　「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。

3　「教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得　供　し　た（第４項）　供している（第６項）の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。

(1)　「土地」、「建物」及び「構築物」の欄

イ　「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。

ロ　「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。

ハ　「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。

(イ)　新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合

A　その財産の利用状況について参考となるべき事項

B　その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係

C　その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称

(ロ)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合

教育の用に供しなくなった理由

(2)　「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輌」及び「その他の流動資産」の欄

イ　これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。

ロ　「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。

(3)　「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。

(4)　「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。

(5)　「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。

(6)　「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。

(7)　「備考」の欄
この欄には、元入金（基本金）及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

| 様式 | 13 |
|---|---|

# 相続税法施行規則附則第８項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

税務署
受付印

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

個人番号 ｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜

私の営む幼稚園経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第１号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　適用開始年分　＿＿＿＿＿年分

2　認定を受ける家事充当金額の限度額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

3　幼稚園経営事業における申請者の職務内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　経営する幼稚園の名称、所在地及びその概要

（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（幼児、児童等の現在数、学級数等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　家事充当金額の限度額の算定根基及び幼稚園経営事業に従事している者の給与等の明細

別紙のとおり。

6　幼稚園経営事業に従事している者の給与規定

別添のとおり。

| 関与税理士 | | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 整理番号 | | | | |

| ※ | 名簿番号 | |
|---|---|---|

（資４－88－１－Ａ４統一）

| 様式 | 14 |
|---|---|

# 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

＿＿＿＿税務署長　　平成　年　月　日

【代理人記入欄】

住　所

氏　名　　㊞

連絡先

税務署受付印

| 開示請求者 | | |
|---|---|---|
| | 住所又は居所（所在地） | 〒　　℡（　－　－　） |
| | フリガナ | |
| | 氏名又は名称 | ㊞ |
| | 個人番号 | |
| | 生年月日 | 被相続人との続柄 |

私は、相続税法第49条第１項の規定に基づき、下記１の開示対象者が平成15年１月１日以後に下記２の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前３年以内に取得したもの又は同法第21条の９第３項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

## １　開示対象者に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住所又は居所（所在地） | | | | |
| 過去の住所等 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 氏名又は名称（旧姓） | | | | |
| 生年月日 | | | | |
| 被相続人との続柄 | | | | |

## ２　被相続人に関する事項

| | |
|---|---|
| 住所又は居所 | |
| 過去の住所等 | |
| フリガナ | |
| 氏　名 | |
| 生年月日 | |
| 相続開始年月日 | 平　成　年　月　日 |

## ３　承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

| | |
|---|---|
| 住所又は居所 | |
| フリガナ | |
| 氏　名 | |
| 生年月日 | |
| 相続開始年月日 | 平　成　年　月　日 |
| 精算課税適用者である旨の記載 | 上記の者は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。 |

## ４　開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の□ 期限内申告 □ 期限後申告 □ 修正申告 □ 更正の請求に必要なため

## ５　遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

□　相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の全部について未分割

## ６　添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

□ 遺産分割協議書の写し　□ 戸籍の謄(抄)本　□ 遺言書の写し　□ 住民票の写し
□ その他（　　）
□ 私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

## ７　開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

□ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)　□ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

| 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 | | 確認者 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） | | | |
| 委任の確認 | 開示請求者への確認 | （　・　・　） | | | |
| | 委任状の有無 | □ 有　□ 無（　　） | | | |

（資４－９０－１－Ａ４統一）

# 書　き　か　た　等（開　示　請　求　書）

1　「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

2　「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

3　「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

4　「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5　「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

6　「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。

(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し

(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し

(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7　「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

（注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

| 様式 | 15 |
|---|---|

# 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

| 開示請求者(代表者)の氏名 | |
|---|---|

1　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住所又は居所（所在地） | | | | |
| 過去の住所等 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 氏名又は名称（旧姓） | | | | |
| 生年月日 | | | | |
| 被相続人との続柄 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住所又は居所（所在地） | | | | |
| 過去の住所等 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 氏名又は名称（旧姓） | | | | |
| 生年月日 | | | | |
| 被相続人との続柄 | | | | |

【開示請求者】（開示請求者が２人以上の場合に記入してください。）

| | 1 | 2 |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | 〒　　℡（　　－　　－　　） | 〒　　℡（　　－　　－　　） |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 個人番号 | | |
| 生年月日 | | |
| 被相続人との続柄 | | |

| | 3 | 4 |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | 〒　　℡（　　－　　－　　） | 〒　　℡（　　－　　－　　） |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 個人番号 | | |
| 生年月日 | | |
| 被相続人との続柄 | | |

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

| 1 | | |
|---|---|---|
| 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
| | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 2 | | |
|---|---|---|
| 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
| | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 3 | | |
|---|---|---|
| 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
| | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 4 | | |
|---|---|---|
| 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
| | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資４－９０－２－Ａ４統一）

# 書　き　か　た　等

1　「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。

2　「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

3　「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

税務署長
平成　年　月　日提出

# 平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）

F D 4 7 2 5

提出用

税務署受付印

住所　〒　－　（電話　－　－　）
フリガナ
氏名　印
生年月日　明治1 大正2 昭和3 平成4　職業

| 税務署整理欄（記入しないでください。） | | | |
|---|---|---|---|
| 整理番号 | | 名簿 | |
| 補完 | | 確認 | |
| 申告書提出年月日 | | 財産細目コード | 事案処理 贈与区分 訂正 修正 作成区分 枚数 |
| 災害等延長年月日 | | | |
| 出国年月日 | | | |
| 死亡年月日 | | | |

第一表（平成27年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。）

## Ⅰ 暦年課税分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

### i 特例贈与財産分

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細 種類 細目 所在場所等 利用区分・銘柄等 数量 固定資産税評価額 単価 倍数 | 財産の価額（単位：円） | 財産を取得した年月日 |
|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 続柄（直系尊属）父母祖祖以上1 父母祖祖以上2 父母3 父母以外4 ※1～3の場合に記入します。 | 円 倍 | 円 | 平成□年□月□日 |
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 続柄（直系尊属）父母祖祖以上1 父母祖祖以上2 父母3 父母以外4 ※1～3の場合に記入します。 | 円 倍 | 円 | 平成□年□月□日 |
| 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | | ① | |

### ii 一般贈与財産分

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細 種類 細目 所在場所等 利用区分・銘柄等 数量 固定資産税評価額 単価 倍数 | 財産の価額（単位：円） | 財産を取得した年月日 |
|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 続柄（直系尊属）父母祖祖以上1 父母祖祖以上2 父母3 父母以外4 未要件5 ※1～4の場合に記入します。 | 円 倍 | 円 | 平成□年□月□日 |
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 続柄（直系尊属）父母祖祖以上1 父母祖祖以上2 父母3 父母以外4 未要件5 ※1～4の場合に記入します。 | 円 倍 | 円 | 平成□年□月□日 |
| 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | | ② | |
| 配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□に○印を記入します。… □ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円 | （最高2,000万円） | ③ | |

【合計欄】　暦年課税分（③の控除後の課税価格）　（単位：円）

| Ⅰ | | | Ⅲ合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③）） | ④ | | 課税価格の合計額（①＋②＋⑪） | ⑬ |
| | 基礎控除額 | ⑤ | 1100000 | 差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫） | ⑭ |
| | ⑤の控除後の課税価格（④－⑤） | ⑥ | 000 | 農地等納税猶予税額 | ⑮ |
| | ⑥に対する税額（「贈与税の速算表」を使用して計算します。） | ⑦ | | 株式等納税猶予税額 | ⑯ |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | | 申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰） | ⑱ |
| | 差引税額（⑦－⑧－⑨） | ⑩ | | | |
| 相続時精算課税分 Ⅱ | 相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉑の金額の合計額） | ⑪ | この申告書が修正申告書である場合 | 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 | ⑲ |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉒の金額の合計額） | ⑫ | | 申告期限までに納付すべき税額の増加額 | ⑳ |

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の２の書面提出有

通信日付印・確認者印

（資５－10－１－１－Ａ４統一）（平27.10）

| 様式 | 17 |
|---|---|

税務署長
平成　年　月　日提出

# 平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）

第一表（平成27年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

控用

税務署受付印

住所　〒　－　（電話　－　－　）

フリガナ

氏名　印

明治1 大正2 昭和3 平成4　生年月日　年　.　.　.　職業

控

## Ⅰ 暦年課税分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による**直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例**の適用を受けます。

### i 特例贈与財産分

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細<br>種類 | 細目 | 所在場所等 | 利用区分・銘柄等 | 数量<br>固定資産税評価額 | 単価<br>倍数 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額（単位：円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 | | | | | 円 | 円<br>倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 | | | | | 円 | 円<br>倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | | | | | | ① | |

（直系尊属）父母祖父母上記以外 1 2 3 4 5　続柄　※図の場合に記入します。

### ii 一般贈与財産分

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細<br>種類 | 細目 | 所在場所等 | 利用区分・銘柄等 | 数量<br>固定資産税評価額 | 単価<br>倍数 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額（単位：円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 | | | | | 円 | 円<br>倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 | | | | | 円 | 円<br>倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | | | | | | ② | |
| 配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、…□ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。「□」に○印を記入します。）<br>（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿＿＿＿円 | | | | | | ③ | （最高2,000万円） |

（直系尊属）父母祖父母上記以外 1 2 3 4 5　（直系尊属以外）夫妻兄弟姉妹上記以外 6 7 8 9　続柄　※図の場合に記入します。

【合計欄】　暦年課税分（③の控除後の課税価格）　（単位：円）

### Ⅰ

| | | |
|---|---|---|
| 暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③）） | ④ | |
| 基礎控除額 | ⑤ | 110000 |
| ⑤の控除後の課税価格（④－⑤） | ⑥ | |
| ⑥に対する税額「贈与税の速算表」を使用して計算します。 | ⑦ | |
| 外国税額の控除額 | ⑧ | |
| 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | |
| 差引税額（⑦－⑧－⑨） | ⑩ | |

### Ⅱ 相続時精算課税分

| | | |
|---|---|---|
| 相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉑の金額の合計額） | ⑪ | |
| 相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉒の金額の合計額） | ⑫ | |

### Ⅲ 合計

| | | |
|---|---|---|
| 課税価格の合計額（①＋②＋⑪） | ⑬ | |
| 差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫） | ⑭ | 00 |
| 農地等納税猶予税額 | ⑮ | 00 |
| 株式等納税猶予税額 | ⑯ | 00 |
| 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ | 00 |
| 申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰） | ⑱ | 00 |

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| この申告書が修正申告書である場合 | 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 | ⑲ | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額の増加額 | ⑳ | 00 |

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の２の書面提出有

（資５－10－１－２－Ａ４統一）（平27.10）

# 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 27 年分）

第一表の付表一（平成27年分用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

| 受託者の名称又は氏名（法人整理番号） | （　　） |
|---|---|

## 1　委託者

| 住所 | | 氏名 | (フリガナ) | 生年月日 | 年　月　日<br>明治１、大正２、昭和３、平成４ |
|---|---|---|---|---|---|

## 2　信託の明細

| 番号 | 信託の名称 | 所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。） | 贈与者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。） |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

## 3　信託に関する権利の明細

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 財産の価額 | あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 円 | 円 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 信託に関する権利の価額の合計額等 | | | | | | | ① | ② |
| 上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額（①の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算した金額） | | | | | | | ③ | |

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

## 4　贈与税額等の計算

| ④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額） | ⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 | ⑥ 贈与税の額（③×⑤÷④） | ⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－②） | ⑧ 控除する法人税等に相当する額（⑳欄の金額） | ⑨ 差引税額（⑦－⑧） |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

（注）１　⑤欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑧欄は、「５　控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑳欄の金額）を記入します。
３　⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

## 5　控除する法人税等に相当する額の計算

| 法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算 | | | | ⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額 |
|---|---|---|---|---|
| ⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（⑤欄の金額） | 翌期控除事業税等相当額 ⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額 | 翌期控除事業税等相当額 ⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑩－⑪－⑫） | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑮ ⑬の価額に基づく事業税の額 | ⑯ ⑬の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑰ ⑭の金額に基づく地方法人税の額 | ⑱ ⑭の金額に基づく道府県民税の額 | ⑲ ⑭の金額に基づく市町村民税の額 | ⑳ 法人税等に相当する額（⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲） |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

（注）１　⑪欄及び⑮欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　⑫欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
３　⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　⑰欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
５　⑱欄及び⑲欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
６　⑳欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、⑭から⑲までの各欄の金額の合計額に、⑭欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

（資５－59－１－Ａ４統一）（平27.10）

## 6　信託財産責任負担債務の額の計算

| ①　信託に対する贈与税額（表面③欄の金額） | 法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算 | | | | ⑥　⑤の価額に基づく法人税の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ②　信託に関する権利の合計額（表面①欄の金額） | 翌期控除事業税等相当額 | | ⑤　法人税及び事業税等の基となる価額（②－③－④） | |
| | | ③　②の価額に基づく事業税の額 | ④　②の価額に基づく地方法人特別税の額 | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑦　⑤の価額に基づく事業税の額 | ⑧　⑤の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑨　⑥の金額に基づく地方法人税の額 | ⑩　⑥の金額に基づく道府県民税の額 | ⑪　⑥の金額に基づく市町村民税の額 |
|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑫　法人税等に相当する額（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪） | ⑬　（①－⑫）の金額 |
|---|---|
| 円 | 円 |

| 番号 | ⑭　上記②欄の金額 | ⑮　②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額 | ⑯　（⑬×⑮÷⑭）の金額 | ⑰　各信託に関する権利に係る外国税額控除額 | ⑱　信託財産責任負担債務の額（⑯－⑰） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）1　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。

2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。

3　③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4　④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

5　⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6　⑨欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

7　⑩欄及び⑪欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

8　⑫欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、⑥から⑪までの各欄の金額の合計額に、⑥欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

9　⑬欄の金額（①－⑫）がマイナスとなるときは「０」と記入します。

10　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。

11　⑰欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

12　⑱欄の金額（⑯－⑰）がマイナスとなるときは「０」と記入します。

13　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

### 書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

3　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

4　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。

6　「５　控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の 10 第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

# 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 27 年分）

第一表の付表二（平成27年分用）

| | |
|---|---|
| この明細書は、相続税法第66条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。<br>なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。 | 贈与者の氏名 |
| | 人格のない社団又は財団の名称（法人整理番号）　（　　） |

**1　贈与により取得した財産の明細等**

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 財産の価額 | 外国税額控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | 円 | 円 |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 | | | | | | 合計額 | ① | ② |
| 上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額 | | | | | | | ③ | ④ |
| 基礎控除後の課税価格に対する税額（①の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額） | | | | | | | ⑤ 円 | |

**2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算**

| ⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額） | ⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑨ 翌期控除事業税等相当額（⑦+⑧） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥−⑨） | ⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額 | ⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額（裏面参照） | ⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額 | ⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額 | ⑰ 法人税等に相当する額（⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯）（裏面参照） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

**3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算**

| ⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷①−④） | ⑲ 法人税等に相当する額（⑰の金額） | ⑳ 限度額（⑱の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額） |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 |

**4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算**

| ㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額） | ㉒ 外国税額控除額（②の金額） | ㉓ 控除する法人税等に相当する額（⑳の金額） | ㉔ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉑−㉒−㉓） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

（資５－59－３－Ａ４統一）（平 27.10）

# 書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第 66 条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が２人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

１　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

２　「１　贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。

⑴　「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。

⑵　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

３　「２　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

⑴　「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。

⑵　「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

⑶　「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

⑷　「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

⑸　「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

⑹　「⑰」欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、「⑪」から「⑯」までの各欄の金額の合計額に、「⑪」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

４　「３　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

５　「４　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。

| 様式 | 20 |
|---|---|

提出用

# 平成２７年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成27年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

## 住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）　（単位：円）

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日　明治1、大正2、昭和3、平成4　年　月　日<br>続柄（直系尊属　父1　母2　祖父3　祖母4　上記以外5　※の場合に記入します） | | 平成　年　月　日 |
| | | 平成　年　月　日 |
| 住宅取得等資金の合計額 | | ㉚ |

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日　明治1、大正2、昭和3、平成4　年　月　日<br>続柄（直系尊属　父1　母2　祖父3　祖母4　上記以外5　※の場合に記入します） | | 平成　年　月　日 |
| | | 平成　年　月　日 |
| 住宅取得等資金の合計額 | | ㉛ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額（注２） | 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | 平成　年　月　日 | ㉜ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉚のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ |
| | ㉛のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝＋㉞）（㉜の金額を限度とします。） | | ㉟ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚－㉝）（㉚に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊱ |
| | ㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛－㉞）（㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊲ |

㊱又は㊲に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊱又は㊲の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１）　住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・　・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２）　非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | | ～平成27年12月31日 | 平成28年１月１日～平成28年３月15日 |
|---|---|---|---|
| 種類 | 省エネ等住宅（※） | 1,500万円 | 1,200万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 | 700万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 確認 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－１－３－Ａ４統一）（平27.10）

控用

# 平成２７年分贈与税の申告書 （住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成27年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

## 住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注１)

（単位：円）

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>続柄（直系尊属：父 母 祖父 祖母 上記以外 ※5の場合に記入します。）<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 | | 平成 年 月 日 |
| | | |
| | | 平成 年 月 日 |
| | | |
| | 住宅取得等資金の合計額 ㉚ | |

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>続柄（直系尊属：父 母 祖父 祖母 上記以外 ※5の場合に記入します。）<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 | | 平成 年 月 日 |
| | | |
| | | 平成 年 月 日 |
| | | |
| | 住宅取得等資金の合計額 ㉛ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額 （注２） | 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | 平成 年 月 日 | ㉜ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉚のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ |
| | ㉛のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額 （㉝＋㉞）<br>（㉜の金額を限度とします。） | | ㉟ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉚のうち課税価格に算入される金額 （㉚－㉝）<br>（㉚に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊱ |
| | ㉛のうち課税価格に算入される金額 （㉛－㉞）<br>（㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊲ |

㊱又は㊲に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊱又は㊲の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・ ・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | | ～平成27年12月31日 | 平成28年１月１日～平成28年３月15日 |
|---|---|---|---|
| 種類 | 省エネ等住宅（※） | 1,500万円 | 1,200万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 | 700万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

提出用

# 平成２７年分贈与税の申告書 （震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

第一表の三（平成27年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

税務署受付印

| 受贈者の氏名 | |
|---|---|

## 住宅取得等資金の非課税分

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>続柄（直系尊属：父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5）<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 | | 平成 年 月 日 | |
| | | 平成 年 月 日 | |
| | 住宅取得等資金の合計額 | | ㊳ |

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>続柄（直系尊属：父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5）<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 | | 平成 年 月 日 | |
| | | 平成 年 月 日 | |
| | 住宅取得等資金の合計額 | | ㊴ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額（注２） | 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | 平成 年 月 日 | ㊵ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊶ |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊷ |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊶＋㊷）<br>（㊵の金額を限度とします。） | | ㊸ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊶）<br>（㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊹ |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊷）<br>（㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | ㊺ |

㊹又は㊺に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊹又は㊺の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・ ・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２） 非課税限度額は、住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | | ～平成28年３月15日 |
|---|---|---|
| 種類 | 省エネ等住宅（※） | 1,500万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 確認 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－１－５－Ａ４統一）（平27.10）

控用

# 平成２７年分贈与税の申告書 （震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

第一表の三（平成27年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

税務署受付印

受贈者の氏名

控

## 住宅取得等資金の非課税分

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
|---|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 ．．<br>続柄 ※（直系尊属）父母祖父祖母 1 2 3 4 5 上記以外 5<br>※5の場合に記入します。 | | 平成 年 月 日 | |
| | | 平成 年 月 日 | |
| 住宅取得等資金の合計額 | | | ㊳ |
| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4 ．．<br>続柄 ※（直系尊属）父母祖父祖母 1 2 3 4 5 上記以外 5<br>※5の場合に記入します。 | | 平成 年 月 日 | |
| | | 平成 年 月 日 | |
| 住宅取得等資金の合計額 | | | ㊴ |
| 非課税限度額（注２） | 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | 平成 年 月 日 | ㊵ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | | ㊶ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | | ㊷ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊶＋㊷）（㊵の金額を限度とします。） | | | ㊸ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊶）（㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | | ㊹ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊷）（㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | | | ㊺ |

㊹又は㊺に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊹又は㊺の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・ ・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２） 非課税限度額は、住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | | ～平成28年３月15日 |
|---|---|---|
| 種類 | 省エネ等住宅（※） | 1,500万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

| 様式 | 24 |
|---|---|

# 平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD4734

税務署受付印

提出用

受贈者の氏名

第二表（平成27年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

## 相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

| 特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 左の特定贈与者から取得した財産の明細<br>種類／細目／利用区分・銘柄等／所在場所等／数量／固定資産税評価額／単価／倍数／財産の価額 | 財産を取得した年月日 |
|---|---|---|
| 住所<br>フリガナ<br>氏名<br>続柄（父[1]、母[2]、祖父[3]、祖母[4]、①～④以外[5]）<br>生年月日（明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]） | 円／円／倍 | 平成□□年□□月□□日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | | ㉑ | |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ㉒ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－㉒） | ㉓ | |
| | 特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額） | ㉔ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔） | ㉕ | |
| 税額の計算 | ㉔の控除後の課税価格（㉑－㉔）【1,000円未満切捨て】 | ㉖ | 000 |
| | ㉖に対する税額（㉖×20％） | ㉗ | 00 |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ㉘ | |
| | 差引税額（㉗－㉘） | ㉙ | |

| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 申告した税務署名 | 控除を受けた年分 | 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。） |
|---|---|---|---|
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

| ※ 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 届出番号 | | － | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 財産細目コード | | | | 確認 | | | |

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－２－１－Ａ４統一）（平27.10）

# 平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成27年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

控用

署受付印（税務）

受贈者の氏名

控

## 相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

| 特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 左の特定贈与者から取得した財産の明細<br>種類／細目／利用区分・銘柄等／数量／単価<br>所在場所等／固定資産税評価額／倍数 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額 |
|---|---|---|
| 住所 | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 円 倍 | |
| フリガナ<br>氏名 | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 円 倍 | |
| 続柄 □ ← 父[1]、母[2]、祖父[3]、祖母[4]、①～④以外[5]（※その場合に記入します。） | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| 生年月日 □ □□.□□.□□ ← 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] | 円 倍 | |

| | | |
|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | | ㉑ |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ㉒ |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－㉒） | ㉓ |
| | 特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額） | ㉔ |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔） | ㉕ |
| 税額の計算 | ㉔の控除後の課税価格（㉑－㉔）【1,000円未満切捨て】 | ㉖ |
| | ㉖に対する税額（㉖×20％） | ㉗ |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ㉘ |
| | 差引税額（㉗－㉘） | ㉙ |

| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 申告した税務署名 | 控除を受けた年分 | 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。） |
|---|---|---|---|
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

# 死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

税務署受付印

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

## 1　死亡した者の住所・氏名等

| 住所 | | 氏名 | フリガナ | 相続開始年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|---|---|

## 2　死亡した者の納める税金　（贈与税の申告書第一表の⑬欄又は㉔欄の金額）　円・・・・・A

## 3　相続人等の代表者の指定　（贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）　相続人等の代表者の氏名＿＿＿＿＿＿

## 4　限定承認の有無　（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）　限定承認

## 5　相続人等に関する事項（注2）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 住所 | 〒 | 〒 | 〒 | 〒 |
| (2) | 氏名 | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ |
| (3) | 個人番号又は法人番号（注1） | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 | 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 |
| (4) | 職業及び被相続人との続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 |
| (5) | 生年月日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 |
| (6) | 電話番号 | | | | |
| (7) | 相続分…B | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ |
| (8) | 相続又は遺贈により取得した財産の価額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (9) | 各人の(8)の合計 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 | | | |
| (10) | (8)の(9)に対する割合 $\left(\frac{(8)}{(9)}\right)$ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ |

## 6　各人の納付税額　$\left(A \times B\right)$　各人の100円未満の端数切捨て

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 00円 | | 00円 | | 00円 | | 00円 |

（注）1　平成27年分以前の贈与税の申告書を提出する場合で「3　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、「5　相続人等に関する事項」の「(3) 個人番号又は法人番号」欄については記入の必要はありません。

2　「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

| 税務署欄 | 整理番号 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 番号確認 | 身元確認 | | | | | | | | |

（資5－10－4－A4統一）（平27. 10）

# 書　き　か　た　等

## 《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

## 《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

## 《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「１　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「２　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の⑱欄（修正申告の場合は⑳欄）の金額を転記してください。
4　「５　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
（3）「個人番号又は法人番号」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
　なお、平成27年分以前の贈与税の申告書を提出する場合で「３　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、この欄を記入する必要はありません。
（4）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

| | | 相続人 | 法定相続分 |
|---|---|---|---|
| 被相続人に | 子がいる場合 | 配偶者 | ２分の１ |
| | | 子 | ２分の１ |
| | 子がいない場合 | 配偶者 | ３分の２ |
| | | 父母 | ３分の１ |
| | 子も父母もいない場合 | 配偶者 | ４分の３ |
| | | 兄弟姉妹 | ４分の１ |

（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（5）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５（７）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「６　各人の納付税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「５（７）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

# 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

（平成27年分以降用）

贈与者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

| 田・畑・採草放牧地・準農地の別 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別 | 所在場所 | 面積 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ / 円 | 円 / 倍 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | ㎡ | | Ⓐ |

## Ⅱ　納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）

**A　農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産の課税価格（申告書第一表の④の金額－上欄のⒶの金額） | ① | 円 | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額） | ⑤ | 円 00 |
| 基礎控除額 | ② | 1,100,000 | 相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑥ | |
| 農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ③ | ,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（④＋⑥）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑦ | 00 |
| ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。） | ④ | 00 | 納税猶予税額（⑤－⑦） | ⑧ | 00 |

**B　農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額の合計額（納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。） | ⑨ | 円 | 農地等以外の財産（特例贈与財産）に対応する税額（⑬×⑨／⑫） | ⑯ | 円 |
| 農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額（納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。） | ⑩ | | ⑭の金額に「一般税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。） | ⑰ | |
| 配偶者控除額（申告書第一表の③の金額） | ⑪ | | 農地等以外の財産（一般贈与財産）に対応する税額（⑰×（⑩－⑪）／⑫） | ⑱ | |
| 農地等以外の財産の課税価格の合計額（⑨＋⑩－⑪） | ⑫ | | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額） | ⑲ | 00 |
| 基礎控除額 | ⑬ | 1,100,000 | 相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑳ | |
| 農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（⑫－⑬）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑭ | ,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（⑯＋⑱＋⑳）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ㉑ | 00 |
| ⑭の金額に「特例税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。） | ⑮ | | 納税猶予税額（⑲－㉑） | ㉒ | 00 |

（資5－11－1－A4統一）（平27.10）

# 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

控用

贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

（平成27年分以降用）

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

| 田・畑 採草放牧地 準農地の別 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別 | 所在場所 | 面積 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ / 円 | 円 / 倍 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | ㎡ | | Ⓐ |

## Ⅱ　納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）

**A　農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産の課税価格（申告書第一表の④の金額－上欄のⒶの金額） | ① | 円 | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額） | ⑤ | 円 00 |
| 基礎控除額 | ② | 1,100,000 | 相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑥ | |
| 農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ③ | ,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（④＋⑥）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑦ | 00 |
| ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。） | ④ | 00 | 納税猶予税額（⑤－⑦） | ⑧ | 00 |

**B　農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額の合計額（**納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。**） | ⑨ | 円 | 農地等以外の財産（特例贈与財産）に対応する税額（⑮×⑨／⑫） | ⑯ | 円 |
| 農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額（**納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。**） | ⑩ | | ⑭の金額に「一般税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。） | ⑰ | |
| 配偶者控除額（申告書第一表の③の金額） | ⑪ | | 農地等以外の財産（一般贈与財産）に対応する税額（⑰×（⑩－⑪）／⑫） | ⑱ | |
| 農地等以外の財産の課税価格の合計額（⑨＋⑩－⑪） | ⑫ | | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額） | ⑲ | 00 |
| 基礎控除額 | ⑬ | 1,100,000 | 相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑳ | |
| 農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（⑫－⑬）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑭ | ,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（⑯＋⑱＋⑳）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ㉑ | 00 |
| ⑭の金額に「特例税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。） | ⑮ | | 納税猶予税額（⑲－㉑） | ㉒ | 00 |

（資5－11－1－A4統一）（平27.10）

# 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成27年分用）

| 経営承継受贈者の氏名 | | 贈与者の氏名（裏面の「1」参照） | |
|---|---|---|---|

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

**1　特例受贈非上場株式等に係る会社**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 会社名 | | ⑦ 贈与の時における経営承継受贈者の役職名 | | | |
| ② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名） | （　　署） | ⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日 | | 平成　年　月　日 | |
| ③ 事業種目 | | ⑨ 経済産業大臣の認定の状況 | 認定年月日 | 平成　年　月　日 | |
| ④ 贈与の時における資本金の額 | 円 | | 認定番号 | | |
| ⑤ 贈与の時における資本準備金の額 | 円 | ⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 | | 有 | 無 |
| ⑥ 贈与の時における従業員数 | 人 | | | | |

**2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細**

| 受贈年月日 | ① 贈与の時における発行済株式等の総数等 | ② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a）（①×2／3）（1株・口・円未満の端数切上げ） | ③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b） | ④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c） | ⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d） |
|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 |

| ⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）（イ）a＞b＋cの場合　⇒ b　※ b＞dの場合は、特例適用不可（ロ）a≦b＋cの場合 ⇒ （a－c）　※（a－c）＞dの場合及び（a－c）が赤字の場合は、特例適用不可 | ⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等 | ⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照） | ⑨ 価額（⑦×⑧） |
|---|---|---|---|
| 株・口・円 | 株・口・円 | 円 | A　円 |

**3　株式等納税猶予税額の計算**

| ① 上記2の⑨欄「A」の価額 | ② 基礎控除額 | ③ （①－②）の金額（1,000円未満切捨て） | ④ ③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て） |
|---|---|---|---|
| 円 | 1,100,000円 | ,000円 | 00円 |

**4　特例受贈非上場株式等の内訳等**

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

| | 贈与年月日 | 贈与者の氏名 | 贈与者の住所 | 左記の贈与者が贈与した株式等の数等 |
|---|---|---|---|---|
| イ | ・　・ | | | 株・口・円 |
| ロ | ・　・ | | | 株・口・円 |
| ハ | ・　・ | | | 株・口・円 |
| 贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ＋ロ＋ハ） | | | | 株・口・円 |

（注）1　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2　「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。

**5　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

| 取得年月日 | 種類 | 細目 | 利用区分 | 所在場所等 | 数量 | ① 価額 | 出資者・贈与者の氏名・名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | | | | | | 円 | |
| ・　・ | | | | | | | |
| ・　・ | | | | | | | |
| ② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） | | | | | | | |
| ③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） | | | | | | | |
| ④ 現物出資等資産の保有割合（②／③） | | | | | | % | |

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

※印欄には記入しないでください。

| ※ | 税務署整理欄 | 法人管轄署番号 | － | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資5－111－6－A4統一）（平27.10）

《 書 き か た 等 》

1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受ける場合に記入します。
　なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
(1)　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2)　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3)　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
※　贈与者が贈与の時において会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。

2　「１　特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
(1)　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
　なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
(2)　⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第６条第１項第７号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3)　⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８第６項の特別の関係がある会社をいいます。３(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。３(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８第11項第１号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3　「２　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
(1)　①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2)　この特例の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはｂの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には（ａ－ｃ）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
(3)　⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
　なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８第11項第１号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社、資産保有型会社等又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(4)　この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「３　株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のＡ欄の金額とこの計算書以外の計算書のＡ欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の１の①欄に記入します。

4　「３　株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
　④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑯欄に転記します。

5　「４　特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
　この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の９第22項第６号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第16項（第３号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。

6　「５　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
(1)　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の８第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2)　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
　なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3)　③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4)　④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5)　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

# 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

（平成27年分用）

| 経営承継受贈者の氏名 | | この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を２以上作成する必要がある場合に使用します。 |
|---|---|---|

**1　あん分前の株式等納税猶予税額の計算**

| | |
|---|---|
| ①　各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額 | 円 |
| ②　基礎控除額 | 1,100,000 |
| ③　②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て） | ,000 |
| ④　③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。） | |

**2　あん分後の株式等納税猶予税額の計算**

①　会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算

| | 会社名 | 贈与者の氏名 | 株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て） | |
|---|---|---|---|---|
| イ | | | 上記１の④×（イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額） | 円 00 |
| ロ | | | 上記１の④×（ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額） | 00 |
| ハ | | | 上記１の④×（ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額） | 00 |
| ニ | | | 上記１の④×（ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額） | 00 |
| ホ | | | 上記１の④×（ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額） | 00 |

| | |
|---|---|
| ②　あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ） | 00 |

（注）１　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
　　２　②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑯欄に転記します。

| ※ | 税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－１１－７－Ａ４統一）（平27.10）

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

（平成27年分用）

| 受贈者の氏名 | | 贈与者の氏名 | |
|---|---|---|---|

私は、「1　経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2　経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます(注)。

（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

□ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）

□ 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）

(注)「1　経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときには、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。

□ 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

## 1　経済的利益に係る医療法人

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 医療法人の名称等 | 名　称 | | 医療法人の整理番号 | |
| | | | 医療法人の所轄税務署名 | 税務署 |
| ② 厚生労働大臣の認定年月日 | | | | 平成　年　月　日 |
| ③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限 | | | | 平成　年　月　日 |

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）

□ 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。

(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

## 2　経済的利益の明細

医療法人の持分に係る経済的利益

| | | | |
|---|---|---|---|
| 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 | 受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。 | 放棄年月日 | 平成　年　月　日 |
| | | 経済的利益の価額 | a　円 |

## 3　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

| ① 2のa欄の価額 | ② 基礎控除額 | ③ ②の控除後の課税価格（(①−②)の金額）（1,000円未満切捨て） | ④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額）（100円未満切捨て） |
|---|---|---|---|
| 円 | 1,100,000 円 | ,000 円 | 00 円 |

⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | | 医療法人持分納税猶予税額（④の金額を転記します。） | A　00 円 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) | 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（④の金額を転記します。） | B　00 円 |
| | | (ロ) | 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ 以下の計算明細の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（計算明細のe欄の金額を転記します。） | B　円 |

＊ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ(ロ)に該当する場合）に使用します。

## 基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

### 4　医療法人の持分に関する事項

| | |
|---|---|
| ① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日 | 平成　年　月　日 |
| ② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日 | 平成　年　月　日 |

### 5　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細

医療法人の持分

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 贈与者による持分の放棄の直前の持分 | 受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 | 持分の価額 | b　円 |
| ② 基金拠出の直前の持分 | 受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。 | 拠出年月日 | 平成　年　月　日 |
| | | 持分の価額 | c　円 |

### 6　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算

| | | |
|---|---|---|
| ① 基金として拠出をした額 | d | 円 |
| ② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c − d） | | 円 |
| ③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a ／（a + b）） | | 円 |
| ④ 医療法人持分税額控除額（3の④×（②／③）(注)）の金額<br>(注)「②／③」の割合が1を超える場合（「②＞③」の場合）には、3の④の金額 | e | 円 |

※印欄には記入しないでください。

| ※ | 税務署整理欄 | 法人管轄署番号 | − | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資5−11−8−A4統一）　（平27.10）

## 《書きかた等》

1　この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
⑴　医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の５第１項）
⑵　医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の６第１項）
⑶　個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の７の７第１項）
特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（⑶の特例の適用を受ける場合には、⑴又は⑵の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び⑶の特例の「□」にレ印を記入します。）。
なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
イ　異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
ロ　異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
ハ　同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

2　「１　経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
⑴　②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の３第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
⑵　③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
⑶　④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。
なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

3　「２　経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。

4　上記１のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（ａ）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（ａ）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の１の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。

5　「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
⑴　④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
⑵　⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。
なお、ロの場合には、放棄の態様（(ｲ)又は(ﾛ)）に応じ、(ｲ)に該当するときには④欄の金額を、(ﾛ)に該当するときには④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「６　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑤欄のＡの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑰」欄に、Ｂの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑨」欄に転記します。

6　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の３の⑤欄のロの(ﾛ)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
なお、この計算書の３の⑤欄のイ又はロの(ｲ)に該当する場合には、この計算明細の４から６までの各欄の記入は不要です。

7　「４　医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
⑴　①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の提出年月日を記入します。
⑵　②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

8　「５　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
⑴　「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
⑵　「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

9　「６　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
⑴　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。
⑵　④欄は、「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が１を超える場合には、その割合を１として計算します。
また、その算出した医療法人持分税額控除額（ｅ）は、「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ﾛ)のＢ欄に転記します。

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

（平成27年分用）

| 受贈者の氏名 | | この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を２以上作成する必要がある場合に使用します。 |
|---|---|---|

**1　あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算**

| | | 円 |
|---|---|---|
| ①　各計算書の **a** 欄の価額の合計額 | | |
| ②　基礎控除額 | | 1,100,000 |
| ③　②の控除後の課税価格（（①－②）の金額）**（1,000円未満切捨て）** | | ,000 |
| ④　③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。） | | |

**2　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算**

特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次のⅰからⅲまでの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。

**ⅰ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ｛（(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の **a** 欄の価額）／（1の①の価額）｝ | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | **医療法人持分納税猶予税額**（①の(3)の金額を転記します。） | a | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | **医療法人持分税額控除額**（①の(3)の金額を転記します。） | b | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | **医療法人持分税額控除額**（計算書の **e** 欄の金額を転記します。） | c | |

**ⅱ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ｛（(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の **a** 欄の価額）／（1の①の価額）｝ | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | **医療法人持分納税猶予税額**（①の(3)の金額を転記します。） | d | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | **医療法人持分税額控除額**（①の(3)の金額を転記します。） | e | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | **医療法人持分税額控除額**（計算書の **e** 欄の金額を転記します。） | f | |

**ⅲ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ｛（(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の **a** 欄の価額）／（1の①の価額）｝ | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | **医療法人持分納税猶予税額**（①の(3)の金額を転記します。） | g | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | **医療法人持分税額控除額**（①の(3)の金額を転記します。） | h | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | **医療法人持分税額控除額**（計算書の **e** 欄の金額を転記します。） | i | |

**3　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額**

上記１及び２により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。

| 合計 | | | 円 |
|---|---|---|---|
| | **医療法人持分納税猶予税額** の合計額（**a＋d＋g**）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額⑰」欄に転記します。） | A | 00 |
| | **医療法人持分税額控除額** の合計額（**b＋c＋e＋f＋h＋i**）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額⑨」欄に転記します。） | B | |

※印欄には記入しないでください。

（注）1　医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（ⅰ、ⅱ又はⅲの各欄のロの(ロ)に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（ⅰ、ⅱ又はⅲの各欄の①欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の４から６までにおいて医療法人持分税額控除額（**e**）を計算し、この別表の **c**、**f** 又は **i** 欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の６の④欄中「３の④」の金額とあるのは、この別表のⅰ、ⅱ又はⅲの各欄の「①欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額（**e**）を計算します。

2　医療法人又は贈与者が４以上あり、上記のⅰ、ⅱ及びⅲ欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。

| ※ | 税務署整理欄 | | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資５－11－９－Ａ４統一）　（平27.10）

提出用

# 平成２７年分贈与税の修正申告書（別表）

第三表（平成27年分用）（第三表は、申告書第一表、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

税務署受付印

❶ 修正前の課税額（第一表）　（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| | 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ② | |
| | 配偶者控除額 （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿＿＿＿円 | ③ | |
| | 暦年課税分の課税価格の合計額 （①+(②−③)） | ④ | |
| | 基礎控除額 | ⑤ | 1,100,000 |
| | ⑤の控除後の課税価格 （④−⑤）【1,000円未満切捨て】 | ⑥ | |
| | ⑥に対する税額 | ⑦ | |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | |
| | 差引税額（⑦−⑧−⑨） | ⑩ | |
| ▼ Ⅱ 相続時精算課税分 | 相続時精算課税分の課税価格の合計額 | ⑪ | |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額 | ⑫ | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額（①+②+⑪） | ⑬ | |
| | 差引税額の合計額 （納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】 | ⑭ | |
| | 農地等納税猶予税額 | ⑮ | |
| | 株式等納税猶予税額 | ⑯ | |
| | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ | |
| | 申告期限までに納付すべき税額（⑭−⑮−⑯−⑰） | ⑱ | |

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の非課税分 | 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉚ |
| | 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉛ |
| | 非課税限度額 | | | ㉜ |
| | 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉚のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ |
| | | ㉛のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ |
| | | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝+㉞） | | ㉟ |
| | 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚−㉝） | | ㊱ |
| | | ㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛−㉞） | | ㊲ |

❸ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第二表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額（第一表）」及び「❹修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 相続時精算課税分 | 財産の価額の合計額（課税価格） | | ㉑ |
| | 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 （最高2,500万円） | ㉒ |
| | | 特別控除額の残額 （2,500万円−㉒） | ㉓ |
| | | 特別控除額 （㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額） | ㉔ |
| | | 翌年以降に繰り越される特別控除額 （2,500万円−㉒−㉔） | ㉕ |
| | 税額の計算 | ㉔の控除後の課税価格 （㉑−㉔）【1,000円未満切捨て】 | ㉖ |
| | | ㉖に対する税額 （㉖×20％） | ㉗ |
| | | 外国税額の控除額 | ㉘ |
| | | 差引税額（㉗−㉘） | ㉙ |

❹ 修正申告によって異動した事項

| 異動の内容 | 異動の理由 |
|---|---|
| | |

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 異動前修正期限 | 年 | 月 | 日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－１－Ａ４統一）（平27.10）

控用

# 平成２７年分贈与税の修正申告書（別表）

第二表（平成27年分用）　○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

受贈者の氏名

（単位：円）

## ❶ 修正前の課税額（第一表）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| | 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ② | |
| | 配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円 | ③ | |
| | 暦年課税分の課税価格の合計額　（①+(②−③)） | ④ | |
| | 基礎控除額 | ⑤ | 110000 |
| | ⑤の控除後の課税価格　（④−⑤）【1,000円未満切捨て】 | ⑥ | 000 |
| | ⑥に対する税額 | ⑦ | |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | |
| | 差引税額（⑦−⑧−⑨） | ⑩ | |
| 相続時精算課税分 | | | |
| Ⅱ | 相続時精算課税分の課税価格の合計額 | ⑪ | |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額 | ⑫ | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額（①+②+⑪） | ⑬ | |
| | 差引税額の合計額　（納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】 | ⑭ | 00 |
| | 農地等納税猶予税額 | ⑮ | 00 |
| | 株式等納税猶予税額 | ⑯ | 00 |
| | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額（⑭−⑮−⑯−⑰） | ⑱ | 00 |

## ❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の非課税分 | 贈与者の氏名 | 住宅取得等資金の合計額 | ㉚ |
| | 贈与者の氏名 | 住宅取得等資金の合計額 | ㉛ |
| | 非課税限度額 | | ㉜ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉚のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ |
| | ㉛のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝+㉞） | | ㉟ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚−㉝） | | ㊱ |
| | ㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛−㉞） | | ㊲ |

## ❸ 修正前の課税額（第二表）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 相続時精算課税分 | 特定贈与者の氏名 | | 特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第二表を使用してください。この場合、「❶修正前の課税額（第一表）」及び「❹修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。 |
| | 財産の価額の合計額（課税価格） | | ㉑ |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額　（最高2,500万円） | | ㉒ |
| | 特別控除額の残額　（2,500万円−㉒） | | ㉓ |
| | 特別控除額　（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額） | | ㉔ |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額　（2,500万円−㉒−㉔） | | ㉕ |
| 税額の計算 | ㉔の控除後の課税価格　（㉑−㉔）【1,000円未満切捨て】 | | ㉖ 000 |
| | ㉖に対する税額　（㉖×20％） | | ㉗ 00 |
| | 外国税額の控除額 | | ㉘ |
| | 差引税額（㉗−㉘） | | ㉙ |

## ❹ 修正申告によって異動した事項

| 異動の内容 | 異動の理由 |
|---|---|
| | |

（資５−10−3−２−Ａ４統一）（平27.10）

# 書 き か た 等

1　修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。

また、修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。

2　この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。

⑴　修正申告書（別表）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が３名以上いる場合には、それぞれに別葉（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

⑵　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

⑴　「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

⑵　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

⑶　「⑲」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

⑷　「⑳」欄には、申告書第一表の「⑱」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑱」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

⑴　「平成27年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

⑵　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

⑴　「平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

⑵　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

⑴　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

⑵　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

7　納付すべき税額（申告書第一表の「⑳」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額（10,000円未満の端数切捨て）} \times \text{延滞税の割合（注）} \times \text{期間（日数）（法定納期限の翌日から完納の日まで）}}{365} = \text{延滞税の額（100円未満の端数切捨て）}$$

（注）平成26年１月１日以降の期間に対応する延滞税の割合

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日まで
　年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後
　年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

○　新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

提出用

# 平成２７年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

| 受贈者の氏名 | |
|---|---|

第三表（別表の付表）（平成27年分用）

❺ 修正前の非課税額（第一表の三）　税務署受付印

（単位：円）

| 震災に係る住宅取得等資金の非課税分 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊳ | |
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊴ | |
| 非課税限度額 | | | ㊵ | |
| 贈与者別の非課税金額の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊶ | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊷ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊶＋㊷） | | ㊸ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊶） | | ㊹ | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊷） | | ㊺ | |

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 業務的修正期限 | 年 | 月 | 日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－３－Ａ４統一）（平27.10）

控用

# 平成２７年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

第三表（別表の付表）（平成27年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

❺ 修正前の非課税額（第一表の三）　税務署受付印　（単位：円）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 震災に係る住宅取得等資金の非課税分 | 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊳ | |
| | 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊴ | |
| | 非課税限度額 | | | ㊵ | |
| | 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊶ | |
| | | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊷ | |
| | | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊶+㊷） | | ㊸ | |
| | 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳−㊶） | | ㊹ | |
| | | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴−㊷） | | ㊺ | |

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

（資５－10－３－４－Ａ４統一）（平27.10）

## 書 き か た 等

1　申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。

2　修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与税が３名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。

3　申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1)「平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

4　修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

（平成27年分用）

# 相続時精算課税選択届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受贈者 | 住所又は居所 | 〒　　電話（　　－　　－　　） | |
| | フリガナ | | |
| | 氏名（生年月日） | ㊞<br>（大・昭・平　　年　　月　　日） | |
| | 特定贈与者との続柄 | | |

私は、下記の特定贈与者から平成 27 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

**1　特定贈与者に関する事項**

| | |
|---|---|
| 住所又は居所 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　年　　月　　日 |

**2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合**

| | |
|---|---|
| 推定相続人又は孫となった理由 | |
| 推定相続人又は孫となった年月日 | 平成　　年　　月　　日 |

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

**3　添付書類**

次の（１）～（４）の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　**受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
　①　受贈者の氏名、生年月日
　②　受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

（２）□　**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（３）□　**特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
（注）（１）の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、（３）の書類の添付を要しません。

（４）□　**特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）１　租税特別措置法第 70 条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））の適用を受ける場合には、「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
　　２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後（租税特別措置法第 70 条の３の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 作成税理士 | ㊞ | 電話番号 | |

| ※ | 税務署整理欄 | 届出番号 | － | 名簿 | | 確認 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）（平27.10）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

# 書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の２の６第１項の規定の適用により、相続税法第 21 条の９第１項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の１月１日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の２の６第１項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6　「3　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7　その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

# 相続時精算課税選択届出書付表

| 受贈者の氏名 | |
|---|---|

## 4　受贈者の相続開始年月日

| 平成　　年　　月　　日 |
|---|

## 5　受贈者の相続人に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | | |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 生年月日 | 大・昭・平　年　月　日 | 大・昭・平　年　月　日 |
| 受贈者との続柄 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | | |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 生年月日 | 大・昭・平　年　月　日 | 大・昭・平　年　月　日 |
| 受贈者との続柄 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | | |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 生年月日 | 大・昭・平　年　月　日 | 大・昭・平　年　月　日 |
| 受贈者との続柄 | | |

（注）受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
　また、その相続人が２人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

## 6　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　**上記５に記入した者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

（資５－４３－Ａ４統一）（平27.10）

# 書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定の贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「4　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

5　「5　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

6　「6　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

税務署受付印

# 平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

（平成27年1月1日以降の贈与用）

平成___年___月___日

_____税務署長

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受贈者 | 住所又は居所 | 〒　　電話（　　－　　－　　） | |
| | フリガナ | | ㊞ |
| | 氏名（生年月日） | （大・昭・平　　年　　月　　日） | |
| | 個人番号 | | |
| | | 平成27年12月31日以前に提出する場合は、記入する必要はありません。 | |
| | 特定贈与者との続柄 | | |

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の５第１項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の２の２第７項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

## 1　特定贈与者に関する事項

| | |
|---|---|
| 住所又は居所 | |
| フリガナ | |
| 氏名（生年月日） | （明・大・昭・平　　年　　月　　日） |

## 2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

| | |
|---|---|
| 届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 | _____署　平成_____年分 |

## 3　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

| 森林経営計画の認定年月日（認定番号） | 所在場所 | 立木又は土地等の別 | 面積 | 立木又は土地等の価額 |
|---|---|---|---|---|
| ・・（　　） | | | ha | 円 |
| ・・（　　） | | | | |
| ・・（　　） | | | | |
| 合計 | | 立木 | | |
| | | 土地等 | | |

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

## 4　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

| | | | |
|---|---|---|---|
| 作成税理士 | ㊞ | 電話番号 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 確認 | |
| | | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 | | | |
| | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） | | | |

※印欄には記入しないでください。

（資５－46－Ａ４統一）（平27.10）

# 書　き　か　た　等

1　この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。

※　この届出書において、特定受贈森林経営計画対象山林又は森林経営計画には、平成24年４月１日前の認定に係る特定受贈森林施業計画対象山林又は森林施業計画を含みます。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。

4　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号及び特定贈与者との続柄を記入してください。

なお、この届出書を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

5　「１　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

6　「２　相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。

7　「３　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

# 平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

（平成27年1月1日以降の贈与用）

| 受贈者の氏名 | |
|---|---|

## 5　受贈者の相続開始年月日

| 平成　　年　　月　　日 |
|---|

## 6　受贈者の相続人に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | | |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 個人番号 | | |
| 生年月日 | 大・昭・平　　年　　月　　日 | 大・昭・平　　年　　月　　日 |
| 受贈者との続柄 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 住所又は居所 | | |
| フリガナ | | |
| 氏名 | ㊞ | ㊞ |
| 個人番号 | | |
| 生年月日 | 大・昭・平　　年　　月　　日 | 大・昭・平　　年　　月　　日 |
| 受贈者との続柄 | | |

（注）1　この届出書付表を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

2　受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

## 7　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

※印欄には記入しないでください。

（資５－47－Ａ４統一）（平27.10）

# 書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。**）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「5　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。

5　「6　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、個人番号、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

　なお、この届出書付表を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

□□□-□□□□

# 平成　年分贈与税　通知書 及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（第一表）

＿＿＿第＿＿＿号

住所

平成　年　月　日

氏名　殿

＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿㊞

平成　年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり　及び加算税の賦課決定をします。

記

**○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額**

| 納付すべき本税の額 減少する | 納付すべき加算税の額 減少する | | 納税猶予税額控除後の納付すべき本税の額 減少する |
|---|---|---|---|
| 円 | 申告加算税 | 円 | 円 |
| | 重加算税 | 円 | |

○　納付すべき税額及び延滞税（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成　年　月　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

**○課税標準等及び税額等の計算明細**

| 区分 | | | 当初課税額（　額） | 額 | 増減(△)差額 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ① | 円 | 円 | 円 |
| | 一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） | ② | | | |
| | 配偶者控除額 | ③ | | | |
| | 暦年課税分の課税価格の合計額(①＋(②－③)) | ④ | | | |
| | 基礎控除額 | ⑤ | 00,000 | 00,000 | 00,000 |
| | ⑤の控除後の課税価格（④－⑤） | ⑥ | ,000 | ,000 | ,000 |
| | ⑥に対する税額 | ⑦ | | | |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | | | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | | | |
| | 差引税額（⑦－⑧－⑨） | ⑩ | | | |
| Ⅱ 相続時精算課税分 | 相続時精算課税分の課税価格の合計額 | ⑪ | | | |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額 | ⑫ | | | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額（①＋②＋⑪） | ⑬ | | | |
| | 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩＋⑫）） | ⑭ | 00 | 00 | 00 |
| | 農地等納税猶予税額 | ⑮ | 00 | 00 | 00 |
| | 株式等納税猶予税額 | ⑯ | 00 | 00 | 00 |
| | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ | 00 | 00 | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰） | ⑱ | 00 | 00 | 00 |

**○加算税の額の計算明細**

| 区分 | 申告加算税 | | | 重加算税 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 賦課決定額 | 変更決定後の賦課決定額 | 減少する額 | 賦課決定額 | 変更決定後の賦課決定額 | 減少する額 |
| ⑲ 加算税の基礎となる税額 | 円 0,000 | 円 0,000 | | 円 | 円 | |
| ⑳ ⑲のうち国税通則法第　条第2項の規定による加算額の基礎となる税額 | 円 0,000 | 円 0,000 | | 0,000 | 0,000 | |
| ㉑ ⑲に対する加算税の割合 | 100/100 | 100/100 | | ／100 | ／100 | |
| ㉒ ⑳に対する加算税の割合 | 5/100 | 5/100 | | 100 | 100 | |
| ㉓ 加算税の額（⑲×㉑と⑳×㉒との合計額） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

**○この通知に係る処分の理由**

○この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○　延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合（注1）は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。

具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

（納付すべき本税の額（10,000円未満切捨て（注2））× 延滞税の割合（注1）× 期間（日数）（注3）（法定納期限の翌日から完納の日まで）／365）＝ 延滞税の額（・1,000円未満の場合は納付不要　・1,000円以上の場合は100円未満の端数切捨て）

注1　平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合は以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から2月を経過する日まで・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)＋1%」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から2月を経過した日以後・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)＋7.3%」のいずれか低い割合

(※)　各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

注2　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

注3　あなたの場合は、国税通則法の規定により(自　・　・　至　・　・　)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

（　）枚のうち（　）枚目

（資5－23－1－1－A4統一）

## 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成　　年分贈与税＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

**１「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額**

（基礎となる税額）　円 × （相続分）／ ＝ A　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩＋⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

**２「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額**

上記１のAの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）」により各金額を計算しています。

イ　＿＿申告加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿＿＿円
ロ　重加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿＿＿円
ハ　上記以外の本税の額　＿＿＿＿＿＿円

⑴　＿＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　０，０００円 ×（加算税の割合）／100 ＝ B　円

（基礎となる税額）　０，０００円 ×（加算税の割合（国税通則法第＿条第２項適用分））5／100 ＝ C　円

＿＿＿申告加算税の額（B＋C）　円

⑵　重加算税

（基礎となる税額）　０，０００円 ×（加算税の割合）／100 ＝　円

（注）上記⑴、⑵の基礎となる税額とは、「上記１のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

**３「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額**

（基礎となる税額）　円 ×（相続分）／ ＝　円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑱申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰）」の「増減（△）差額」欄の額です。

（　）枚のうち（　）枚目

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

（第一表の二）（平成27年分用）

氏名　　殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成27年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1　暦年課税分」欄、又は「平成27年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

**○課税標準等の計算明細**

| 区　　分 | | 当初課税額（　　額） | 額 | 増減（△）差額 |
|---|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の合計額1 | ① | 円 | 円 | 円 |
| 住宅取得等資金の合計額2 | ② | | | |
| 非課税限度額 | ③ | | | |
| ①のうち非課税の適用を受ける金額 | ④ | | | |
| ②のうち非課税の適用を受ける金額 | ⑤ | | | |
| 非課税の適用を受ける金額の合計額（④＋⑤） | ⑥ | | | |
| ①のうち課税価格に算入される金額（①－④） | ⑦ | | | |
| ②のうち課税価格に算入される金額（②－⑤） | ⑧ | | | |

（　）枚のうち（　）枚目

（資5－23－3－1－A4統一）

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

（第一表の三）（平成27年分用）

氏名　　殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成27年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ　暦年課税分」欄、又は「平成27年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「０」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

**○課税標準等の計算明細**

| 区　　分 | | 当初課税額（　　額） | 額 | 増減（△）差額 |
|---|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の合計額１ | ① | 円 | 円 | 円 |
| 住宅取得等資金の合計額２ | ② | | | |
| 非課税限度額 | ③ | | | |
| ①のうち非課税の適用を受ける金額 | ④ | | | |
| ②のうち非課税の適用を受ける金額 | ⑤ | | | |
| 非課税の適用を受ける金額の合計額（④＋⑤） | ⑥ | | | |
| ①のうち課税価格に算入される金額（①－④） | ⑦ | | | |
| ②のうち課税価格に算入される金額（②－⑤） | ⑧ | | | |

（　）枚のうち（　）枚目

（資5－23－3－3－A4統一）

税務署受付印

# 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

※印欄は使用しないでください。

税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

| | | |
|---|---|---|
| 移管先の営業所等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 法人番号 | |
| | 営業所等の長 | ㊞ |

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受贈者 | ふりがな<br>氏名 | | | |
| | 住所又は居所 | | | |
| | 個人番号 | | | |
| | 生年月日 | 昭・平　．　． | | |
| 移管をした取扱金融機関の営業所等 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書 | 非課税拠出額 | 取扱金融機関の営業所等 名称 | 取扱金融機関の営業所等 所在地 | 提出先の税務署 |
| | | | | 税務署 |
| （摘要） | | | | |

| 税務署整理欄 | ※非課税番号 | ※入力 | ※確認 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（資5－66－A4統一）

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、住所又は居所」、「個人番号」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(イ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ロ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

（通知用）

## 教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の２の２第 14 項の規定に基づく通知書

＿＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号
平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿＿税務署長　印

下記１の受贈者について、下記２の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の２の２第14項の規定に基づき通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 受贈者 | ふりがな | |
| | | 氏名 | |
| | | 住所又は居所 | |
| | | 生年月日 | 昭和・平成　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 |
| 2 | 事実（該当する項目に「✓」を付しています。） | □ | イ　受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと<br>(イ)　教育資金の支払に充てられていない金銭の額　＿＿＿＿＿円<br>(ロ)　(イ)のうち、租税特別措置法第 70 条の２の２第２項第１号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額　＿＿＿＿＿円<br>(ハ)　記録の訂正が必要となる年分　平成＿＿＿＿年分 |
| | | □ | ロ　受贈者の教育資金非課税申告書等が２以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること<br>(イ)　上記の事項に該当する申告書　＿＿＿＿＿＿＿＿申告書<br>(ロ)　(イ)の申告書の受理年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 |
| | | □ | ハ　受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,500 万円を超えていること<br>(イ)　上記の事項に該当する申告書　＿＿＿＿＿＿＿＿申告書<br>(ロ)　(イ)の申告書の受理年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 |
| （摘要） | | | |

（注）１　上記２のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の２の２第 15 項に基づき、同条第８項に規定する記録を訂正してください。
２　上記２のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第６項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

（資５－69－Ａ４統一）

# 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の２の２第14項の規定に基づく通知書
（通知用）

○　使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の２の２第14項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の５の３第16項第１号又は第２号に規定する事項を通知するために使用するものである。

税務署受付印

# 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

※印欄は使用しないでください。

税務署長

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

| | | |
|---|---|---|
| 移管先の営業所等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 法人番号 | |
| | 営業所等の長 | ㊞ |

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき届出書を提出します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受贈者 | ふりがな | | | |
| | 氏名 | | | |
| | 住所又は居所 | | | |
| | 個人番号 | | | |
| | 生年月日 | 昭・平　．　． | | |
| 移管をした取扱金融機関の営業所等 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書 | 非課税拠出額 | 取扱金融機関の営業所等 | | 提出先の税務署 |
| | | 名称 | 所在地 | |
| | | | | 税務署 |
| （摘要） | | | | |

| 税務署整理欄 | ※非課税番号 | ※入力 | ※確認 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（資5－70－A4統一）

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の４の４第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の５の４第14項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」、「個人番号」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の

(ｲ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ﾛ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(ｲ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「（摘要）」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

……税務署
平成……年……月……日提出

| 名簿番号 | |
|---|---|

# 買換（代替）資産の明細書

| 住所 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 電話番号 | （　　） |
| 氏名 | | | |

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

**1　特例適用条文**　（〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。）

〔租税特別措置法／震災特例法〕　第……条……第……項

**2　譲渡した資産の明細**

| 所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
| 譲渡価額 | 円 | 譲渡年月日 | 年　月　日 |

**3　買い換える（取得する）予定の資産の明細**

| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
|---|---|---|---|
| 取得資産の該当条項（※） | 1　租税特別措置法<br>(1)　第37条第1項の表の | 第……号<br>第9号　（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） | |
| | (2)　第37条の5第1項の表の | 第1号　（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物）<br>第2号　（中高層の耐火共同住宅） | |
| | 2　震災特例法<br>・　第12条第1項の表の | 第1号　（国内の土地等・減価償却資産）<br>第2号　（被災区域内の土地等・減価償却資産） | |
| 取得価額の見積額 | 円 | 取得予定年月日 | 年　月　日 |
| 付記事項 | | | |

※　該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注)　3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資6－8－4－A4統一）
H27.11

# 代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 申請者 | | |
|---|---|---|
| | 住所 | 〒 |
| | ＿＿年分申告時の住所 | |
| | フリガナ | 電話 （　　） |
| | 氏名 | ㊞ |
| | 個人番号 | |

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第１項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

**１　譲渡資産に関する事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | | | |
| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
| 譲渡価額 | 円 | 譲渡年月日 | 年　月　日 |

**２　代替資産に関する事項**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 資産の種類 | | 構造 | | 数量 | ㎡ |
| 既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日 | 年　月　日 | | | | |
| 新たに承認を受けようとする取得予定年月日 | 年　月　日 | | | | |

**３　既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第１号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細**

**４　この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細**

別添　修正申告書用紙に記載のとおり

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税整務理署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

（資６－８－１－Ａ４統一）
（平成25年分以降用）H27.11

# 代替資産の取得期限延長承認申請書

## 1　使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第１号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

## 2　記載要領等

「３　既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第１号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

| 様式 | 50 |
|---|---|

# やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 申請者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 住所 | 〒 | | |
| | フリガナ | | 電話 | （　） |
| | 氏名 | ㊞ | | |
| | 個人番号 | | | |

（注）※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

［租税特別措置法／震災特例法］第＿＿条＿＿第＿＿項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

**1　譲渡した資産の明細**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | | | |
| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
| 譲渡価額 | 円 | 譲渡年月日 | 年　月　日 |

**2　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
| 取得資産の該当条項（※） | 1　租税特別措置法<br>(1) 第37条第1項の表の［第＿号／第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域）］<br>(2) 第37条の5第1項の表の［第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物）／第2号（中高層の耐火共同住宅）］<br>2　震災特例法・第12条第1項の表の［第1号（国内の土地等・減価償却資産）／第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産）］ | | |
| 取得価額の見積額 | 円 | 取得予定年月日 | 年　月　日 |
| | | 認定を受けようとする年月日 | 年　月　日 |
| やむを得ない事情の詳細 | | | |

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 名簿番号 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|
| 税整<br>務理 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　） |

←この欄には書かないでください。

（資6－80－1－A4統一）
H27.11

# やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1　使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第４項、同法第37条の５第２項又は震災特例法第12条第４項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2　記載要領等

⑴　「２　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」 欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

⑵　この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

# 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 届出者 | | | |
|---|---|---|---|
| | 住所 | 〒 | |
| | フリガナ | | 電話 |
| | 氏名 | ㊞ | |
| | 個人番号 | | |

私が昨年取得した下記の資産については、［租税特別措置法 第37条第3項／震災特例法 第12条第3項］の規定の適用を受けたいので届出します。

記

**1 取得した資産（先行取得資産）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 種類 | | | |
| 規模 | | | |
| 所在地 | | | |
| 用途 | | | |
| 取得年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 取得価額 | 円 | 円 | 円 |

**2 譲渡予定資産**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 種類 | | | |

**3 その他参考となる事項**

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |
| | 名簿番号 | | | | |

この欄には書かないでください。

（注）この届出書が資産を取得した年の**翌年3月15日まで**に提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

（資6－73－1－A4統一）
H27.11

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

1　この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第３項又は震災特例法第 12 条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

㈱　租税特別措置法第 37 条第３項又は震災特例法第 12 条第３項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

2　これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年３月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

⑴　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

⑵　「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

⑶　「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

⑷　「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

# 造成宅地の譲受け承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 申請者 | | |
|---|---|---|
| | 住所 | 〒 |
| | フリガナ | 電話 （　　） |
| | 氏名 | ㊞ |
| | 個人番号 | |

下記の資産について、租税特別措置法第37条の７第２項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の６第５項の規定に基づき承認の申請をします。

記

**1　譲渡した資産の明細**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | | | |
| 資産の種類 | | 数量 | ㎡ |
| 譲渡価額 | 円 | 譲渡年月日 | 年　月　日 |

**2　譲り受ける予定の宅地の明細**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 宅地の面積 | ㎡ | 取得価額の見積額 | 円 |
| 譲受け予定年月日 | | 年　月　日 | |

**3　＿＿＿年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細**

**4　その他参考となるべき事項**

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 名簿番号 | | | | |

この欄には書かないでください。

（資６－74－１－Ａ４統一）

H27.11

# 【平成＿＿年分】譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | | 電話番号 | （　　） | 名簿番号 | |
| 氏名 | （フリガナ） | 職業 | | 関与税理士 | （電話　　） |

## 1　譲渡（売却）された資産について記載してください。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡された資産の名称 | | 種類 | | 利用状況 | | 数量 | |
| 所在地等 | | | | | | | |
| 譲渡先の（買主の） | 住所（所在地） | | 氏名（名称） | | 職業 | | |
| 売買契約の日 | 年　月　日 | 引き渡した日 | 年　月　日 | 登記、登録等の日 | 年　月　日 | | |

【参考事項】

| | |
|---|---|
| 売却理由 | □ 買主から頼まれたため<br>□ 他の資産を購入するため<br>□ 事業資金を捻出するため<br>□ 借入金を返済するため<br>□ その他（　　） |

| 代金の受領状況 | | | |
|---|---|---|---|
| | 1回目 | 年　月　日 | 円 |
| | 2回目 | 年　月　日 | 円 |
| | 3回目 | 年　月　日 | 円 |
| | 未収金 | 年　月　日（予定） | 円 |

| 譲渡価額 |
|---|
| ①　円 |

## 2　譲渡（売却）された資産の購入代金などについて記載してください。

| 購入に要した費用 | 費用の種類 | 購入先・支払先等 住所（所在地） | 購入先・支払先等 氏名（名称） | 購入支払年月日 | 購入支払価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 譲渡資産の購入代金 | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | 小計 | | | | ※　円 |

| 取得費 | 資産の購入価額（※） | － | 償却費相当額 | ＝ | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ＿＿＿＿＿円 | | ＿＿＿＿＿円 | | ②　円 |

## 3　譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

| 譲渡に要した費用 | 費用の種類 | 支払先 住所（所在地） | 支払先 氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| 譲渡費用 | | | | | ③　円 |

## 4　譲渡所得金額の計算をします。

| 区分 | 特例適用条文 | A 収入金額（①） | B 必要経費（②+③） | C 差引金額（A−B） | D 特別控除額 | E 譲渡所得金額（C−D） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期 | 所法　条の　措　条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 長期 | 所法　条の　措　条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

○ ここで計算した内容（買換え（交換・代替）の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容）を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

H27.11

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡（売却）した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

## 買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

### 5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

| 買換資産等の所在地等 | 種類 | 数量 | 用途 | 契約(予定)年月日 | 取得(予定)年月日 | 使用開始(予定)日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| | | | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

| 費用の内容 | 支払先住所(所在地)及び氏名(名称) | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| 買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額 | | | ④ 円 |

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

### 6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

| 区分 | 特例適用条文 | F 収入金額 | G 必要経費 | H 差引金額 (F−G) | J 特別控除額 | K 譲渡所得金額 (H−J) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①≦④ | | ①×20% | (②+③)×20% | | | |
| ①>④ | | (①−④)+④×20% | (②+③)×F/① | | | |
| 短期・長期 | 措法 ___条の___ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

| 区分 | 特例適用条文 | L 収入金額 | M 必要経費 | N 差引金額 (L−M) | P 特別控除額 | Q 譲渡所得金額 (N−P) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交換 | | ①−④ | (②+③)×L/① | | | |
| 収用代替 | | ①−③−④ | ②×L/(①−③) | | | |
| 短期・長期 | 所法 措 ___条 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

【記載上の注意事項】

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
○ また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
○ 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署にお尋ねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面を参照してください。

○ 平成二十七年一月一日以後相続開始用

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡者 | 住所 | | 氏名 | | |
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | | |
| 相続の開始があった日 | 年 月 日 | 相続税の申告書を提出した日 | 年 月 日 | 相続税の申告書の提出先 | 税務署 |

## 1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

| 譲渡した相続財産 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地 | | | | | |
| 種類 | | | | | |
| 利用状況 | 数量 | | | | |
| 譲渡した年月日 | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 相続税評価額 | Ⓐ | 円 | 円 | 円 | |
| 相続税の課税価格（相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。） | Ⓑ | 円 | | | |
| 相続税額（相続税の申告書第1表の㉒の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の2又は3で計算した①又はⓈの金額を記載してください。） | Ⓒ | 円 | | | |
| 取得費に加算される相続税額 (Ⓒ×Ⓐ/Ⓑ) | Ⓓ | 円 | 円 | 円 | |

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合のⒸの相続税額】

## 2 相続税の申告書第1表の㉒の小計の額がある場合

| | | |
|---|---|---|
| 暦年課税分の贈与税額控除額（相続税の申告書第1表の⑫の金額） | Ⓔ | 円 |
| 相次相続控除額（相続税の申告書第1表の⑬の金額） | Ⓕ | 円 |
| 相続時精算課税分の贈与税額控除額（相続税の申告書第1表の⑳の金額） | Ⓖ | 円 |
| 小計の額（相続税の申告書第1表の㉒の金額） | Ⓗ | 円 |
| 相続税額 (Ⓔ+Ⓕ+Ⓖ+Ⓗ) | Ⓘ | 円 |

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の㉒の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の㉒の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

| 関与税理士 | 電話番号 |
|---|---|
| | |

## 3 相続税の申告書第1表の㉒の小計の額がない場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 算出税額（相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額） | | Ⓙ | 円 |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（相続税の申告書第1表の⑪の金額） | | Ⓚ | 円 |
| 合計 (Ⓙ+Ⓚ) | | Ⓛ | 円 |
| 税額控除等 | 配偶者の税額軽減額（相続税の申告書第5表の㋐又は㋓の金額） | Ⓜ | 円 |
| | 未成年者控除額（相続税の申告書第6表の1の②又は⑥の金額） | Ⓝ | 円 |
| | 障害者控除額（相続税の申告書第6表の2の②又は⑥の金額） | Ⓞ | 円 |
| | 外国税額控除額 | Ⓟ | 円 |
| | 医療法人持分税額控除額 | Ⓠ | 円 |
| | 計 (Ⓜ+Ⓝ+Ⓞ+Ⓟ+Ⓠ) | Ⓡ | 円 |
| 相続税額 (Ⓛ−Ⓡ)（赤字の場合は0と記載してください。） | | Ⓢ | 円 |

（資6−11−A4統一）

H27.11

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

## 1　記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

⑴　同一年中に相続財産を２以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。

⑵　「Ⓑ」及び「Ⓒ」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「Ⓐ」、「Ⓔ」～「Ⓗ」、「Ⓙ」、「Ⓚ」、「Ⓜ」～「Ⓠ」についても譲渡者の金額を記載します。

⑶　「Ⓓ」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。

⑷　「Ⓐ」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ　交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「Ⓐ」の金額} = \left[\begin{array}{l}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）＋（交換取得資産の価額）}}$$

ロ　収用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の２、第36条の５又は第37条の５の規定の適用を受ける場合

$$\text{「Ⓐ」の金額} = \left[\begin{array}{l}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）－（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ハ　交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の２第１項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「Ⓐ」の金額} = \left[\begin{array}{l}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）＋（交換取得資産の価額）}}$$

ニ　特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の４の規定の適用を受ける場合

$$\text{「Ⓐ」の金額} = \left[\begin{array}{l}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

⑸　「Ⓐ」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「Ⓐ」の金額} = \left[\begin{array}{l}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「Ⓑ」の金額））＋（支払代償金）}}$$

## 2　添付書類

この明細書を提出する方は、相続税の申告書第１表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の２表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）及び第15表（相続財産の種類別価額表）の写しを添付してください。

## 3　その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

【平成　　年分】保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡者 | 住所 | | 氏名 | | 電話番号 | （　） |
| 関与税理士 | 住所 | | 氏名 | | 電話番号 | （　） |

**保証債務の明細**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 主たる債務者 | 住所又は所在地 | | | 氏名又は名称 |
| 債権者 | 住所又は所在地 | | | 氏名又は名称 |
| 保証債務の内容 | 債務を保証した年月日 | 保証債務の種類 | | 保証した債務の金額 |
| | 年　月　日 | | | 円 |
| 保証債務の履行に関する事項 | 保証債務を履行した年月日 | 保証債務を履行した金額 | | 求償権の額 |
| | 年　月　日 | 円 | | Ⓐ　円 |
| 求償権の行使に関する事項 | 求償権の行使不能となった年月日 | 求償権の行使不能額 | | Ⓐのうち既に支払を受けた金額 |
| | 年　月　日 | Ⓑ　円 | | 円 |

**保証債務を履行するため譲渡した資産の明細**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 短期・長期の区分 | | 短期・長期 | 短期・長期 | 短期・長期 |
| 資産の所在地番 | | | | |
| 資産の種類 | | | | |
| 資産の利用状況 | 資産の数量 | ㎡(株(口)・㎡) | ㎡(株(口)・㎡) | ㎡(株(口)・㎡) |
| 譲渡先 | 住所又は所在地 | | | |
| | 氏名又は名称 | （職業） | （職業） | （職業） |
| 譲渡した年月日 | | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 譲渡資産を取得した時期 | | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 譲渡価額の総額 | | 円 | 円 | 円 |

**譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 求償権の行使不能額（上のⒷの金額） | | Ⓒ | 円 | 譲渡所得又は山林所得の金額 | 総合課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㋐＋㋑に相当する金額。赤字のときは0） | Ⓜ　円 |
| 所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額 | 総所得金額（申告書B第一表の㋘に相当する金額）（注1） | Ⓓ | 円 | | 分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（Ⓗの金額） | Ⓝ　円 |
| | 山林所得金額（申告書第三表の㊽に相当する金額） | Ⓔ | 円 | | 分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額（繰越控除後）（Ⓘの金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0） | Ⓞ　円 |
| | 退職所得金額（申告書第三表の㊾に相当する金額） | Ⓕ | 円 | | 分離課税の先物取引に係る譲渡所得の金額（繰越控除後）（Ⓚの金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0） | Ⓟ　円 |
| | 小計（Ⓓ＋Ⓔ＋Ⓕ。赤字のときは0） | Ⓖ | 円 | | 合計（Ⓜ＋Ⓝ＋Ⓞ＋Ⓟ） | Ⓠ　円 |
| | 分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊷に相当する金額。赤字のときは0） | Ⓗ | 円 | | 山林所得金額（Ⓔの金額。赤字のときは0） | Ⓡ　円 |
| | 分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の㊾＋㊿に相当する金額。赤字のときは0） | Ⓘ | 円 | 譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（Ⓒ・Ⓛ・Ⓠのうち低い金額又はⒸ・Ⓛ・Ⓡのうち低い金額） | | Ⓢ　円 |
| | 分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（損益通算及び繰越控除後）（申告書第三表の㊿に相当する金額） | Ⓙ | 円 | | | |
| | 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の(51)に相当する金額。赤字のときは0） | Ⓚ | 円 | | | |
| | 合計（Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓘ＋Ⓙ＋Ⓚ） | Ⓛ | 円 | | | |

求償権が行使不能となった事情の説明

（注）1　総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「Ⓓ」の金額は、申告書B第一表の「㋘＋(㋒＋㋓)×½」の金額となります。
2　「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3　「Ⓢ」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㊽×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署にお尋ねください。

（資6－12－A4統一）
（平成25年分以降用）
H27.11

# 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

## 1　使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第２項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

## 2　記載要領等

⑴　「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。

⑵　「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「Ⓓ」欄から「Ⓢ」欄までの各欄には、所得税法第64条第２項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。

⑶　「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

この欄には書かないでください。

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | | 名簿番号 |
|---|---|---|---|---|
| 年 月 日 | | | | |

税務署受付印

# 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

| | | |
|---|---|---|
| 譲渡者 | 住所 | |
| | 氏名 | |

| 土地等の種類 | 土地等の所在地 | 数量 | 買取り年月日 | 買取り価額 |
|---|---|---|---|---|
| | | ㎡ | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | |
| | | | ・ ・ | |
| | | | ・ ・ | |

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成＿＿＿年12月31日までに、

同法第31条の２第２項第＿＿＿＿＿号※の［・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅］

の用に供することを約します。

| | | |
|---|---|---|
| 土地等の買取り者 | 住所又は所在地 | |
| | フリガナ | |
| | 氏名又は名称 | ㊞ |

○ 租税特別措置法第31条の２第３項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

（資６－62－Ａ４統一）
H27.11

# 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の３第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

## 2　記載要領等

⑴　「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

⑵　「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

⑶　本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後２年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の２第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

⑷　本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

⑸　本文中の〔　〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

（参考）　租税特別措置法第31条の２第２項各号の買取り時期別一覧表

| 適用条文の内容 | 第31条の２第２項 |
|---|---|
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第12号 |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第13号 |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第14号 |
| **一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅**の用に供されるものの譲渡<br>（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | 第15号 |
| **住宅又は中高層の耐火共同住宅**の用に供されるものの譲渡<br>（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | 第16号 |

| この欄には書かないでください。 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | | | 名簿番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | | |

# 優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 土地等の買取り者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 住所又は所在地 | 〒 | | |
| | フリガナ | | 電話 | （　　） |
| | 氏名又は名称 | ㊞ | | |

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項第※1＿＿号の［※2 ・一団の宅地の造成 ・一団の住宅の建設 ・中高層の耐火共同住宅の建設］を同号に規定する申請書の内容に適合して行う旨及びその申請書に基づく同号※3＿＿＿＿に規定する［※4 ・検査済証 ・都道府県知事の証する書類］の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

| | |
|---|---|
| 事業の名称 | |
| 事務所の所在地 | |
| 事業施行地に含まれる区域の名称 | |
| 事業施行地の面積 | |
| 工事完了予定年月日 | |
| その他参考事項 | |

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資６－63－Ａ４統一）

H27.11

# 優良住宅地造成等事業に係る確約書

## 1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

## 2　記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※１及び※３については該当する文字等を記載し、※２及び※４については該当箇所を○で囲んでください。

| ※１ | ※２ | ※３ | ※４ |
|---|---|---|---|
| 第14号 | 一団の宅地の造成 | ハ(2) | 都道府県知事の証する書類の写し |
| 第15号 | 一団の住宅の建設 | ハ | 検査済証の写し |
| | 中高層の耐火共同住宅の建設 | | |

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| | | |
|---|---|---|
| 申請者 | 住所又は所在地(電話) | 〒<br>(　　) |
| | 氏名又は名称 | ㊞ |
| | (法人の場合)代表者氏名 | ㊞ |
| | 個人番号又は法人番号 | ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 |
| 事務所等 | 所在地(電話) | (　　) |
| | 名称 | |
| | 代表者又は責任者 | ㊞ |

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

| | |
|---|---|
| 申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称 | |

**やむを得ない事情等**

1　該当事由　　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号該当

2　上記事由の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号に該当する事業の場合における同条第※2＿＿項に規定する税務署長が当初認定した日

平成＿＿年＿＿月＿＿日

**当該事業の完成予定年月日等**

1　着工予定年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　完成予定年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日(認定を受けようとする日)

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※１及び※２の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他(　　) |
| | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

(資６－64－Ａ４統一)
H27.11

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

| | 譲渡した年月日 |
|---|---|
| | 平成21年１月２日以後 |
| 「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項 | 第23項 |

〔※２〕

| | 譲渡した年月日 |
|---|---|
| | 平成21年１月２日以後 |
| 「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項 | 第24項 |

## 2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

# 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 届出者 | | |
|---|---|---|
| | 住所（旧住所） | 〒<br>（　　） |
| | 氏名（旧姓） | ㊞<br>（　　） |
| | 電話 | （　　） |
| | 個人番号 | |

私が、平成＿＿年＿＿月＿＿日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として＿＿＿＿税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の［全部／一部］が同条第２項第※＿＿＿号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

**１　譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細**

| 譲渡した土地等 | | | 左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 種類 | 面積 | |
| | | ㎡ | ㎡ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

**２　１の土地等の買取りをした者**

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | |
| 氏名又は名称 | |

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 名簿番号 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|
| | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

← この欄には書かないでください。

（資６－７１－１－Ａ４統一）

H27.11

# 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

| 適用条文の内容 | 譲渡した年月日 | | |
|---|---|---|---|
| | 平成19年１月２日<br>～<br>平成19年９月27日 | 平成19年９月28日<br>～<br>平成21年３月31日 | 平成21年４月１日以後 |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第11号 | 第12号 | 第12号 |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡） | 第12号 | 第13号 | ― |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第13号 | 第14号 | 第13号 |
| **一団の宅地**の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第14号 | 第15号 | 第14号 |
| **一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅**の用に供されるものの譲渡<br>（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | 第15号 | 第16号 | 第15号 |
| **住宅又は中高層の耐火共同住宅**の用に供されるものの譲渡<br>（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | ― | 第17号 | 第16号 |

## 2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

1 面

# 譲渡所得の内訳書
## （確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

【平成＿＿年分】

| 名簿番号 | |
|---|---|

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所<br>（前住所） | （　　） | フリガナ<br>氏名 | |
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職業 | |

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

| 関与税理士名 |
|---|
| （電話　　） |

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「４」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
　……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
　……１面・２面・３面（「４」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

| 区　分 | 木　造 | 木骨<br>モルタル | （鉄骨）鉄筋<br>コンクリート | 金属造① | 金属造② |
|---|---|---|---|---|---|
| 償却率 | 0.031 | 0.034 | 0.015 | 0.036 | 0.025 |

（注）「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
　　「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成27年分以降用）

H27.11

2 面

名簿番号

## 1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

（1）どこの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

| | |
|---|---|
| 所在地 | 所在地番<br>（住居表示） |

（2）どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地 | □宅　地　□　田<br>□山　林　□　畑<br>□雑種地　□借地権<br>□その他（　　） | （実測）　㎡<br>（公簿等）　㎡ | |
| 建物 | □居　宅　□マンション<br>□店　舗　□事務所<br>□その他<br>（　　） | ㎡ | |

| 利用状況 |
|---|
| □　自己の居住用 |
| □　自己の事業用 |
| □　貸付用 |
| □　未利用 |
| □　その他 |
| （　　） |

| 売買契約日 |
|---|
| 年　月　日 |
| 引き渡した日 |
| 年　月　日 |

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

| あなたの持分 | | 共有者の住所・氏名 | 共有者の持分 | |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | 建物 | | 土地 | 建物 |
| | | （住所）　（氏名） | | |
| | | （住所）　（氏名） | | |

（3）どなたに譲渡（売却）されましたか。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 買主 | 住所（所在地） | | | |
| | 氏名（名称） | | 職業（業種） | |

（4）いくらで譲渡（売却）されましたか。

| ① 譲渡価額 |
|---|
| 円 |

【参考事項】

| | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 未収金 |
|---|---|---|---|---|
| 代金の受領状況 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日（予定） |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

お売りになった理由

□ 買主から頼まれたため
□ 他の資産を購入するため
□ 事業資金を捻出するため
□ 借入金を返済するため
□ その他（　　）

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

○ 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「㊗×××円」と二段書きで記載してください。
○ 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「㊘×××円」と二段書きで記載してください。
○ 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

3 面

## 2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

| 購入建築 価額の内訳 | 購入（建築）先・支払先 住所（所在地） | 購入（建築）先・支払先 氏名（名称） | 購入建築年月日 | 購入・建築代金又は譲渡価額の5% |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | 小計 | (イ) 円 |
| 建物 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| 建物の構造 | □木造 □木骨モルタル □(鉄骨)鉄筋 □金属造 □その他 | | 小計 | (ロ) 円 |

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

| 建物の購入・建築価額(ロ) □標準 | | 償却率 | | 経過年数 | | 償却費相当額(ハ) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | × 0.9× | | × | | = | 円 |

(3) 取得費を計算します。

| ② 取得費 | (イ)＋(ロ)－(ハ) 円 |
|---|---|

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください。)。

## 3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

| 費用の種類 | 支払先 住所（所在地） | 支払先 氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|---|
| 仲介手数料 | | | ・ ・ | 円 |
| 収入印紙代 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ③ 譲渡費用 | 円 |

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

## 4 譲渡所得金額の計算をします。

| 区分 | 特例適用条文 | A 収入金額(①) | B 必要経費(②＋③) | C 差引金額(A－B) | D 特別控除額 | E 譲渡所得金額(C－D) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

## 5 交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

| 物件の所在地 | 種類 | 面積 | 用途 | 契約(予定)年月日 | 取得(予定)年月日 | 使用開始(予定)年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ㎡ | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| | | ㎡ | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

| 費用の内容 | 支払先住所（所在地）及び氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|
| 土地 | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| 建物 | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| ④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額 | | | 円 |

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

## 6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合［交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など］

| 区分 | 特例適用条文 | F 収入金額 | G 必要経費 | H 譲渡所得金額（F－G） |
|---|---|---|---|---|
| 収用代替 | | ①－③－④ | ②×F/(①－③) | |
| 上記以外 | | ①－④ | (②＋③)×F/① | |
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 |

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

| 区分 | 特例適用条文 | J 収入金額 | K 必要経費 | L 譲渡所得金額（J－K） |
|---|---|---|---|---|
| ①≦④ | | ①×20%(※) | (②＋③)×20%(※) | |
| ①＞④ | | (①－④)＋④×20%(※) | (②＋③)×J/① | |
| 短期・長期 | 措法 条の | 円 | 円 | 円 |

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

| | | 一連番号 |
|---|---|---|
| | | |

1 面

# 平成＿年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

| 住所（又は事業所・事務所・居所など） | | フリガナ 氏名 | |
|---|---|---|---|

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

## 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

| | | |
|---|---|---|
| 株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額） | ① | 円 |
| 上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額） | ② | |
| 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額） | ③ | |

### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

| 種目・所得の生ずる場所 | 配当等の収入金額（税込） | 負債の利子 |
|---|---|---|
| | 円 | 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計額 | ⓐ 申告書第三表㋐へ | ⓑ |

| | | |
|---|---|---|
| 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。） | ④ | |

### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

| | | |
|---|---|---|
| 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。） | ⑤ | △をつけて、申告書第三表㋑へ 円 |
| 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。） | ⑥ | 申告書第三表㋑へ |

（平成27年分以降用）

H27.11

2 面（確定申告書付表）

## 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

| 譲渡損失の生じた年分（※1） | 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2） | 本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3） | 本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額 |
|---|---|---|---|
| 本年の3年前分（平成__年分） | Ⓐ（前年分の付表の⑦の金額） 円 | Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 円<br>Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | |
| 本年の2年前分（平成__年分） | Ⓑ（前年分の付表の⑧の金額） | Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）<br>Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | ⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ） 円 |
| 本年の前年分（平成__年分） | Ⓒ（前年分の付表の⑤の金額） | Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）<br>Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | ⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ） |
| 本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ） | ⑨ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ | | |
| 本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ） | ⑩ 申告書第三表㉚へ | | |
| 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧） | | ⑪ 申告書第三表㉚へ（※4） 円 | |

※1 平成27年分の申告では、「本年の３年前分」は平成24年分、「本年の２年前分」は平成25年分、「本年の前年分」は平成26年分になります（平成23年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成27年分から控除することはできません。）。

※2 平成27年分の申告では、平成26年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4 平成24年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成27年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成28年分以後に繰り越して控除することはできません。

## 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

| | | |
|---|---|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑩） | ⑫ | 申告書第三表㉔へ 円 |

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

（注）1面の⑤欄及び2面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。

| | | 一連番号 | 1 面 |
|---|---|---|---|
| | | | |

# 平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

| 住所又は事業所事務所居所など | | フリガナ 氏名 | |
|---|---|---|---|

この付表は、租税特別措置法第37条の13の２第４項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

## 1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算

**（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）**

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

### (1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

| | | |
|---|---|---|
| **株式等に係る譲渡所得等の金額**<br>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額） | ① | 円 |
| **特定投資株式の譲渡による損失の金額**（損失の金額がない場合には０と書いてください。）<br>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のⒶの金額） | ② | |
| **特定投資株式の価値喪失による損失の金額**（損失の金額がない場合には０と書いてください。）<br>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の⑪の金額） | ③ | |
| **特定投資株式に係る譲渡損失の金額**（損失の金額がない場合には０と書いてください。）<br>（ ② ＋ ③ ） | ④ | |
| **上場株式等に係る譲渡損失の金額**（損失の金額がない場合には０と書いてください。）<br>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のㇾの金額） | ⑤ | |

### (2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

| | | |
|---|---|---|
| **本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額**<br>（①≦⑤の場合は０、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額） | ⑥ | 円 |
| **本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額**<br>（①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額） | ⑦ | |

### (3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

| 種目・所得の生ずる場所 | 配当等の収入金額（税込） | 負債の利子 |
|---|---|---|
| | 円 | 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合　計　額 | ⓐ 申告書第三表㋒へ | ⓑ |

| | | |
|---|---|---|
| **本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額**<br>（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。） | ⑧ | |

（平成 25 年分以降用）
H27.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

２ 面

### (4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

| | | |
|---|---|---|
| **本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額**（⑦－⑧）<br>（⑦の金額≦⑧の金額の場合には０と書いてください。）<br>（(3)の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。） | ⑨ | △をつけて、申告書第三表㊽へ　円 |
| **本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額**（⑧－⑦）<br>（⑦の金額≧⑧の金額の場合には０と書いてください。）<br>（⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。） | ⑩ | 申告書第三表㊾へ |

### ２ 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

| 譲渡損失の生じた年分 | 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額 | 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※） | 本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 |
|---|---|---|---|
| 本年の３年前分（平成__年分） | Ⓐ（特定投資株式に係る金額）　円 | Ⓖ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 | |
| | Ⓑ（上場株式等に係る金額） | Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） | |
| | | Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | |
| 本年の２年前分（平成__年分） | Ⓒ（特定投資株式に係る金額） | Ⓙ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） | ⑪（Ⓒ－Ⓙ）　円 |
| | Ⓓ（上場株式等に係る金額） | Ⓚ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） | ⑫（Ⓓ－Ⓚ－Ⓛ） |
| | | Ⓛ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | |
| 本年の前年分（平成__年分） | Ⓔ（特定投資株式に係る金額） | Ⓜ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） | ⑬（Ⓔ－Ⓜ） |
| | Ⓕ（上場株式等に係る金額） | Ⓝ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） | ⑭（Ⓕ－Ⓝ－Ⓞ） |
| | | Ⓞ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | |
| **本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額**（Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓙ＋Ⓚ＋Ⓜ＋Ⓝ） | ⑮ | 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑭へ | |
| **本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額**（①＋Ⓛ＋Ⓞ） | ⑯ | 申告書第三表㊾へ | |
| **翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額**（⑥＋⑨＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭） | ⑰ | 申告書第三表㊽へ　円 | |

※　「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
　また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、０とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

### ３ 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

| | | |
|---|---|---|
| **前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）**<br>（⑩－⑯） | ⑱ | 申告書第三表⑭へ　円 |

※　⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

（注）⑨欄及び⑪～⑭欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年に株式等の譲渡がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。

1 面

【平成＿＿年分】

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

| 番　号 | |
|---|---|

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住　所<br>（前住所） | （　　） | | | フリガナ<br>氏　名 | |
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職業 | | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1　所得金額の計算

| | | | 未公開分 | 上　場　分 |
|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 譲渡による収入金額 | ① | 円 | 円 |
| | その他の収入 | ② | | |
| | 小　計（①＋②） | ③ | 申告書第三表㋖へ | 申告書第三表㋗へ |
| 必要経費又は譲渡に要した費用等 | 取得費（取得価額） | ④ | | |
| | 譲渡のための委託手数料 | ⑤ | | |
| | | ⑥ | | |
| | 小計（④から⑥までの計） | ⑦ | | |
| 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）<br>（△を付けないで書いてください。） | | ⑧ | | |
| 差引金額（③－⑦－⑧） | | ⑨ | | |
| 特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）<br>（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。） | | ⑩ | | |
| 所得金額（⑨－⑩）<br>（赤字の場合は△を付けて書いてください。） | | ⑪ | 申告書第三表㊹へ | 黒字の場合は申告書第三表㊺へ |
| 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3） | | ⑫ | 申告書第三表㊼へ | 申告書第三表㊼へ |
| 繰越控除後の所得金額（※4）<br>（⑪－⑫） | | ⑬ | 申告書第三表㊸へ | 申告書第三表㊸へ |

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

| 特例適用条文 | 措法＿条の＿<br>措法＿条の＿ |
|---|---|

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

| 整理欄 | |
|---|---|

（平成27年分以降用）

H27.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面（計算明細書）

## 2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

| 口座の区分 | 取引先（金融商品取引業者等） | | 譲渡の対価の額（収入金額） | 取得費及び譲渡に要した費用の額等 | 差引金額（譲渡所得等の金額） | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 合計（上場分（特定口座）） | | | 1面①へ | 1面④へ | | 申告書第二表「所得の内訳」欄へ |

## 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

| 区分 | 譲渡年月日 | 譲渡した株式等の銘柄 | 数量 | 譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等 | 譲渡による収入金額 | 取得費（取得価額） | 譲渡のための委託手数料 | 取得年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未公開分・上場分 | ・・ | | 株（口） | | 円 | 円 | 円 | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 合計 | | 未公開分 | | | 1面①へ | 1面④へ | 1面⑤へ | |
| | | 上場分（一般口座） | | | 1面①へ | 1面④へ | 1面⑤へ | |

1 面

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
## （特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号

この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住　所<br>（前住所） | （　　） | | | フリガナ<br>氏　名 | |
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職　業 | | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

## 1　所得金額の計算

（単位：円）

| | | | 未公開分 | 内、特定権利行使株式分 | 内、特定投資株式分 | 上場分 | 内、特定権利行使株式分 | 内、公開等特定株式分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 譲渡による収入金額 | ① | | | | | | |
| | その他の収入 | ② | | | | | | |
| | 小計（①+②） | ③ | 申告書第三表㋖へ | | | 申告書第三表㋗へ | | |
| 必要経費又は譲渡に要した費用等 | 取得費（取得価額） | ④ | | | | | | |
| | 譲渡のための委託手数料 | ⑤ | | | | | | |
| | | ⑥ | | | | | | |
| | 小計（④から⑥までの計） | ⑦ | | | | | | |
| 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。） | | ⑧ | | | | | | |
| 差引金額（③－⑦－⑧） | | ⑨ | | | | ㋑ | | ㋺ |
| 特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（⑨欄が赤字の場合は０と書いてください。） | | ⑩ | | | | | | |
| 特定投資株式の価値喪失の金額（２面の３③の金額を書いてください。） | | ⑪ | | | | | | |
| 所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は△を付けて書いてください。） | | ⑫ | 申告書第三表㊹へ | | Ⓐ | Ⓑ | | Ⓒ |
| 公開等特定株式の計算（※３）（２面の５で計算した金額を書いてください。） | | ⑬ | | | | 黒字の場合は申告書第三表㊸へ | | |
| 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４） | | ⑭ | 申告書第三表㊲へ | | | 申告書第三表㊱へ | | |
| 繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑬－⑭） | | ⑮ | 申告書第三表㊷へ | | | 申告書第三表㊶へ | | |

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

| 特例適用条文 | 措法＿＿条の＿＿＿<br>措法＿＿条の＿＿＿ |
|---|---|

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㋑の金額が㋺の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㋑の金額を限度として記載します。

※３　⑬欄の金額は、⑫欄のⒷの金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずにⒷの金額をそのまま記載してください。

※４　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　⑮欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

（平成 25 年分以降用）
H27.11

2 面

## 2　申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

| 口座の区分 | 取引先（金融商品取引業者等） | | 譲渡の対価の額（収入金額） | 取得費及び譲渡に要した費用の額等 | 差引金額（譲渡所得等の金額） | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 源泉口座・簡易口座 | ~~証券会社~~ 銀行 （　） | 本店 支店 出張所 （　） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 源泉口座・簡易口座 | ~~証券会社~~ 銀行 （　） | 本店 支店 出張所 （　） | | | | |
| 合計（上場分（特定口座）） | | | 1 面 ① へ | 1 面 ④ へ | | 申告書第二表「所得の内訳」欄へ |

## 3　特定投資株式の価値喪失の金額の計算

| ① 特定残株数 | ② 1株当たりの取得費 | ③ 特定投資株式の価値喪失の金額（①×②） |
|---|---|---|
| 株 | 円 | 「1 所得金額の計算」の⑪欄へ 円 |

(注)　①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける１株当たりの取得費を転記してください。

## 4　公開等特定株式に該当する株式数の計算　【譲渡の日：　年　月　日】

| | |
|---|---|
| ① 譲渡の時の直前の特定残株数 | 株 |
| ② 平成12年4月1日から譲渡の日の３年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数 | 株 |
| ③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数） | 株 |

(注) 1　「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2　「平成12年4月1日から譲渡の日の３年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3　公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

## 5　公開等特定株式に係る所得金額の計算

| | | |
|---|---|---|
| 「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ≧Ⓒの場合 | （Ⓑ－（Ⓒ÷２）） | 「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円 |
| 「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）がⒷ＜Ⓒの場合 | （Ⓑ÷２） | 「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円 |

## 【参考】　特定口座以外で譲渡した株式等の明細

| 区分 | 譲渡年月日 | 譲渡した株式等の銘柄 | 数量 | 譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等（※） | 譲渡による収入金額 | 取得費（取得価額） | 譲渡のための委託手数料 | 取得年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未公開分・上場分 | ・・ | | 株 (口) | | 円 | 円 | 円 | ・・ （・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・ （・・） |
| 合計 | | 未公開分 | | | 1 面 ① へ | 1 面 ④ へ | 1 面 ⑤ へ | |
| | | 上場分（一般口座） | | | 1 面 ① へ | 1 面 ④ へ | 1 面 ⑤ へ | |

※　特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に（　）書きで記載してください。
（事由）　振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

1 面

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成＿＿＿年分】

| 番　号 | |
|---|---|

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

| 納税地 | 居所地 ・ 事業所等 （該当するものを○で囲んでください。） | | | フリガナ<br>氏　名 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職　業<br>（屋　号） | （　　） | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

## 1　所得金額の計算

| | | | 未公開分 | 上場分 |
|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 譲渡による収入金額 | ① | 円 | 円 |
| | 譲渡があったものとみなされる金額（※１） | ② | | |
| | その他の収入 | ③ | | |
| | 小　計<br>（①から③までの計） | ④ | 申告書第三表㋐へ | 申告書第三表㋑へ |
| 必要経費又は譲渡に要した費用等 | 取得費<br>（取得価額） | ⑤ | | |
| | 譲渡のための委託手数料 | ⑥ | | |
| | | ⑦ | | |
| | 小　計<br>（⑤から⑦までの計） | ⑧ | | |
| 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※２）<br>（△を付けないで書いてください。） | | ⑨ | | |
| 差引金額（④－⑧－⑨） | | ⑩ | | |
| 特定投資株式の取得に要した金額の控除（※３）<br>（⑩欄が赤字の場合は０と書いてください。） | | ⑪ | | |
| 所得金額（⑩－⑪）<br>（赤字の場合は△を付けて書いてください。） | | ⑫ | 申告書第三表㊹へ | 黒字の場合は申告書第三表㊸へ |
| 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４） | | ⑬ | 申告書第三表㊼へ | 申告書第三表㊻へ |
| 繰越控除後の所得金額（※５）<br>（⑫－⑬） | | ⑭ | 申告書第三表㊸へ | 申告書第三表㊷へ |

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

| 特例適用条文 | 措法＿＿条の＿＿＿<br>措法＿＿条の＿＿＿ |
|---|---|

※１　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
※２「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※３　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
※５　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

（平成 25 年分以降用）
H27.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面

## 2　申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

| 口座の区分 | 取引先（金融商品取引業者等） | | 譲渡の対価の額（収入金額） | 取得費及び譲渡に要した費用の額等 | 差引金額（譲渡所得等の金額） | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （　） | 本店 支店 出張所 （　） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （　） | 本店 支店 出張所 （　） | | | | |
| 合　計（上場分（特定口座）） | | | 1面①へ | 1面⑤へ | | 申告書第二表「所得の内訳」欄へ |

## 3　国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

| 管理しなくなる行為の区分（※1） | その行為が行われた年月日 | その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄 | その行為が行われた株式の数（又は出資の金額） | 譲渡があったものとみなされる金額 | 取得費（取得価額） | 取得年月日（※2） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為<br>② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為<br>③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為 | ・　・ | | 株（円） | 円 | | ・　・<br>（　・　・　）<br>【＿＿＿＿税務署】 |
| ① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為<br>② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為<br>③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為 | ・　・ | | | | | ・　・<br>（　・　・　）<br>【＿＿＿＿税務署】 |

※1　「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2　「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【　】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

## 【参考】　特定口座以外で譲渡した株式等の明細

| 区分 | 譲渡年月日 | 譲渡した株式等の銘柄 | 数量 | 譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等 | 譲渡による収入金額 | 取得費（取得価額） | 譲渡のための委託手数料 | 取得年月日（※） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未公開分・上場分 | ・　・ | | 株（口） | | 円 | 円 | 円 | ・　・<br>（・　・） |
| 未公開分・上場分 | ・　・ | | | | | | | ・　・<br>（・　・） |
| 合　計 | 未公開分 | | | | 1面①へ | 1面⑤へ | 1面⑥へ | |
| | 上場分（一般口座） | | | | 1面①へ | 1面⑤へ | 1面⑥へ | |

※　「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【　】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【＿＿＿＿＿＿税務署】

○　特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

# 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

税務署受付印

(注) ※印の欄については、該当する部分を○で囲んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ＿＿＿＿＿税務署長<br>＿＿年＿＿月＿＿日提出 | 届出者 | 居所<br>(国外の住所) | 〒<br>( ) |
| | | 国内の事務所又は事業所の所在地 | 〒 |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | ㊞ |
| | | 個人番号 | |
| | | 職業<br>(屋号) | ( ) 連絡先電話番号 ( ) |

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

## 1　交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

| | |
|---|---|
| 交付の基因となった事実(※) | 合併・分割型分割・株式交換 |
| 交付を受けた年月日 | 年　月　日 |
| 交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄 | |
| 交付を受けた株式の数（又は出資の金額） | 株（円） |
| 交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額） | 株（円） |

## 2　その他参考となる事項

(1)　国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

(2)　納税管理人の住所、氏名及び電話番号

(3)　その他

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |

| 税整 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 務理 | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| 署欄 | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

H27.11

# 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

## 1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年３月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

（注）　国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の２第５項第１号、第３号、第５号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

## 2　記載要領

⑴　「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。

⑵　「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑶　「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑷　「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

# 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

| 番　号 | |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住　所<br>（前住所） | （　　） | | | フリガナ<br>氏　名 | |
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職 業 | | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

1　適用する特例の選択

□　租税特別措置法第37条の13第１項第＿＿号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）

□　租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の３（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2　その年中の株式の異動の状況

【銘柄：　　】

| その年中の払込みによる取得の状況 | | | その年中の譲渡又は贈与による異動の状況 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | 株　数 | | 年　月　日 | 株　数 | |
| ・　・ | | 株 | ・　・ | | 株 |
| ・　・ | | | ・　・ | | |
| ・　・ | | | ・　・ | | |
| ・　・ | | | ・　・ | | |
| ・　・ | | | ・　・ | | |
| 合　計 | ３①欄へ | 株 | 合　計 | ３②欄へ | 株 |

※　特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の１月１日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3　控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

| | |
|---|---|
| ①　その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数 | 株 |
| ②　その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数 | 株 |
| ③　控除対象特定（新規）株式の数（①－②） | （マイナスの場合は０と書いてください）<br>株 |
| ④　①の株式の取得に要した金額 | 円 |
| ⑤　控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（（④／①）×③）（※適用対象額） | 円 |

※　租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「上場分」、「未公開分」の順に控除します。

なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

○　この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
○　「１　適用する特例の選択」は、いずれかの特例の□に☑してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
○　これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

（平成24年分以降用）
H27.11

# 株　式　の　異　動　明　細　書

| 番　号 | |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住　所<br>（前住所） | （　　） | | | フリガナ<br>氏　名 | |
| 電話番号<br>（連絡先） | | 職 業 | | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

（平成　　年分）【銘柄：　　】

| ①<br>異動年月日<br>（異動事由） | ②<br>相手方の氏名・名称、<br>住所・所在地<br>（相手方との関係） | ③<br>異動した株数 | ④<br>取得又は<br>譲渡の単価 | ⑤<br>金　額<br>（③×④） | ⑥<br>異動後の<br>株式の総数 | ⑦<br>特定残株数 | ⑧<br>1株当たり<br>の取得費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・　・<br>（　　） | （　　） | 株 | 円 | 円 | 株 | 株 | 円 |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |
| ・　・<br>（　　） | （　　） | | | | | | |

（その他参考となるべき事項）

（平成 24 年分以降用）
H27.11

## 記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の２第１項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第４項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の３（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

１　「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。

払込みによる取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）

相対取引による取得・・・・・・・・・・・・・・・・・相対

相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・・相続

株式の分割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・分割

株式無償割当て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無償割当

譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・譲渡

贈与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・贈与

株式の併合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・併合

特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が結了した場合・・・清算

特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・・破産

２　「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。

３　「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。

（注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。

４　「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。

イ　払込みにより取得した特定投資株式の数の合計

ロ　特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数

なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。

５　「⑧１株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[\text{（前回譲渡時の株式の総数）} \times \text{（前回譲渡時の１株当たりの取得費）}] + \text{（（前回譲渡後に）取得した株式の取得費の合計）}}{\text{（前回譲渡時の株式の総数）} + \text{（（前回譲渡後に）取得した株式の株数の合計）}}$$

※　上記算式の譲渡には、上記１の「清算」・「破産」の場合も含みます。

なお、株式の分割・併合等があった場合の１株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

| 番　号 | |
|---|---|

# 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 ___ 年分）【租税特別措置法第41条の5用】

| 住所（又は事業所、事務所、居所など） | | フリガナ<br>氏名 | |
|---|---|---|---|

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

## 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| **特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。） | | ① | 円 |
| **分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額**<br>（①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。） | | ② | |
| **損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）**<br>（①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。） | | ③ | |
| **本年分の純損失の金額**<br>（上記③（※1）、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㊽・㊾の金額の合計額又は申告書第四表㉑の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。） | | ④ | |
| **本年分が青色申告の場合** | **不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額**<br>（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。） | ⑤ | |
| **本年分が白色申告の場合** | **変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額**<br>（それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。） | ⑥ | |
| **居住用財産の譲渡損失の繰越基準額**<br>（④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。） | | ⑦ | |
| **翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。）<br>（③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 − ｛（土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／（③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ − 500㎡ ／（土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝｝ | | ⑧ | |

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2　「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1損失額又は所得金額」の㋓、㋔の金額の合計額とします。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

（平成25年分以降用）

H27.11

## 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年１月１日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の２に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前３年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照)。
３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

### 1　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は７年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

### 2　買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

(1)　一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2)　一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

### 3　特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

| 番　号 | |
|---|---|

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

| 住所（又は事業所事務所居所など） | | フリガナ 氏名 | |
|---|---|---|---|

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| **特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。） | | ① | 円 |
| **分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額**<br>（①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。） | | ② | |
| **譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額**<br>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。） | | ③ | |
| **損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）**<br>（①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。） | | ④ | |
| **本年分の純損失の金額**<br>（上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表 ㊽・㊾ の金額の合計額又は申告書第四表㉑の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。） | | ⑤ | |
| 本年分が青色申告の場合 | **不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額**<br>（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。） | ⑥ | |
| 本年分が白色申告の場合 | **変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額**<br>（それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。） | ⑦ | |
| **特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額**<br>（⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。） | | ⑧ | |
| **翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。） | | ⑨ | |

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。

※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㋑、㋺の金額の合計額とします。

（平成25年分以降用）

H27.11

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後３年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) １　特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照)。
３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

### １　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は７年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

### ２　特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５の２用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

1 面

# 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成＿＿＿年分】

番 号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の９の５に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の９の５第１項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（１面から３面）の作成をしてください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住所（納税地） | （ ） | | | フリガナ 氏名 | （旧氏名： ） |
| 届出書の住所 | | | | | |
| 電話番号（連絡先） | | 職業（屋号） | （ ） | 関与税理士名（電話） | （ ） |

## 1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

| 区分 | イ 譲渡価額（① 譲渡価額） | ロ 取得価額（② 取得費の(イ)の金額） | ハ 譲渡費用（③ 譲渡費用） | ニ 利益金額（イ－（ロ＋ハ）） | ホ 利益金額の割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 短期・長期 | 円 | 円 | 円 | (イ) 円 | (ニ)(イ)÷❶ |
| 短期・長期 | | | | (ロ) | (ホ)(ロ)÷❶ |
| 短期・長期 | | | | (ハ) | (ヘ)(ハ)÷❶ |
| 事業用土地等の利益金額の合計額（(イ)＋(ロ)＋(ハ)） | | | ❶ | | 1.00 |

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

## 2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。
なお、❶－❷の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

| 譲渡損失金額 | ❷ | 円 |
|---|---|---|

※ 事業用土地等以外の２以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

## 3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

| | 取得年分 | 物件の所在地 | 種類 | 面積 | 契約年月日 | 引渡年月日 | 届出書提出先税務署 | 届出書提出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| a | 年分 | | | ㎡ | ・ ・ | ・ ・ | 税務署 | ・ ・ |
| b | 年分 | | | ㎡ | ・ ・ | ・ ・ | 税務署 | ・ ・ |
| c | 年分 | | | ㎡ | ・ ・ | ・ ・ | 税務署 | ・ ・ |

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

| 適用年分（申告年月日） | 年分（ ・ ・ ） | 申告書提出先税務署 | 税務署 | 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額 | ❸ 円 |
|---|---|---|---|---|---|

※ ❸の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の４の㋖欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

（平成25年分以降用）
H27.11

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

２面

(3) １面の３(1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。１面の３(1)のａ欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、ａ欄には❹欄（❸欄の金額を転記）のみ記載してください。

| | 取得価額の内訳 | 支払先 住所（所在地） | 支払先 氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| a | 土地 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | | ・ ・ | |
| | | | | ・ ・ | |
| | 対象先行取得土地等の取得価額 | | | ❹ | |
| b | 土地 | | | ・ ・ | |
| | | | | ・ ・ | |
| | | | | ・ ・ | |
| | 対象先行取得土地等の取得価額 | | | ❺ | |
| c | 土地 | | | ・ ・ | |
| | | | | ・ ・ | |
| | | | | ・ ・ | |
| | 対象先行取得土地等の取得価額 | | | ❻ | |

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます（建物等に係る仲介手数料などは含まれません。）。

## 4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

| | Ⓐ ❶×80％（又は60％） | Ⓑ ❶－❷（赤字の場合は０） | Ⓒ ⒶとⒷのうち少ない金額 | Ⓓ Ⓒのうち適用済みの金額 | Ⓔ Ⓒ－Ⓓの金額 | Ⓕ 対象先行取得土地等の取得価額 | Ⓖ 繰延利益金額（ⒺとⒻのうち少ない金額） | Ⓗ 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額（Ⓕ－Ⓖ） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| a | 円 | 円 | 円 | ⓐの金額 円 | 円 | ❹の金額 円 | ⓐ 円 | 円 |
| b | | | | | | ❺の金額 | ⓑ | |
| c | | | | ⓐ＋ⓑの金額 | | ❻の金額 | ⓒ | |
| 繰延利益金額の合計額（ⓐ＋ⓑ＋ⓒ） | | | | | | ❼ | | |

※ ｂ以下の記載は、「Ⓔ欄の金額」＞「Ⓕ欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※ ３(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、Ⓐ欄の割合は60％で計算します。

※ Ⓗ欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の❸欄の取得価額又はａ～ｃの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

## 5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、１面の「１」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が２以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

| 区分 | ❽ 収入金額（１のイの金額） | ❾ 取得価額＋譲渡費用（１の（ロ＋ハ）の金額） | ❿ 繰延利益金額（❼の金額×１のホの割合） | ⓫ 譲渡所得の金額（❽－❾－❿） |
|---|---|---|---|---|
| 短期 | 申告書第三表㋑又は㋕へ 円 | 円 | 円 | 申告書第三表㊾又は㊿へ 円 |
| 長期 | 申告書第三表㋒へ | | | 申告書第三表(61)へ |

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「❿繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（１面の「１」のホの㋑、㋺、㋩の割合）によって❼の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が２以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。

※ ここで計算した内容を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書
の記載例」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）を参照してくださ
い。また、この特 例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

# 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 届出者 | | |
|---|---|---|
| | 住所（国内の居所） | （　　） |
| | フリガナ | |
| | 氏名 | ㊞ |
| | 個人番号 | |
| | 職業 | 連絡先電話番号（　　） |

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

## 1　特例適用投資組合契約等の内容

| | |
|---|---|
| 投資組合の名称 | |
| 投資組合の所在地 | |
| 特例適用投資組合契約等の要件（※） | 1　私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。<br>特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日　＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿年＿＿月＿＿日）<br>2　私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。 |

## 2　内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

| | 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合 | | |
|---|---|---|---|
| | ＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日 | ＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日 | ＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日 |
| (1)　内国法人の特殊関係株主等（(2)に掲げる者を除く。） | % | % | % |
| (2)　内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者（注） | % | % | % |

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第291条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

## 3　譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

| | | | |
|---|---|---|---|
| 譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄 | | | |
| 譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額） | 株（円） | 株（円） | 株（円） |
| 租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額） | 株（円） | 株（円） | 株（円） |

## 4　その他参考となる事項

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ＿＿年＿＿月＿＿日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

（注）※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

（資６－95－Ａ４統一）
H27.11

# 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

## 1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第１項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年３月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】　投資組合契約（同令第26条の31第１項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

## 2　記載要領

⑴　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第１項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第２項第２号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

⑵　「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第２項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第１項第４号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

⑶　「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第４項第３号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前３年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「　年　月　日～　年　月　日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】　記載すべき期間の開始日は譲渡年の２年前の１月１日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

⑷　「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

⑸　納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

# 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 納税者 | 住所 | | 氏名 フリガナ | | 電話番号 | （　　） |
| 債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項 | 資産の種類 | 土地 | 宅地・その他（　　） | 数量 | （　　㎡）㎡ | |
| | | 建物等 | 事務所・工場・その他（　　） | | （　　㎡）㎡ | |
| | | 工業所有権等 | 特許権・実用新案権・その他（　　） | | 件 | |
| | 所在地等 | | | | | |
| | 取得年月日 | | 年　月　日 | 取得価額 | （　　円）円 | |
| | 贈与年月日 | | 平成　年　月　日 | 贈与の時における価額 | （　　円）円 | |
| | 贈与を受けた法人の事業の用に供されていた権利の種類 | | 借地権・賃借権・使用貸借権・その他（　　） | | | |
| | 贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合 | | ％ | （計算根拠等） | | |
| | 贈与後の利用状況 | | | | | |
| 贈与を受けた法人に関する事項 | 法人の名称 | | | | | |
| | 本店又は主たる事務所の所在地 | | | | | |
| | 資本金又は出資金の額 | | 円 | | | |
| | 常時使用する従業員の数 | | 人 | | | |
| | 法人における贈与者の役職等 | 保証債務の履行時 | 取締役　・　その他（　　） | | | |
| | | 資産を贈与した時 | 取締役　・　その他（　　） | | | |
| 債務処理計画に関する事項 | 計画策定の基とした準則 | | | | | |
| | 計画に定められている債務免除等の金額 | | 円 | | | |
| | 計画に定められている債務免除等を行う金融機関等 | | | | | |
| 保証債務の一部履行に関する事項 | 主たる債務者 | | 贈与を受けた法人　・　その他（　　） | | | |
| | 債権者 | 氏名又は住所 | | | | |
| | | 住所又は所在地 | | | | |
| | 保証債務の内容 | | 債務を保証した年月日 | 保証債務の種類 | 保証した債務の金額 | |
| | | | 年　月　日 | | 円 | |
| | 保証債務の一部履行に関する事項 | | 保証債務の一部を履行した年月日 | 保証債務の一部を履行した金額 | 求償権の額 | |
| | | | 平成　年　月　日 | 円 | 円 | |
| | 資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の（見込み）残高 | | | | 円 | |

○ **この明細書は、申告書と一緒に提出してください。**なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士名 | （電話　　） | 税務署整理欄 | 資産課税部門 / 名簿番号 |

（資６－96－Ａ４統一）

（平成26年４月１日以後贈与用）

H27.11

# 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

## 1　使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の３の２第１項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の３の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記２⑴イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

## 2　記載要領等

### ⑴　「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（　　）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

#### イ　贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積（A）} + \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

#### ロ　贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として専ら供されている部分の面積} + \text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

#### ハ　工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

### ⑵　「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

### ⑶　「債務処理計画に関する事項」欄

イ　「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（(注) 中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ　「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

| | | |
|---|---|---|
| 納税者（代表者） | 住所又は居所 | 〒 -<br>（TEL - - ） |
| | フリガナ<br>氏名 | ㊞ |
| | 個人番号 | |
| | 納税地 | 〒 -<br>（TEL - - ） |
| 納税管理人 | 住所 | 〒 -<br>（TEL - - ） |
| | フリガナ<br>氏名 | ㊞ |

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、同条第＿＿項※2の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（５年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　帰国予定日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　帰国予定　・　帰国予定なし

4　所得税法第137条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）

・　第１項の適用を受けている場合の受贈者

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

・　第２項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

5　その他参考となる事項

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

（資６－102－Ａ４統一）H27.11

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

## 1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年を経過する日 (注) まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日 (注) まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から５年を経過する日までに提出する必要があります。

（注）　一定の事由に該当する場合（所得税法第 137 条の２第１項又は第 137 条の３第１項若しくは第２項に規定する場合）は、５年（又は 10 年）を経過する日とその該当することとなった日から４か月を経過する日のいずれか早い日となります。

## 2　記載要領等

### (1)　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令法第 266 条の３第 11 項(同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。)の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

### (2)　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

### (3)　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

### (4)　「適用条文（※１及び※２）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

| 当初適用特例 | ※１ | ※２ |
|---|---|---|
| 所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 所得税法第 137 条の２第１項 | 同条第２項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 所得税法第 137 条の３第１項 | 同条第３項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 所得税法第 137 条の３第２項 | 同条第３項 |

### (5)　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

### (6)　「帰国予定年月日」欄

非居住者である２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「５　その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

### (7)　「所得税法第 137 条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の３第１項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第２項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

| | | |
|---|---|---|
| 納税者（代表者） | 住所又は居所 | 〒　-<br>（TEL　-　-　） |
| | フリガナ<br>氏名 | ㊞ |
| | 個人番号 | |
| | 納税地 | 〒　-<br>（TEL　-　-　） |
| 納税管理人 | 住所 | 〒　-<br>（TEL　-　-　） |
| | フリガナ<br>氏名 | ㊞ |

所得税法第137条の＿＿＿第＿＿＿項※1の適用を受けていますが、平成＿＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第＿＿＿項※3の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿＿年分　＿＿＿＿＿＿税務署　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　所得税法第137条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成＿＿＿年※2 12月31日現在　＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　平成＿＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

6　その他参考となる事項

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 税務署欄 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 名簿番号 | | | | |

← この欄には書かないでください。

（資６－103－1－A４統一）H27.11

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

## 1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等 (注) につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年３月 15 日までに提出する必要があります。

（注）　所得税法第 137 条の２第１項に規定する適用資産、同法第 137 条の３第１項に規定する適用贈与資産又は同条第２項に規定する適用相続等資産をいいます。

## 2　記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

### (1)　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の３第 11 項（同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

### (2)　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

### (3)　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

### (4)　「適用条文（※１、※２及び※３）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

| 当初適用特例 | ※１ | ※２ | ※３ |
|---|---|---|---|
| 所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の２第１項 | 提出期限の属する年の前年 | 第６項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の３第１項 | | 第７項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の３第２項 | | 第７項 |

### (5)　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

### (6)　「所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

### (7)　「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

### (8)　付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の２第 11 項又は第 60 条の３第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿＿＿＿＿＿付表

（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

| 届出書等に記載した代表者以外の納税者 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 納税地（住所） | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) |
| (2) 氏名 | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ |
| (3) 個人番号 (注) | | | | |
| (4) 法施行地外の住所又は居所 | | | | |
| (5) 納税管理人の住所 | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) |
| (6) 納税管理人の氏名 | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ | フリガナ　㊞ |
| これより下の欄はこの付表が「所得税の納税管理人の届出書」の付表となる場合のみ記載してください。 | | | | |
| (7) 上記(1)の区分 | 住所・居所・事業所等 | 住所・居所・事業所等 | 住所・居所・事業所等 | 住所・居所・事業所等 |
| (8) 上記(1)以外の住所地・事業所等 | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) | (〒　-　-　) |
| (9) 生年月日 | 大正・昭和・平成　年　月　日生 | 大正・昭和・平成　年　月　日生 | 大正・昭和・平成　年　月　日生 | 大正・昭和・平成　年　月　日生 |
| (10) 職業 | | | | |
| (11) 屋号 | フリガナ | フリガナ | フリガナ | フリガナ |
| (12) 出国（予定）年月日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| (13) 帰国予定年月日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| (14) 国内で生じる所得内容 | 事業・不動産・給与・譲渡（　） | 事業・不動産・給与・譲渡（　） | 事業・不動産・給与・譲渡（　） | 事業・不動産・給与・譲渡（　） |
| (15) その他 | | | | |
| ※ 整理欄（記載不要） | | | | |

（注）「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」又は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」の付表として使用する場合は、個人番号の記載は不要です。

| 税務署欄 | 整理番号 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 番号確認 | □ 済 □ 未済 | □ 済 □ 未済 | □ 済 □ 未済 | □ 済 □ 未済 |
| | 身元確認 | | | | |

一連番号

（資６－105－Ａ４統一）H27.11

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付表

（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

## 1　使用目的

この付表は、所得税法第 60 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》、第 60 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第 137 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける方又はその納税管理人の方が、これらの規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「２人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- 国税通則法第 117 条第２項の規定による「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」
- 所得税法第 137 条の２第２項又は第 137 条の３第３項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- 所得税法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- 所得税法施行令第 266 条の２第５項又は第 266 条の３第 10 項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- 所得税基本通達 137 の２－４（137 の３－１により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

## 2　記載要領等

### ⑴　標題部分の空欄（下線部分）

上記１の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

| 届出書等の種類 | 下線部分 |
|---|---|
| 所得税（・消費税）の納税管理人の届出書 | 所得税の納税管理人の届出書※ |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 | 納税猶予の期限延長届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 | 納税猶予の継続適用届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書 | 納税猶予期限の一部確定明細書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書 | 納税猶予を全部取りやめる場合の申出書 |

※　必要に応じて、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」と記載してください。

### ⑵　「⑴　納税地（住所）」欄から「⑹　納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

なお、「⑶　個人番号」欄については、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」又は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」の付表として使用する場合は、個人番号の記載は不要です。

また、「⑸　納税管理人の住所」欄及び「⑹　納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

### ⑶　「⑺　上記⑴の区分」欄から「⑾　その他」欄まで

「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の「１　納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税（・消費税）の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

# 贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 農地等の贈与を受けた年月日 | | 昭和<br>平成　　年　　月　　日 |
|---|---|---|
| 贈与者 | 住所 | |
| | 氏名 | （　　年　　月　　日生） |

1　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に推定相続人／他の推定相続人等＿＿＿＿＿＿＿＿に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人／他の推定相続人等に引き続き使用させています。

5　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類

- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資１２－１２－１－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

### 1　届出をする必要のある方

(1)　次に掲げる方は、贈与税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

| 届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方 | |
|---|---|
| 平成６年分以前の贈与 | ①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人 |
| | ②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に限る。） |
| 平成７年分以降の贈与 | ③　納税猶予を受けている全ての人 |

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(3)　特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

### 2　この届出書の記載方法等

(1)　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(2)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(3)　営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(4)　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 農地等の相続（遺贈）があった年月日 | | 平成　　年　　月　　日 | |
|---|---|---|---|
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | （　　年　　月　　日生） |

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額　・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（１－２－３の金額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に 推定相続人／他の推定相続人等 ＿＿＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人／他の推定相続人等 に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類

- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | 整理簿番号 | |

（資１２－１２－２－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

### 1　届出をする必要のある方

(1)　次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

| 届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方 | |
|---|---|
| 平成17年３月31日以前の相続 | ①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人 |
| | ②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。） |
| 平成17年４月１日以降の相続 | ③　納税猶予を受けている全ての人 |

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(3)　特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

### 2　この届出書の記載方法等

(1)　記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(2)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(3)　営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(4)　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

※　相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 貸付特例適用農地等に係る継続届出書

（措法第70条の4 第８項適用分）
（措法第70条の6 第10項適用分）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

届出者 住所 〒

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号 ＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿）

個人番号 ｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8項／第70条の6 第10項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項／第14項の規定により届け出ます。

| 農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった 年月日 | 昭和／平成 ＿＿年＿＿月＿＿日 | | |
|---|---|---|---|
| 贈与者／被相続人 | 住所 | | 氏名 |

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

| 番号 | 貸付特例適用農地等の所在地番 | 地目及び利用状況（作物名等） | 面積 | 農地等として利用されている部分 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | ㎡ | 全部・一部・未利用 |
| 2 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 3 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 4 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 5 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 …… ①＿＿＿＿＿＿ ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

| 番号 | 借受代替農地等の所在地番 | 地目及び利用状況（作物名等） | 面積 | 農地等として利用されている部分 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | ㎡ | 全部・一部・未利用 |
| 2 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 3 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 4 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |
| 5 | | 田・畑・採草放牧その他（ ）（作物名等 ） | | 全部・一部・未利用 |

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 …… ②＿＿＿＿＿＿ ㎡

（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≧80%）
（小数点以下切捨）

（注） 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検算 |
|---|---|---|
| | 整理簿番号 | |

（資12－75－A4統一）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。

2　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。

イ　「田・畑・採草放牧地・その他（　　）」には、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「その他（　　）」の（　　）内には、具体的な現況を記載してください。

ロ　「（作物名等　　）」には、具体的な作物名等を記載してください。

3　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。

4　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。

5　「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。

6　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「２」に準じて記載してください。

7　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。

8　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「４」に準じて記載してください。

9　「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「７」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。

10　「３　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

| 様式 | 80 |
|---|---|

# 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署
受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
住所
届出者
氏名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 農地等の贈与相続（遺贈）を受けた年月日 | | 昭和<br>平成　　年　　月　　日 | |
|---|---|---|---|
| 贈与者<br>被相続人 | 住所 | | 氏名 |

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1)　所在場所 ……

(2)　地　　目 ……

(3)　面　　積 ……　　㎡

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 ……　平成　　年　　月　　日

3　農地等の譲渡先 ……　所在地

　　名　称

4　その他参考事項

※　添付書類

○　公共事業施行者の証明書　　○

○　　○

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－56－Ａ４統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の８第１項又は第70条の８第３項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

| 収用交換等による譲渡の時期 | 利子税の額 |
|---|---|
| 平成26年４月１日から平成33年３月31日までの間の場合 | ０（零） |
| 上記以外の場合 | 通常納付すべき利子税の額の２分の１の金額 |

1　提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から２月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2　記載要領

(1)　文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2)　「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3)　「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4)　「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5)　「その他参考事項」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続(遺贈)後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3　添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1)　公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2)　収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

# 贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和／平成　年　月　日

2　納付した猶予 税額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　2の税額とともに納付した利子税の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納付年月日　　平成　年　月　日

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 猶予整理簿 | 検算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資12－17－A4統一）

# 贈与税の納税猶予取りやめ届出書

使用目的

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

税務署受付印

〒
申請者 住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿税務署長

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞ 電話＿＿＿＿＿＿

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

個人番号 ｜＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿｜

※印欄は記入しないでください。

次の規定により、下記のとおり 贈与税 / 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

| | | |
|---|---|---|
| 規定 | 贈与税 | □ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 （代替農地等の取得） |
| | 贈与税 | □ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 （代替農地等の付替え） |
| | 相続税 | □ 租税特別措置法施行令第40条の7第30項 （代替農地等の取得） |
| | 相続税 | □ 租税特別措置法施行令第40条の7第34項 （代替農地等の付替え） |

（注） 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印をしてください。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 譲渡等をした特例農地等 | 所在地 | | | 計 |
| | 地目等、面積 | ㎡ | ㎡ | |
| | 贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| | 贈与相続（遺贈）の時の価額 | 円 | 円 | 円 |
| | 農業投資価格 | 円 | 円 | 円 |
| | 農業投資価格超過額 | 円 | 円 | 円 |
| | 譲渡等の年月日、態様 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| | 譲渡等の対価の額 | 円 | 円 | 円 |
| 取得農地等又はす採る草見放込牧み地の等 | 所在地 | | | |
| | 地目等、面積 | ㎡ | ㎡ | |
| | 取得等予定の年月日 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| | 取得価額の見積額（代替農地等の取得の場合） | 円 | 円 | 円 |
| | 譲渡等の時における価額（代替農地等の付替えの場合） | 円 | 円 | 円 |
| 摘要 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－19－1－A4統一）

## 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

1　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の４第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の６第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3　「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(2)「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

(3)「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から１年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合 | 〈添付書類〉<br>公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類 |
| ② | 代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合 | |

【三大都市圏の特定市の区域】

| | |
|---|---|
| 1 | 都の区域（特別区の存する区域に限る。） |
| 2 | 首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域 |
| 3 | 上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域 |

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 代替農地等の取得価額等の明細書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 電話＿＿＿＿＿＿
個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

| 規定 | | |
|---|---|---|
| 贈与税 | □ | 租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得） |
| 贈与税 | □ | 租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え） |
| 相続税 | □ | 租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得） |
| 相続税 | □ | 租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え） |

（注）　贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡等をした特例農地等 | 所在地 | | | | |
| | 地目等、面積 | ① | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 譲渡年月日、態様 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 贈与価額<br>農業投資価格超過額 | ② | 円 | 円 | 円 |
| | 譲渡の対価の額 | ③ | 円 | 円 | 円 |
| 取得等をした農地又は採草放牧地等 | 所在地 | | | | |
| | 地目等、面積 | ④ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 取得年月日 | | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| | 農地法の規定による許可又は届出の受理年月日 | | 平成　年　月　日　許可・届出 | 平成　年　月　日　許可・届出 | 平成　年　月　日　許可・届出 |
| | 取得の態様 | | | | |
| | 取得価額（代替農地等の取得の場合） | ⑤ | 円 | 円 | 円 |
| | 譲渡等の時における価額（代替農地等の付替えの場合） | ⑥ | 円 | 円 | 円 |
| | 買入先 住所又は所在地 | | | | |
| | 買入先 氏名又は名称 | | | | |
| 譲渡等があった分 | ② × (③−(⑤+⑥))/③ | | 円 | 円 | 円 |
| 譲渡等がなかった分 | ① × (⑤+⑥)/③（1を超えるときは1とする。） | ⑦ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ② × (⑤+⑥)/③（1を超えるときは1とする。） | ⑧ | 円 | 円 | 円 |
| 摘要 | | | | | |

（注）1　「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2　「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | 検印 |
|---|---|---|
| | | |

（資12−20−A4統一）

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の７第23項若しくは第24項又は第23条の８第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

1　この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第 70 条の４第 15 項及び第 16 項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第 70 条の６第 19 項及び第 20 項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 30 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 34 項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

3　「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

(2)　「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項(代替農地等の取得)」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

(3)　「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記５②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

5　次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 代替農地等のうちに、平成３年１月１日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合 | 〈添付書類〉<br>三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の４第１項又は第70の６第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し |
| ② | 代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合 | 〈添付書類〉<br>公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類 |

【三大都市圏の特定市の区域】

| | |
|---|---|
| 1 | 都の区域（特別区の存する区域に限る。） |
| 2 | 首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域 |
| 3 | 上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域 |

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
## （納税猶予事案用）

税務署受付印

〒

住　所

＿＿＿＿＿＿税務署長

申請者

＿＿年＿＿月＿＿日提出

氏　名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行令　第40条の６第36項 / 第40条の７第39項　の規定により　贈与税 / 相続税　の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等 / 都市営農農地等該当見込み等　に関する承認申請をいたします。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細 | 農地等の所在地 | | | | | | | | | | 計 |
| | 農地等の地目等、面積 | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | | | |
| | 贈与を受けた相続(遺贈)のあった年月日 | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | | | | |
| | 贈与相続（遺贈）の時の価額 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | 円 |
| | 農業投資価格 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | 円 |
| | 農業投資価格超過額 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | 円 |
| | 買取りの申出等の内容 | | | | | | | | | | |
| | 買取りの申出等の年月日 | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | | | | |
| 譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細 | 譲渡等の予定年月日 | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | | | | |
| | 譲渡等の対価の見積額 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | 円 |
| | 取得する農地又は採草放牧地の所在地 | | | | | | | | | | |
| | 農地等の地目、面積 | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | | | |
| | 取得予定年月日 | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | | | | |
| | 取得対価の見積額 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | 円 |
| 都市営農農地等該当の明細 | 都市営農農地等該当予定日 | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | | | | | |
| | 都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地 | | | | | | | | | | |
| | 農地等の地目、面積 | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | | | |

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－35－１－Ａ４統一）

（裏）

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2)　「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項 / 第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡等をした特例農地等の明細 | 農地等の所在地 | | | | |
| | 農地等の地目 | | | | |
| | 農地等の面積 | ① | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 買取りの申出等の内容 | | | | |
| | 買取りの申出等の年月日 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 譲渡等の年月日 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 譲渡等の態様 | | | | |
| | 譲渡の対価の額 | ② | 円 | 円 | 円 |
| | 贈与価額<br>農業投資価格超過額 | ③ | 円 | 円 | 円 |
| 取得した農地又は採草放牧地の明細 | 農地等の所在地 | | | | |
| | 地目等 | | | | |
| | 面積 | ④ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 農地法の規定による許可又は届出の受理年月日 | | 平成　年　月　日許可<br>届出 | 平成　年　月　日許可<br>届出 | 平成　年　月　日許可<br>届出 |
| | 取得の態様 | | | | |
| | 取得年月日 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 取得価額 | ⑤ | 円 | 円 | 円 |
| | 買入先 住所又は所在地 | | | | |
| | 買入先 氏名又は名称 | | | | |
| 買がる取あ部りっ分たとさ申れ出た等 | ① × (②－⑤)/② | ⑥ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ③ × (②－⑤)/② | ⑦ | 円 | 円 | 円 |
| 買がれ取なるりかの部っ分たとさ申出等 | ①×⑤/② （1を超えるときは1とする。） | ⑧ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ③×⑤/② （1を超えるときは1とする。） | ⑨ | 円 | 円 | 円 |

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿 | 検印 |
|---|---|---|
| | | |

（資12－36－A4統一）

## 記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「 租税特別措置法施行規則 第 23 条の７第25項 / 第 23 条の８第20項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の８第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の７第25項」の文字を横線で抹消してください。

2　「 譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「 農地等の地目 」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

⑵　「 買取りの申出等の内容 」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

⑶　「 譲渡等の年月日 」及び「 譲渡等の態様 」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

3　「 取得した農地又は採草放牧地の明細 」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

なお、「 取得の態様 」欄は、上記２の⑶に準じて記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分 」欄と「 買取りの申出等がなかったとされる部分 」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 都市営農農地等該当に関する明細書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜

租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 告地示又は苦しく採草は放牧事由地にの係る明細農 | 農地等の所在地 | | | | |
| | 農地等の地目 | | | | |
| | 農地等の面積 | ① | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 告示又は事由の内容 | | | | |
| | 告示又は事由が生じた年月日 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 贈与価額<br>農業投資価格超過額 | ② | 円 | 円 | 円 |
| 該関明当す細にる | 都市営農農地等に該当した日 | | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 |
| | 該当した農地等の面積 | ③ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 買等さ取がれりあるのっ部申た分出と | （①－③）の面積 | ④ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ②×(①－③)/① | ⑤ | 円 | 円 | 円 |
| 買等と取がさりなれのかる申っ部出た分 | ③の面積 | ⑥ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ②×③/① | ⑦ | 円 | 円 | 円 |

（注）　特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 名簿整理簿 | 検印 |
|---|---|---|
| | | |

（資12－37－A4統一）

（裏）

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の８第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の７第26項」の文字を横線で抹消してください。

2　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

(2)「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

3　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

# 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受けている農地等につき＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 推定相続人 | 住所 | | 氏名 | | 届出者との続柄 | |
| 届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | | | | |

1　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3　私は、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4　私は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の営む農業経営に従事しております。

添付書類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3 条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 猶予整理簿 | 審査 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資12－22－A4統一）

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から２か月以内です。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　－　－　）

個人番号

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき（死亡推定相続人の相続人他の推定相続人）＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 死亡推定相続人の相続人他の推定相続人 | 住所 | | 氏名 | | 死亡推定相続人又は届出者との続柄 | | |
| 死亡した推定相続人 | 住所 | | 氏名 | | 死亡年月日 | 平成　年　月　日 | |

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴い、他の推定相続人等＿＿＿＿＿＿＿＿に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成　年　月　日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○ 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

○ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）

○ 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 順予整理簿 | 審査 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資１２－２３－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から２か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人<br>他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 死亡した推定相続人 | 住所 | | 氏名 | | 死亡年月日 | 平成　年　月　日 |
| 届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日 | | 平成　年　月　日 | | | | |

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 前予整理簿 | 審査 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資12－24－A4統一）

（裏）

## 使　用　目　的　等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から２か月以内です。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号 － － ）

個人番号

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 合併により消滅した特定農業生産法人 | 所在地 | | 名　称 | |
| 2 | 合併法人 | 所在地 | | 名　称 | |

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する［理事／業務執行権を有する社員／取締役］に就任し、かつ、常時従事者である［組合員／社員］（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が＿＿＿＿日であり、かつ、農業に農作業に＿＿＿＿日従事します。）となっています。

**添付書類**

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書

○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）

○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資１２－６１－Ａ４統一）

（裏）

使　用　目　的　等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人が合併又は分割した日から２か月以内です。

# やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成　　年　　月　　日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条（第５項／第６項）の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

２　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地　　名　称

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資１２－６３－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農業生産法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第１５８号）附則28条第５項又は同条第６項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「(事情の詳細)」欄にその事情の詳細を記載してください。

1　本文中の「附則第28条（第５項／第６項）」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第６項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第５項」の文字を横線で抹消してください。

2　この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

____年____月____日提出

_____税務署長

〒

住　所 _____

申請者

氏　名 _____ ㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 36 条第３項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第７号）第１項の規定による改正後の租税特別措置法第 70 条の４第 15 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第 36 条第６項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第７項の規定により承認申請します。

## １　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第 36 条第３項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

## ２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項 | 貸付先（事業施行者）の名称 | | 名称 | | 所在地 |
| | 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | | 貸付期限 | 平成　年　月　日 | | |
| | 地上権等の登記の有無 | | 有　・　無 | | |
| | 賃貸料の金額 | | 円　・　無償 | | |
| (2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | | | 事業名 | | |
| | | | 使用目的 | | |

## ３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－87－1－A4 統一）

## 記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2　２(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

＿＿年＿＿月＿＿日提出

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号 ｜＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿｜

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　贈与により農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　　年　　月　　日 | | |
| 2　贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 |

| | | |
|---|---|---|
| 3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項 | | |
| (1)　承認申請書の提出年月日 | 平成　　年　　月　　日 | |
| (2)　(1)の承認申請に対する承認年月日 | 平成　　年　　月　　日 | |
| ※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1)　貸付先（事業施行者）の名称等 | 名　称 | | 所在地 | |
| (2)　貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| | 貸　付　期　限 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| (3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事　業　名 | | | |
| | 使 用 目 的 | | | |
| ※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。 | | | | |

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有　・　無 |
| 2 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 3 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 4 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 5 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 6 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 7 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 8 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 9 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| 10 | | | | （　　） | 有　・　無 |
| | | | 合　計 | （　　）㎡<br>㎡ | |

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－88－1－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

１　３(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。

(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

２　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

３　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

４　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資 12－89－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

| 様式 | 95 |
|---|---|

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

税務署受付印

＿＿年＿＿月＿＿日提出

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第 12 項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　贈与により農地等を取得した年月日 | | | 昭和・平成　　年　　月　　日 | |
| 2　贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |
| 3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1)　貸付先（事業施行者）の名称等 | 名称 | | 所在地 | |
| (2)　貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| | 貸付期限 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| (3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | |
| | 使用目的 | | | |

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

| (1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等 | | | | | | (2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日） | 特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積 | 現在（今後）の利用状況 |
| 1 | | | | （　　）㎡ ㎡ | 有・無 | 年　月　日 | ㎡ | |
| 2 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 3 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 4 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 5 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 6 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 7 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 8 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 9 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| 10 | | | | （　　） | 有・無 | | | |
| | | | 合計 | （　　）㎡ ㎡ | | | ㎡ | |

（3）(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第 33 号）附則第 14 条第 13 項第２号及び第３号に掲げる書類については別添のとおりです。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－90－A4 統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成＿＿年＿＿月＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

____年____月____日提出

※印欄には記入しないでください。

____税務署長

〒
住所
届出者
氏名 ㊞
（電話番号 ― ― ）
個人番号

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第14項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 贈与により農地等を取得した年月日 | | | 昭和・平成　年　月　日 | |
| 2 贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |
| 3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1) 貸付先（事業施行者）の名称等 | 名　称 | | 所在地 | |
| (2) 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | 延長前の貸付期限 | 平成　年　月　日 | | |
| (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | |
| | 使用目的 | | | |

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成____年____月____日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等

| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | (2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | (　　)㎡<br>㎡ | 有・無 | (　　)㎡<br>㎡ |
| 2 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 3 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 4 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 5 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 6 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 7 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 8 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 9 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 10 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| | | 合計 | (　　)㎡<br>㎡ | | (　　)㎡<br>㎡ |

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）附則第14条第14項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－91－1－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

# やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第3項又は第5項適用分）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成　　年　　月　　日において常時従事者
である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第４項第１号に規定する特定農業生産法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項第１号の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資 12－94－A4 統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項第３号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１か月を経過する日までです。

税務署受付印

# 被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ｜＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿｜

※印欄は記入しないでください。

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第５項第２号の規定により届け出ます。

□２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第33条第５項第３号の規定により届け出ます。

□３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第33条第５項第４号の規定により届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定農業生産法人の名称 | | 所在地 | |
| 農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日 | | 新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日 | |
| 平成＿＿年＿＿月＿＿日 | | 認定年月日 | 平成＿＿年＿＿月＿＿日 |
| | | 有効期間満了日 | 平成＿＿年＿＿月＿＿日 |

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 認定農業者である特定農業生産法人の名称 | | 所在地 | |
| 届出書の特定農業生産法人における地位等 | | （代表権の有無）□有　□無<br>（種　　類）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役 | |
| 届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況 | | 農業に従事する日数 ＿＿＿日<br>農作業に従事する日数 ＿＿＿日 | |

（添付書類）

**○上記１に該当する場合**

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規附則」といいます。）第14条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

**○上記２に該当する場合**

規附則第14条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

**○上記３に該当する場合**

①　規附則第14条第11項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農業生産法人に係る規附則第14条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □済<br>□未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資12－95－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から２か月を経過する日までです。

１　「特定農業生産法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農業生産法人に係る名称及び所在地を記入してください。

２　認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農業生産法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農業生産法人における地位等並びに届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

# 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資12－96－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

| 様式 | 100 |
|---|---|

税務署受付印

# 特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜

※印欄は記入しないでください。

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第12項及び第14項の規定により届け出ます。

□２．法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第33条第17項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 権利の設定を受けた特定農業生産法人 | 名称 | | 所在地 | |
| 贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |
| 届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 | （昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日 | | | |
| 貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日） | 平成＿＿年＿＿月＿＿日 | | | |
| 法附則第55条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地 | | | | |
| 名称 | | 所在地 | | |

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです。（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）

**（添付書類）**

特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資12－97－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から２か月を経過する日までに特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。

2　法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。

3　法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

| 様式 | 101 |
|---|---|

# 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第9項の規定により届け出ます。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 合併又は分割により消滅又は分割した法人 | 名称 | | 所在地 | | | |
| 2 | 合併法人又は分割承継法人 | 名称 | | 所在地 | | 区分 | □ 認定農業生産法人<br>□ 認定特定農業法人 |
| 届出者の特定農業生産法人における地位等 | | | | （代表権の有無）□ 有　□ 無<br>（地　　位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役 | | | |
| 届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況 | | | | 農業に従事する日数　　日<br>農作業に従事する日数　　日 | | | |

1　法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した日は、平成　　年　　月　　日です。

2　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成　　年　　月　　日です。

3　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

**（添付書類）**

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農業生産法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資12－100－A4統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人が合併により消滅した日又は分割した日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

2　「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

3　この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

| 様式 | 102 |
|---|---|

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

＿＿年＿＿月＿＿日提出

〒

＿＿＿＿＿＿税務署長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第20項の規定により承認申請します。

## 1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第55条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

## 2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項 | 貸付先（事業施行者）の名称 | | 名称 | | 所在地 |
| | 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | | 貸付期限 | 平成　年　月　日 | | |
| | 地上権等の登記の有無 | | 有　・　無 | | |
| | 賃貸料の金額 | | 円　・　無償 | | |
| (2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | | | 事業名 | | |
| | | | 使用目的 | | |

## 3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－102－1－A4統一）

## 記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2　２(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

____年____月____日提出

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長

〒

住　所 _____

届出者

氏　名 _____ ㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　贈与により農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | | | |
| 2　贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |

| | | |
|---|---|---|
| 3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項 | | |
| (1)　承認申請書の提出年月日 | 平成　年　月　日 | |
| (2)　(1)の承認申請に対する承認年月日 | 平成　年　月　日 | |
| ※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1)　貸付先（事業施行者）の名称等 | 名　称 | | 所在地 | |
| (2)　貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | 貸　付　期　限 | 平成　年　月　日 | | |
| (3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事　業　名 | | | |
| | 使用目的 | | | |
| ※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。 | | | | |

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有　・　無 |
| 2 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 3 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 4 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 5 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 6 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 7 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 8 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 9 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| 10 | | | | （　　）<br>㎡ | 有　・　無 |
| | | | 合　計 | （　　）㎡<br>㎡ | |

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－103－1－A4統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

1　3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。

(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。

2　「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第55条第3項の規定の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

3　この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

4　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成 ____年 ____月 ____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長

〒

届出者　住所 _____

氏名 _____印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資 12－104－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

____年____月____日提出

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿税務署長

届出者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成____年____月____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第24項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　贈与により農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | | | |
| 2　贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |
| 3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1)　貸付先（事業施行者）の名称等 | 名称 | | 所在地 | |
| (2)　貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | 貸付期限 | 平成　年　月　日 | | |
| (3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | |
| | 使用目的 | | | |

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

| (1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等 | | | | | | (2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日） | 特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積 | 現在（今後）の利用状況 |
| 1 | | | | （　）㎡<br>㎡ | 有・無 | 年　月　日 | ㎡ | |
| 2 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 3 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 4 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 5 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 6 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 7 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 8 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 9 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| 10 | | | | （　） | 有・無 | | | |
| | | | 合計 | （　）㎡<br>㎡ | | | ㎡ | |

（3）(2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類

については別添のとおりです。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－105－1－A4統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

| 様式 | 106 |
|---|---|

# 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

____年____月____日提出

※印欄には記入しないでください。

〒

____税務署長

住　所 _____

届出者

氏　名 _____ ㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　贈与により農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　　年　　月　　日 | | | |
| 2　贈与者 | 氏名 | | 住所又は居所 | |
| 3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項 | | | | |
| (1)　貸付先（事業施行者）の名称等 | 名称 | | 所在地 | |
| (2)　貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| | 延長前の貸付期限 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| (3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | |
| | 使用目的 | | | |

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成____年____月____日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

| 番号 | 農地等の所在地番 | 地目 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | (2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | (　　)㎡<br>㎡ | 有・無 | (　　)㎡<br>㎡ |
| 2 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 3 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 4 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 5 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 6 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 7 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 8 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 9 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| 10 | | | (　　) | 有・無 | (　　) |
| | | 合計 | (　　)㎡<br>㎡ | | (　　)㎡<br>㎡ |

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資１２－１０６－Ａ４統一）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

# 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____税務署長

〒
届出者住所 ____

氏名 ____印
（電話番号 ― ― ）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

| 贈与者 | 住所 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | |
| 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容 | 公告年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 公告番号 | | | |
| | 賃借権等の存続期間（始期～終期） | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 | | |
| 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）<br>（注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。 | （借受代替農地等の合計面積）（別紙の②） ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①） = ____% ≧80%（小数点以下切捨） | | | |

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資１２－７６－１－Ａ４統一）

（ 裏 ）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

1　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

2　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 貸付特例適用農地等の変更届出書

## （再借受代替農地等を借り受けた場合）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

届出者 住所 〒 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿＿＿）

個人番号 ｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜＿｜

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第8項／第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、同条第10項第1号／第12項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項／第10項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項／第13項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日 | | | 昭和／平成 ＿＿年＿＿月＿＿日 |
|---|---|---|---|
| 贈与者／被相続人 | 住所 | | 氏名 |

### ① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

| 番号 | 借受代替農地等の所在地番 | 地目 | 面積 | 農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | ㎡ | （・・） |
| 2 | | | | （・・） |
| 3 | | | | （・・） |
| 農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積 | | | （A） ㎡ | |

### ② 再借受代替農地等の明細

| 番号 | 再借受代替農地等の所在地番 地目 | 面積 | 賃借権等の種類 | 貸付者の氏名 公告年月日 | 貸付者の住所 賃借権等の存続期間（始期～終期） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | |
| | | ㎡ | 使用貸借・賃貸借 | ・・ | ・・～・・ |
| 2 | | | | | |
| | | | 使用貸借・賃貸借 | ・・ | ・・～・・ |
| 3 | | | | | |
| | | | 使用貸借・賃貸借 | ・・ | ・・～・・ |
| 再借受代替農地等の合計面積 | | | （B） ㎡ | | |

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

### ③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積 …… （C）＿＿＿＿㎡

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ） 変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記（C）の面積＿＿＿＿㎡）－（上記（A）の面積＿＿＿＿㎡）＋（上記（B）の面積＿＿＿＿㎡）＝（ａ）＿＿＿＿㎡

（ロ） 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …… （ｂ）＿＿＿＿㎡

（ハ） 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記(a)の面積＿＿＿＿㎡）／（上記(b)の面積＿＿＿＿㎡）＝ ＿＿＿＿ ％（≧８０％）（小数点以下切捨）

（添付書類）
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済 □ 未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ） |

| ※ | 選予整理簿 | 検算 |
|---|---|---|
| | 整理簿番号 | |

（資12－78－A4統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）のすべてに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80％未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から２か月を経過する日です。

1　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」、「第12項第１号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」、「第10項第１号」、「第８項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

2　「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

3　「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

イ　「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

ロ　「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

ハ　「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

ニ　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

ホ　「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

4　「③借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署
受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□ イ．同条 第10項 / 第12項（１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の６第27項 / 第40条の７第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の６第27項 / 第40条の７第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

| 農地等の | 贈与を受けた<br>相続（遺贈）があった | 年　月　日 | 昭和<br>平成 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者<br>被相続人 | 住所 | | 氏名 | |

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

| 番号 | 貸付特例適用農地等の所在地番 | 地目 | 面積 | 農地等の状況（その状況にあることを知った日） | 農地等返還年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | ㎡ | （　・　・　） | ・　・ |
| 2 | | | | （　・　・　） | ・　・ |
| 3 | | | | （　・　・　） | ・　・ |
| 4 | | | | （　・　・　） | ・　・ |
| 5 | | | | （　・　・　） | ・　・ |

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資１２－７９－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2　この（変更）届出書の本文中、「（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

4　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

| 様式 | 110 |
|---|---|

# 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印

（電話番号 － － ）

個人番号 |_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|_|

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者が被相続人から農地等を 相続 遺贈 により取得した年月日 | | 昭和 平成 年 月 日 | | |
| 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容 | 公告年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 公告番号 | | | |
| | 賃借権等の存続期間（始期～終期） | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 | | |
| 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）<br>**（注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。** | （借受代替農地等の合計面積）（別紙の②） ㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①） ㎡ = ____ % ≧80%（小数点以下切捨） | | | |

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資１２－８０－１－Ａ４統一）

# 記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

1　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

2　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

※　相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿税務署長

届出者 住所 〒

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　－　－　）

個人番号

租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第19項／第70条の6第23項の規定により届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 贈与／相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | |
| 2 | 贈与者／被相続人 の住所・氏名 | 住所 | 氏名 |

3　一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 承認申請書の提出年月日 | 平成　年　月　日 |
| (2) (1)の承認申請に対する承認年月日　※ | 平成　年　月　日 |

※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。

4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 貸付先（事業施行者）の名称等 | 住所 | | 名称 |
| (2) 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | |
| | 貸付期限 | 平成　年　月　日 | |
| (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | |
| | 使用目的 | | |

※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

| 番号 | 所在場所 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 2 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 3 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 4 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 5 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 6 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 7 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 8 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 9 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| 10 | | | | （　）㎡／㎡ | 有・無 |
| | | | 合計 | （　）㎡／㎡ | |

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……（別添のとおり）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　） |

| ※ | 整理簿番号 | 整理欄 |
|---|---|---|
| | | |

（資 12－82－A 4 統一）

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」及び「第70条の６第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第18項」及び「第70条の４第19項」の文字を二重線で抹消してください。

2　３(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。

(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

（例）・(1)又は(3)の場合

承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年４月25日であれば、継続貸付届出書は毎年４月25日までに提出しなければなりません。

・(2)の場合

承認申請書を提出した日が平成13年４月25日であれば、承認年月日は、平成13年５月25日となり、継続貸付届出書は毎年５月25日までに提出しなければなりません。

3　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

4　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。

5　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

税務署
受付印

# 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

※印欄は記入しないでください。

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿税務署長

申請者

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号 ＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿）

個人番号 ｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜＿＿＿｜

租税特別措置法 第70条の４第18項 / 第70条の６第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の６第39項 / 第40条の７第43項 の規定により承認申請します。

## 1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項 | 貸付先（事業施行者）の名称 | 住所 | | 名称 | |
| | 貸付期間 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | | |
| | 貸付期間 貸付期限 | 平成　年　月　日 | | | |
| | 地上権等の登記の有無 | 有　・　無 | | | |
| | 賃貸料の金額 | 円　・　無償 | | | |
| (2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | | |
| | 使用目的 | | | | |

## 3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－83－１－Ａ４統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（ 道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。） の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（ 以下「地上権等」といいます。） の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（ 土地収用法第101 条第2 項の規定に基づくものに限ります。） に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１ か月以内です。

１ この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の６ 第22項」と「第40 条の７ 第43項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70 条の４ 第18項」と「第40 条の６ 第39項」の文字を二重線で抹消してください。

２ ２(1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。

３ ２(1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額） を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○ で囲んでください。

４ ２(2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

５ 「３ 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

６ この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

７ この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（ 当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。） を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（ その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。） 又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

※ 贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

税務署受付印

平成___年___月___日

_____税務署長

〒
届出者 住所_____

氏名_____印
(電話番号 ― ― )
個人番号

税特別措置法 第70条の4第18項 / 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 / 地上権等の解約 により平成_____年_____月_____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第44項 / 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 贈与者 / 被相続人 の住所・氏名 | 住所 | | 氏名 |

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (1) 貸付先（事業施行者）の名称等 | 住所 | | 名称 | |
| (2) 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | | |
| | 貸付期限 | 平成　年　月　日 | | |
| (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | | |
| | 使用目的 | | | |

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

| (1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等 | | | | | | (2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 所在場所 | 地目 | 貸付け直前の利用状況 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | 自己等の農業の用に供した日（予定日） | 自己等の農業の用に供した（供する）面積 | 現在（今後）の利用状況 |
| 1 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | 年月日 | ㎡ | |
| 2 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 3 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 4 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 5 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 6 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 7 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 8 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 9 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| 10 | | | | (　　)㎡/㎡ | 有・無 | | | |
| | | | 合計 | (　　)㎡/㎡ | | | ㎡ | |

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | 整理簿 |
|---|---|---|
| | | |

※印欄は記入しないでください。

(資12－85－A4統一)

（裏）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

1　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第44項」の文字を二重線で抹消しください。

2　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

3　この届出書の本文中、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

4　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(6)　「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。

(7)　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。

5　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類

(2)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

(3)　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）

(4)　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

〒
届出者 住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の４第18項 / 第70条の６第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の６第46項 / 第40条の７第52項 の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | | |
| 2 | 贈与者／被相続人の住所・氏名 | | 氏名 | |
| 3 | 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項 | | | |
| (1) | 貸付先（事業施行者）の名称等 | 住所 | 名称 | |
| (2) | 貸付期間 | 貸付けを行った日 | 平成　年　月　日 | |
| | | 当初の貸付期限 | 平成　年　月　日 | |
| | | 延長後の貸付期限 | 平成　年　月　日 | |
| (3) | 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 | 事業名 | | |
| | | 使用目的 | | |

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

| 番号 | 所在場所 | 地目 | 面積 | 地上権等の登記の有無 | (2)(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 2 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 3 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 4 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 5 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 6 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 7 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 8 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 9 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| 10 | | | （　　）㎡<br>㎡ | 有・無 | （　　）㎡<br>㎡ |
| | | 合計 | （　　）㎡<br>㎡ | | （　　）㎡<br>㎡ |

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の７第32項 / 第23条の８第27項 に規定する契約書等の写し……（別添のとおり）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－86－A4統一）

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第46項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(5)「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面

(2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

税務署受付印

# 営農困難時貸付けに関する届出書

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

〒

　　税務署長　　届出者　住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法 第70条の４第22項 / 第70条の６第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

## 1　贈与者又は被相続人等に関する事項

| 贈与者被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者が 贈与者被相続人 から農地等を 贈与相続(遺贈) により取得した年月日 | | | 昭和平成　年　月　日 | |

## 2　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

| 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されました。

(5)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

(6)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

## 3　営農困難時貸付けに関する事項

| 借り受けた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
|---|---|---|---|---|
| 営農困難時貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第 70 条の４の２第１項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－110－1－Ａ４統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。） の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（ 以下「賃借権等」といいます。） の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から２月以内です。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」の文字を二重線で抹消しください。

2　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

3　相続税の納税猶予の適用を受けている人が「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の⑴から⑶までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。

4　この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

| 税　目 | 贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人 |
|---|---|
| 贈与税 | 平成６年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。） |
| 相続税 | 平成17年３月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。） |

6　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。

※　**贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

税務署
受付印

# 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法　第70条の4第22項 / 第70条の6第28項　に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に　耕作の放棄 / 賃借権等の消滅　があり、同条　第23項 / 第28項　の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

## 1　贈与者又は被相続人等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 / 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
| 届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続(遺贈) により取得した年月日 | | | 昭和 / 平成　年　月　日 | |

## 2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けていた者 | 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 営農困難時貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　新たな営農困難時貸付けに関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新たに借り受けた者 | 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 新たに営農困難時貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－111－1－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

| 区分 | | 届出書の提出期限 |
|---|---|---|
| A | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内 |
| B | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき | 新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内 |

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

税務署長

〒

届出者　住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法　第70条の4第22項 / 第70条の6第28項　に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に　耕作の放棄 / 賃借権等の消滅　があり、平成　　年　　月　　日に自己の農業の用に供しましたので、同条　第23項 / 第28項　の規定により届け出ます。

## 1　贈与者又は被相続人等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
| 届出者が　贈与者 / 被相続人　から農地等を　贈与 / 相続(遺贈)　により取得した年月日 | | | 昭和 / 平成　年　月　日 | |

## 2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けていた者 | 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 営農困難時貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

（事情の詳細）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－112－1－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。） の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

| 区分 | | 届出書の提出期限 |
|---|---|---|
| A | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合 | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内 |
| B | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき | 自己の農業の用に供した日から２月以内 |

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
申請者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 / 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 / 第40条の7第58項 の規定により承認申請します。

## 1　贈与者又は被相続人等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
| 届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日 | | | 昭和 平成　年　月　日 | |

## 2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けていた者 | 住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 営農困難時貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

| | |
|---|---|
| 新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日<br>（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。） | 平成　年　月　日 |

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情

（事情）

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12−113−1−A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。） の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（ 以下「賃借権等」といいます。） の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内です。

この承認申請書は、次により記載してください。

1　この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の６第28項」、「第28項」及び「第40条の７第58項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の４第22項」、「第23項」及び「第40条の６第55項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　「３　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

5　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

6　この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

税務署
受付印

# 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒
届出者　住　所

氏　名　　㊞　生年月日　年　月　日
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

## 1　贈与者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 | 住　所 | | 氏　名 | |
| 届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日 | | | 昭和<br>平成　年　月　日 | |

## 2　特定貸付けに関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 特定貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－120－５－Ａ４統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

1　この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。

①　農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

②　農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③　農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

2　この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。

3　この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。なお、この届出書には付表１がありますので併せて提出してください。

4　この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　平成６年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成４年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

| 様式 | 120 |
|---|---|

税務署
受付印

# 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**１　被相続人等に関する事項**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 被相続人 | 住　所 | | 氏　名 | |
| 届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日 | | | 昭和<br>平成　年　月　日 | |

**２　特定貸付けに関する事項**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 特定貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

**３　平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項**

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表２の１及び同２の２のとおりです。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12−120− 1 −Ａ４統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の１又は２に掲げるときに使用します。

① 農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

② 農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

１ 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。

２ 次のＡ又はＢの場合

Ａ 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

Ｂ 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、Ａ及びＢともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、Ａ又はＢに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

⑴ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

⑵ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から２月以内に提出してください。

３ この届出書には付表１、２の１及び２の２がありますのでご注意ください。

なお、付表２の１及び２の２は、平成26年３月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

４ この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

５ 平成17年３月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

６ 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。

７ ２に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

※ 相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

| 様式 | 121 |
|---|---|

# 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒

届出者　住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法　第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成　　年　　月　　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、新たな特定貸付けを行いましたので、

同条　第3項 / 第5項 / 第8項　の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

## 1　贈与者 / 被相続人　等に関する事項

| 贈与者 / 被相続人 | 住　所 | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日 | | | 昭和 / 平成　年　月　日 | |

## 2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| 借り受けていた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
|---|---|---|---|---|
| 特定貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　新たな特定貸付けに関する事項

| 新たに借り受けた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
|---|---|---|---|---|
| 新たな特定貸付けを行った年月日 | 平成　年　月　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間 | 自：平成　年　月　日<br>至：平成　年　月　日 | |

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| 関与税理士 | | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12－121－1－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
イ　賃借権の消滅等があった場合
「第70条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。
ロ　耕作の放棄があった場合
「第70条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。
(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合
「第70条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。
４　この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に 賃借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、平成　　年　　月　　日に自己の農業の用に供し、同条 第3項 / 第5項 / 第8項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

## 1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 / 被相続人 | 住　所 | | 氏　名 | |
| 届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日 | | | 昭和 / 平成　　年　　月　　日 | |

## 2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けていた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 特定貸付けを行った年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　　年　　月　　日<br>至：平成　　年　　月　　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－122－1－A 4 統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合
　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
　自己の農業の用に供した日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
　イ　賃借権の消滅等があった場合
　　「第70条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。
　ロ　耕作の放棄があった場合
　　「第70条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。
(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合
　　「第70条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。
４　この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　　〒

申請者　住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法第 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に 賃借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第4項 / 第8項 / 第3項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 / 第40条の6の2第7項 / 第40条の7の2第5項 の規定により承認申請します。

## 1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者 被相続人 | 住　所 | | 氏　名 | |
| 届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日 | | | 昭和 / 平成　　年　　月　　日 | |

## 2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 借り受けていた者 | 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 | | 氏名又は名称 | |
| 特定貸付けを行った年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 | 自：平成　　年　　月　　日<br>至：平成　　年　　月　　日 | |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

## 3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

| | |
|---|---|
| 新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。） | 平成　　年　　月　　日 |

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情

（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資 12－123－1－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内です。

○　この申請書は、次により記載してください。

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の６の２第１項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第３項」、「第８項」、「第40条の６の２第７項」及び「第４０条の７の２第５項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第３項」、「第４項」、「第40条の６の２第３項」及び「第40条の７項の２第５項」の文字を抹消してください。

(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の４の２第１項」、「第４項」、「第８項」、「第40条の６の２第３項」及び「第40条の６の２第７項」の文字を抹消します。

２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

３　「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

４　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

５　この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

# 贈与税の免除届出書

税務署
受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿税務署長

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿

（裏）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

**1　届出書を提出する人**

(1)　贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人

(2)　納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

**2　記載方法等**

(1)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。

(2)　「贈与者／受贈者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者／受贈者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

税務署
受付印

# 相続税の免除届出書

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿したので、租税特別措置法第70条の６第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第66項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者

〒
1 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿

〒
2 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿

〒
3 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿

〒
4 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿

記

○ 平成＿＿＿年分相続税

○ 免除を受ける相続税の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号）

（納税猶予分の相続税額）　（贈与分の農業投資価格超過額）　（免除額）

＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿円

（相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号）

（納税猶予分の相続税額）　（市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）　（市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等について既に措置法第70条の６第７項又は第８項の規定により確定した相続税額）

（＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿円／円） － ＿＿＿＿＿＿円

（相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿円（100円未満は切り捨てて下さい。）

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 1 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 2 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 3 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 4 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 個予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資12－26－2－A4統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

**1　届出書を提出する人**

⑴　納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者

⑵　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人

⑶　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

**2　記載方法等**

⑴　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ　免除事由が上記1の⑴の場合

例えば「平成○○年○月○日に農業相続人○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」

ロ　免除事由が上記１の⑵の場合

例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ　免除事由が上記１の⑶の場合

例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

⑵　「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。

⑶　「免除を受ける相続税の額　　円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

⑷　「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ　上記１の⑵に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ　上記１の⑶に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

**※　相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

# 非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号 ｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 非上場株式等の | 贈与を受けた相続(遺贈)があった | 年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 贈与者 / 被相続人 | 住所 | | 氏名 |

**この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。**

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

| | 贈与年月日 | 贈与者の氏名 | 贈与者の住所 | 左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額 |
|---|---|---|---|---|
| イ | ・　・ | | | 株（口・円） |
| ロ | ・　・ | | | 株（口・円） |
| ハ | ・　・ | | | 株（口・円） |

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し（※2）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード / 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12②－13－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

1　次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

⑴　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間（注１）の場合　　第一種贈与基準日（注２）の翌日から５か月を経過する日

ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種贈与基準日（注３）の翌日から３か月を経過する日

（注１）「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注３）「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑵　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方

イ　経営承継期間（注４）の場合　　第一種基準日（注５）の翌日から５か月を経過する日

ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種基準日（注６）の翌日から３か月を経過する日

（注４）「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注５）「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。

（注６）「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑶　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間（注７）の場合　　第一種相続基準日（注８）の翌日から５か月を経過する日

ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種相続基準日（注９）の翌日から３か月を経過する日

（注７）「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第２項第３号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注８）「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注９）「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　「３　１の基準日において有する特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

（提出書類）

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

**納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書**

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入　力 | 確　認 |
|---|---|---|---|
| | | ※ | ※ |

## 1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

| 番号 | 期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。） | 事由が生じた年　月　日 | 期限が到来した株(口)数等 | 期限が到来した猶予中贈与税・相続税額 |
|---|---|---|---|---|
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |

## 2　再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

| 番号 | 認可決定日 | 剰余金の配当等の額 | 再計算免除贈与税・相続税額 |
|---|---|---|---|
| | ・　・ | 円 | 円 |
| | ・　・ | 円 | 円 |
| | ・　・ | 円 | 円 |

※欄には記載しないでください。

（資12②－15－Ａ４統一）

（裏）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

イ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項第１号又は同法第 70 条の７の２第４項第１号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の７第５項第２号又は第 70 条の７の２第４項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ト　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ハ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ニ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ト　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

4　「２　再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第 70 条の７第 25 項又は第 70 条の７の２第 25 項（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

5　「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 22 項又は第 70 条の７の２第 22 項（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

6　「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 22 項第２号又は第 70 条の７の２第 22 項第２号（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

# 非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿税務署長

平成　年　月　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法第70条の７第16項第＿号 第70条の７の２第16項第１号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

※欄は記入しないでください。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒
住所　　　氏名　　印

個人番号　　贈与者 受贈者との続柄 相続人等

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日　平成　年　月　日

2　死亡日の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

3　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ **記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（４）をご覧ください。**

| | 贈与年月日 | 贈与者の氏名 | 贈与者の住所 | 左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円）） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | Ⓐ死亡日の直前 | Ⓑ免除を受ける株式等 | Ⓒ死亡日の後（Ⓐ－Ⓑ） |
| イ | ・・ | | | | | |
| ロ | ・・ | | | | | |
| ハ | ・・ | | | | | |

（注）「Ⓑ免除を受ける株式等」欄には、死亡した贈与者から贈与を受けた株式等の数又は金額を記載します。

4　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

※ **租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）× 死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円））／上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））＝ 免除を受ける贈与税額（注２）（円）

→この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿

(裏)

**1　届出書を提出する人**

贈与者(注1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります(注2・3)。

（注）１　非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。

２　贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

３　贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から５年以内における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

**2　記載方法等**

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第16項第＿号／第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第16項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

| 区分 | | 記載例 |
|---|---|---|
| ① | 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合 | 第70条の７第16項第１号 |
| ② | 贈与者が死亡した場合 | 第70条の７第16項第２号 |

(2)　本文の「平成　年　月　日に受贈者／相続人等（氏名：　）（住所：　）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「３　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注）「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

**3　「経営承継者」とは、**

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

**4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。**

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

## 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

| | 添　付　書　類 |
|---|---|
| 1 | 定款の写し |
| 2 | 登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）（注１） |
| 3 | 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。） |
| 4 | 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注１） |
| 5 | 贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し（注２） |
| 6 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第３項の確認書の写し（注３） |
| 7 | 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し |

（注）１　上記２及び４の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。

２　上記５の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

３　上記６の書類は、贈与税について届出を行う場合で、経済産業局から交付を受けているときに限ります。

４　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

| | |
|---|---|
| ① | 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１） |
| ② | 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）<br>イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）<br>ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）<br>ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２） |

（※１）　①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

# 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

（免除届出用）

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入力※ | 確認※ |
|---|---|---|---|

租税特別措置法施行令 第40条の８第36項 / 第40条の８の２第43項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

| 認定(贈与・相続)承継会社の名称 | (変更前) | 本店の所在地 | (変更前) |
|---|---|---|---|

| 死亡等の日（注１）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注２） | ① 直前の事業年度 | ② ２期前の事業年度 | ③ ３期前の事業年度 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |

| 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 | 事実発生日 | ・ ・ |
|---|---|---|
| | 事由 | |

**※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。**

| | | | | 帳簿価額 | 運用収入 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 | | | | 円 | |
| ② 直前の事業年度末における準備金の額 | | | | 円 | |
| ③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 | | | | 円 | |
| ④ 直前の事業年度における総収入金額 | | | | 円 | |
| ⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注３) | 有価証券 | 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 | a | 円 | j 円 |
| | | 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。） | b | 円 | k 円 |
| | 不動産 | 現に自ら使用しているもの以外 | c | 円 | l 円 |
| | ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | d | 円 | m 円 |
| | 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | e | 円 | n 円 |
| | 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 | f | 円 | o 円 |
| | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 | g | 円 | p 円 |
| ⑥ 剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）(注４) | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 | h | 円 | |
| | | 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 | i | 円 | |
| ⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i） | | | | 円 | |
| ⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p） | | | | | 円 |

| ⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/(③+⑥)） | % | ⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④） | % |
|---|---|---|---|

| 基準日における常時使用従業員数（注５） | 人 |
|---|---|

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

**この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。**

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

３　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

４　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注１）「死亡等の日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注２）死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※) 以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
※　平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注３）「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注４）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注５）「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

# 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細書

（ 免 除 届 出 用 ）

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入力 ※ | 確認 ※ |
|---|---|---|---|

租税特別措置法施行令 第40条の８第36項 / 第40条の８の２第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

| 番号 | 期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。） | 事由が生じた年 月 日 | 期限が到来した株(口)数等 | 期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額 |
|---|---|---|---|---|
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・ ・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・ ・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・ ・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・ ・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与<br>□ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・ ・ | 株(口)円 | 円 |

（資12②－18－Ａ４統一）

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中

イ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項第１号又は同法第 70 条の７の２第４項第１号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の７第５項第２号又は同法第 70 条の７の２第４項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ト　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

ロ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ハ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ニ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ホ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ト　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 36 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注）　経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

27.12

税務署受付印

# 非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（特例免除）

平成　年　月　日

※欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿税務署長

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７第16項第３号 第70条の７の２第16項第２号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定（贈与・相続）承継会社の商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与をした年月日　平成　年　月　日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与をした非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※　**記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（２）をご覧ください。**

| | 贈与年月日 | 贈与者の氏名 | 贈与者の住所 | 左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円）） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | Ⓐ贈与の直前 | Ⓑ贈与をした株式等 | ©贈与をした日の後（Ⓐ－Ⓑ） |
| イ | ・・ | | | | | |
| ロ | ・・ | | | | | |
| ハ | ・・ | | | | | |

6　免除を受ける 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　**次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記３の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」（円） × 贈与をした非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円）） ／ 上記４の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円）） ＝ 免除を受ける 贈与税 相続税 額（注２）（円）

→ この欄の金額を「６　免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に転記してください。

（注）１　「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

7　非上場株式等を相続（遺贈）した年月日　平成　年　月　日

8　被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

9　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12②－19－1A4統一）

(裏)

**1　届出書を提出する人**

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営（贈与・相続）承継期間内に経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

**2　記載方法等**

(1)　届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2)　「５　贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ　贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第１項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第１項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ　【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3)　「７　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「８　被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

**3　「経営承継者」とは、**

イ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

**4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。**

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

## 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

| | 添　付　書　類 |
|---|---|
| 1 | 定款の写し |
| 2 | 登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（注１） |
| 3 | 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。） |
| 4 | 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注１） |
| 5 | 贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し（注２） |
| 6 | 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し |

（注）１　上記２及び４の書類は、贈与をした日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。

２　上記５の書類は、贈与をした日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

３　贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

| | |
|---|---|
| ① | 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１） |
| ② | 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）<br>イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）<br>ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）<br>ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２） |

（※１）　①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（資12②－19－２Ａ４統一）

27.12

# 非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の７第17項 / 第70条の７の２第17項 / 第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 相続税 / 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

**1　この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
（解散をした日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

□　③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等（注１）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等（注２）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**2　１の事情が生じた年月日**　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

**3　１の事情の詳細**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

**4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・・①　＿＿＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　＿＿＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　＿＿＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・・⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12②－25－Ａ４統一）

（裏）

## 《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、

①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。

②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

1　譲渡等があったことを明らかにする書類
2　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
3　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
4　その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

1　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- 「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
- 「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- 「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

2　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
3　その他参考となる書類

2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

1　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2　その他参考となる書類

3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

1　合併があったことを明らかにする書類
2　その他参考となる書類

4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。

【添付書類】

1　株式交換等があったことを明らかにする書類
2　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

（注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。

（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

27.12

# 非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の再計算免除申請書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
（電話番号 － － ）

個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、

次のとおり同条 第22項 / 第22項 / 第13項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

**1 この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

| | | |
|---|---|---|
| □ | ① | 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと |
| □ | ② | 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと |
| □ | ③ | 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第40項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと |

**2 １の事情が生じた年月日** 平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

**3 １の事情の詳細** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

**4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算**

| | | |
|---|---|---|
| ① | 猶予中贈与税・相続税額（注1） | 円 |
| ② | 再計算猶予中贈与税・相続税額（注2）（下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。） | 円 |
| ③ | 剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注3） | 円 |
| イ | 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 | 円 |
| ロ | 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 | 円 |
| ④ | 再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③）） | 円 |

（※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

**特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算**

| | | |
|---|---|---|
| a | 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額 | 円 |
| b | 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額 | 株（口・円） |
| c | 認可決定日における価額（ａ×ｂ）（注2） | 円 |

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済 □ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（ ） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12②－ 32 －Ａ４統一）

（裏）

## 《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

**【添付書類】**

**１　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合**（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ　認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨

ロ　再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨

⑶　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第 174 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第 199 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑸　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の８第 46 項第１号又は第 40 条の８の２第 52 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

**２　租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合**（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

⑶　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 128 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑸　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑷の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に規定するものである旨を証するもの

（注１）　「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 13 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

**※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

27.12

税務署
受付印

# 非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

※ 印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

個人番号 ｜＿＿＿＿｜＿＿＿＿｜＿＿＿＿｜

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の２第１項 の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2 特例（受贈・相続）非上場株式等

の 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日 平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 名称＿＿＿＿＿＿＿＿

4 猶予中贈与税額（相続税額） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（ ） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12②－20－Ａ４統一）

（裏）

使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 納税猶予番号 |
|---|---|---|---|
| 年 月 日 | | | |

# 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第７項第２号の規定により報告します。

1　特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日（以下「基準日」といいます。）（注１）　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　２の基準日における猶予中贈与税額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　２の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　認定相続承継会社の明細

| | | |
|---|---|---|
| 認定相続承継会社 | 名　称 | （変更前） |
| | 本店の所在地 | （変更前） |

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注２）

| 直前の事業年度 | ２期前の事業年度 | ３期前の事業年度 |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 |

認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

| | |
|---|---|
| 事　由 | |

| | |
|---|---|
| 基準日における資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| 基準日における準備金の額 | 円 |

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②－28－Ａ４統一）

※欄は記入しないでください。

**この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。**

（裏）

## 《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けようとする経営相続承継受贈者（租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める者をいいます。）が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者（注３）の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５月（贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第２項第５号の５年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には３月）を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

（注１） 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第６号に定める日をいいます。

（注２） 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間（租税特別措置法第70条の７の４第２項第５号に定める期間をいいます。）の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。

（注３） 経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第２項第３号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

# 非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予及び免除の新法選択届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号 － － ）

個人番号

※印欄は使用しないでください。

私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第86条 第４項 第＿＿号 / 第８項 第＿＿号 / 第12項 第＿＿号 に規定する 経営承継受贈者 / 経営承継相続人等 / 経営相続承継受贈者 に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定により届け出ます。

（注）・ この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。
・ 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。

## １ 認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注） 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。

## ２ 認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式等の取得年月日

| | |
|---|---|
| 非上場株式等の 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日 | 平成＿＿年＿＿月＿＿日 |

（注） 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄（※）の「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。

| | |
|---|---|
| ※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日 | 平成＿＿年＿＿月＿＿日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | | 電話番号 | |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 月 日 | | | □ 済 □ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（ ） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（裏）

# 記 載 方 法 等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年１月１日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

| 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分 | | 規　定 |
|---|---|---|
| ① | 改正法附則第86条第４項各号に掲げる経営承継受贈者 | 新租税特別措置法第70条の７（**非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第４項に規定するもの |
| ② | 改正法附則第86条第８項各号に掲げる経営承継相続人等 | 新租税特別措置法第70条の７の２（**非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条８項に規定するもの |
| ③ | 改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営相続承継受贈者 | 新租税特別措置法第70条の７の４（**非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの |

※1　「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）のことをいいます。

2　「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。

（注1）　上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。

・　認定（贈与・相続）承継会社（下記２の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の３％以上に相当する場合における当該法人の株式等

（注2）　提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。

（注3）　この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。

（注4）　新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

1　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第４項 第＿＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿＿号 経営相続承継受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

また、「第４項 第＿＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿＿号 経営相続承継受贈者」は、届出者が改正法附則第86条第４項、第８項又は第12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

| 特例 | | 区分（左記（①、②又は③）の特例の適用を受けている非上場株式等の**贈与又は相続等の時期**） | 記載例 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 第４項 第＿＿号<br>第８項 第＿＿号<br>第12項 第＿＿号 | 経営承継受贈者<br>経営承継相続人等<br>経営相続承継受贈者 |
| ① | **非上場株式等についての贈与税の納税猶予** | **平成22年３月31日以前**の贈与 | 第４項 第１号 | 経営承継受贈者 |
| | | **平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間**の贈与 | 第４項 第２号 | |
| | | **平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間**の贈与 | 第４項 第３号 | |
| ② | **非上場株式等についての相続税の納税猶予** | **平成22年３月31日以前**の相続又は遺贈 | 第８項 第１号 | 経営承継相続人等 |
| | | **平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間**の相続又は遺贈 | 第８項 第２号 | |
| | | **平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間**の相続又は遺贈 | 第８項 第３号 | |
| ③ | **非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予** | **平成22年３月31日以前**の相続又は遺贈 | 第12項 第１号 | 経営相続承継受贈者 |
| | | **平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間**の相続又は遺贈 | 第12項 第２号 | |
| | | **平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間**の相続又は遺贈 | 第12項 第３号 | |

2　「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の７第２項第１号、同法第70条の７の２第２項第１号及び同法第70条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

3　新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

# 震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿
個人番号

震災特例法　第38条の３　第１項・第３項・第５項
　　第38条の４　第１項・第３項・第５項　の規定の適用を受けたいので　認定贈与承継会社　認定承継会社　が、認定相続承継会社

**次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。**

（注）１　震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。
　　２　認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

**１　被災した会社に関する事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①　名　称 | | ③　対象となる会社の種別 | □　認定贈与承継会社<br>□　認定承継会社<br>□　認定相続承継会社 |
| ②　本店の所在地 | | ④　特例対象の非上場株式等の取得年月日　※ | 平成　　年　　月　　日<br>（平成　　年　　月　　日） |

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

**２　被災した会社の被害の態様**

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

**(1)　東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の３０％以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）**
**【１号該当】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 確認事項 | ①　平成23年３月10日における総資産の価額 | | 円 |
| | ②　東日本大震災により滅失をした資産の価額<br>（注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。<br>　　２　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。 | | 円 |
| | ③　警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額（②に該当するものを除きます。）<br>（注）資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。 | | 円 |
| | ④　上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合<br>（(②＋③)　÷①×100） | 30％以上であれば適用可　→ | % |

**(2)　東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の２０％以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）【２号該当】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 確認事項 | ①　平成23年３月10日に使用していた常時使用従業員の総数 | | 人 |
| | ②　東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成23年３月10日に使用していた常時使用従業員の数<br>（注）平成23年３月11日から同年９月10日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限ります。 | | 人 |
| | ③　警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（②の事業所を除きます。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数 | | 人 |
| | ④　上記①の数に対する②及び③の合計数の割合<br>（(②＋③)　÷①×100） | 20％以上であれば適用可　→ | % |

**(3)　震災後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の７０％以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）**
**【３号該当】**

※　東日本大震災の発生直前において震災特例法第34条第１項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 確認事項 | ①　平成22年３月11日から平成22年９月10日までの間における売上金額 | | 円 |
| | ②　平成23年３月11日から平成23年９月10日までの間における売上金額 | | 円 |
| | ③　上記①の金額に対する②の金額の割合<br>（②÷①×100） | 70％以下であれば適用可　→ | % |

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード　／　通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|
| | | □　済<br>□　未済 | |

（資12②－33Ａ４統一）

<裏面>

震災特例法第 38 条の３、第 38 条の４又は第 38 条の５の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

## 1　震災特例法第 38 条の３又は第 38 条の５の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

| | 添付書類 | ﾁｪｯｸ欄 |
|---|---|---|
| ① | 東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。） | □ |
| ② | **貸借対照表**その他の書類で表面２の(1)の①から③の価額を明らかにするもの | □ |
| ③ | 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(1)の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの | □ |
| ④ | 表面２の(1)の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類 | □ |
| ⑤ | その他参考となるべき書類 | □ |

(2)　２号該当者

| | | |
|---|---|---|
| ① | 特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。） | □ |
| ② | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する**従業員証明書**その他の書類で表面２の(2)①から③の数を明らかにするもの | □ |
| ③ | 東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年３月 11 日から同年９月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類 | □ |
| ④ | 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(2)の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの | □ |
| ⑤ | 表面２の(2)の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類 | □ |
| ⑥ | その他参考となるべき書類 | □ |

(3)　３号該当者

| | | |
|---|---|---|
| ① | 特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。） | □ |
| ② | **損益計算書**その他の書類で表面２の(3)の①及び②の金額を明らかにするもの | □ |
| ③ | **会社の登記事項証明書**（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。） | □ |
| ④ | 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの | □ |
| ⑤ | その他参考となるべき書類 | □ |

## 2　震災特例法第 38 条の４の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

| | | |
|---|---|---|
| ① | 上記(1)の②から⑤の書類 | □ |
| ② | 震災特例法規則第 14 条の４第２項第１号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第１号の書類 | □ |

(2)　２号該当者

| | | |
|---|---|---|
| ① | 上記(2)の②から⑥の書類 | □ |
| ② | 震災特例法規則第 14 条の４第２項第２号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第２号の書類 | □ |

(3)　３号該当者

| | | |
|---|---|---|
| ① | 上記(3)の②から⑤の書類 | □ |
| ② | 震災特例法規則第 14 条の４第２項第３号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第３号の書類 | □ |

税務署
受付印

# 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒　　－

届出者　　住所
（林業経営相続人）
氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第９項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 山林の相続（遺贈）があった年月日 | | 平成　年　月　日 | |
|---|---|---|---|
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |

1　この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　平成　　年　　月　　日

2　今回の基準日における猶予中相続税額

(1)　今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・　　円

(2)　前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・　　円
（内　　円）

3　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

| | 年分 | 所得税の申告書の提出先 | 山林所得に係る収入金額 |
|---|---|---|---|
| 今回の基準日の属する年の３年前分 | 年分 | 税務署 | 円 |
| 今回の基準日の属する年の２年前分 | 年分 | 税務署 | 円 |
| 今回の基準日の属する年の前年分 | 年分 | 税務署 | 円 |

【添付書類】
1　特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
2　森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
3　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資12③－１－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

**1　使用目的**

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の６の４第９項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

**2　記載方法等**

(1) 記載事項１について

経営報告基準日とは、施業整備期間（注１）にあっては当初認定起算日（注２）から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

(2) 記載事項２(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項２(2)について

イ　前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項２(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項３について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

税務署受付印

# 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第４項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日 | | | 平成<br>昭和 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|---|
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |

1　収用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1)　所在場所 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　地　　目 …… ＿＿＿＿＿＿

(3)　面　　積 …… ＿＿＿＿＿＿ha

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　特例山林の譲渡をした日…… 平成　年　月　日

3　特例山林の譲渡先…… 所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他参考事項

※　添付書類

○　　○

○　　○

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類<br>個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | |

| ※ | 整理簿番号 | |
|---|---|---|

（資12③－13－１－Ａ４統一）

（裏）

## 使　用　目　的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の４第１項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の８第４項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の２分の１の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

# 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒　　－

届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（林業経営相続人）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第３項第５号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人
〒　　（電話番号　　－　　－　　）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
相続（遺贈）があった年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）　この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含みます。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 猶予整理簿 | 検　算 |
|---|---|---|
| | | |
| | 整理簿番号 | |

（資１２③－２－Ａ４統一）

（裏）

## 使　用　目　的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の６の４第３項第５号の規定により行うために使用するものです。

税務署受付印

# 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日に林業経営相続人（氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）が死亡したので、

租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者（林業経営相続人の相続人）

1　〒　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿印　林業経営相続人との続柄＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）　個人番号

2　〒　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿印　林業経営相続人との続柄＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）　個人番号

3　〒　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿印　林業経営相続人との続柄＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）　個人番号

4　〒　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿印　林業経営相続人との続柄＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）　個人番号

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人
〒　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　相続（遺贈）があった日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

1　林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1)　死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

(2)　死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円
（内＿＿＿＿＿＿円）

2　免除を受ける相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

3　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

| | 年分 | 所得税の申告書の提出先 | 山林所得に係る収入金額 |
|---|---|---|---|
| 死亡日の属する年の３年前分 | ＿＿年分 | ＿＿＿＿税務署 | ＿＿＿＿＿＿円 |
| 死亡日の属する年の２年前分 | ＿＿年分 | ＿＿＿＿税務署 | ＿＿＿＿＿＿円 |
| 死亡日の属する年の前年分 | ＿＿年分 | ＿＿＿＿税務署 | ＿＿＿＿＿＿円 |

【添付書類】
1　被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
2　１と同じ期間において、森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについて引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
3　１と同じ期間において、租税特別措置法第70条の６の４第３項及び第４項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
4　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| 1 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 2 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 3 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| 4 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 |
|---|---|---|
| | 年　月　日 | |
| | 整理簿番号 | |
| | 猶予整理簿 | 検　算 |
| | | |

（資12③－３－Ａ４統一）

（裏）

## 記　載　方　法　等

**1　使用目的**

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後６か月を経過する日になります。

**2　記載方法等**

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項１(1)について

イ　経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

ロ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項１(2)について

イ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項１(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

# 医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 / 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の7の5第1項 / 第70条の7の8第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 / 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　納税の猶予が認められない金額

| | イ 申告に係る税額 | ロ 正当な税額 | ハ 納税の猶予が認められない金額（イ－ロ） |
|---|---|---|---|
| A 差引税額（納付すべき税額） | 円 | 円 | |
| B 納税猶予税額 | | | 円 |
| C 申告期限までに納付すべき税額（A－B） | | | |

○　納税の猶予が認められない理由

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

（資12④－2－A4統一）

# 医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

# 医療法人持分の贈与税／相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税／相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の７の５第１項／第70条の７の８第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税／相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)）又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

（資12④－３－Ａ４統一）

# 医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

＿＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号

〒　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長

（通知用）

# 医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 / 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 については、更正通知書をもって納税猶予額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

**※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。**

（資12④－４－Ａ４統一）

# 医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

**使用目的**

この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

# 猶予期限が確定した医療法人持分についての 贈与税額 / 相続税額 の通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

〒　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたが＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 / 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 については、租税特別措置法 第70の7の5第1項 / 第70の7の8第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　認定医療法人の名称及び所在地

名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　納税の猶予がなされていた 贈与税 / 相続税 の額・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　猶予期限が確定した 贈与税 / 相続税 の額（猶予確定税額）・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ほか利子税の額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　確定した 贈与税 / 相続税 の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

5　猶予期限が確定した理由

| |
|---|
| |
| |

6　その他

| |
|---|
| |
| |

猶予期限が確定した 贈与税 / 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 至 / 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記3の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（資12④－5－A4統一）

# 猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書

## 1　使用目的

この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

# 医療法人持分についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の免除届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
住所
氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は記入しないでください。

私は、平成　年　月　日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 / 第70条の7の8第11項 の規定により次の 贈与税 / 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

**医療法人の持分等の明細**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 医療法人の名称等 | 名称 | 整理番号 | |
| | | 所轄税務署名 | 税務署 |
| ② 経済的利益を受けた相続（遺贈）があった年月日 | | 平成　年　月　日 | |
| ③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日 | | 平成　年　月　日 | |
| ④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日 | | 平成　年　月　日 | |
| ⑤ 医療法人持分納税猶予税額 | | A | 円 |
| ⑥ 免除を受ける 贈与税 / 相続税 額 | | B | 円 00 / 00 |

(注)1　納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2　この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3　医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

**基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細**

**1　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細**

| | | 医療法人の持分 | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 / （又は） / 相続（遺贈）により取得した持分 | 贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。 | 経済的利益（又は）持分の価額 | a 円 |
| ② | 贈与者による持分の放棄の直前の持分 / （又は） / 相続開始の直前の持分 | ①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。 | 持分の価額 | b |
| ③ | 基金拠出の直前の持分 | 基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。 | 拠出年月日 | 平成　年　月　日 |
| | | | 持分の価額 | c 円 |

**2　免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算**

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 基金として拠出をした額 | d 円 |
| ② | 自己所有持分相当額（c×b ／（a＋b）） | e |
| ③ | 1の「③　基金拠出の直前の持分」（c）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額（c－e） | f |
| ④ | （d－e）の金額（赤字の場合は0） | g |
| ⑤ | 基金として拠出をした額に対応する部分の金額（A×（g／f））（100円未満切捨て） | h 00 |
| ⑥ | 放棄をした額に対応する部分の金額（A－h） | （「医療法人の持分等の明細」⑥のB） i 00 |

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| ※ | 入力 | 確認 |
|---|---|---|
| | | |
| | 納税猶予番号 | |

（資12④－1－A4統一）

（裏）

## 記 載 方 法 等

### 1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の７の５第１項又は第70条の７の８第１項の適用を受ける人（第70条の７の７第１項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る**医療法人の持分の全てを放棄した場合**又は**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**に、同法第70条の７の５第11項又は第70条の７の８第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

**【添付書類】**

| 区　分 | | 書　類 | |
|---|---|---|---|
| (1) | **医療法人の持分の全てを放棄した場合** | 1 | **「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し** |
| | | 2 | ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し** |
| (2) | **医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**（※） | 1 | **「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し** |
| | | 2 | ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し** |
| | | 3 | **基金拠出型医療法人の定款**（基金拠出型医療法人への移行のための医療法第 50 条第１項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）**の写し** |

※　(2)の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「②　贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③　基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

### 2　記載方法等

(1)　「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ　③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の提出年月日を記入します。

ロ　④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ　⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ　⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

| 区　分 | | 書　類 |
|---|---|---|
| (1) | **医療法人の持分の全てを放棄した場合** | 「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（**A**）の金額 |
| (2) | **医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合** | 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の２の⑥欄（ｉ）の金額 |

(2)　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出をした額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ　「１　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(ｲ)　②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ﾛ)　③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ　「２　免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(ｲ)　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。

(ﾛ)　④欄は、「基金として拠出をした額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「０」（零）とします。

(ﾊ)　⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥　免除を受ける贈与税／相続税　額」欄（**B**）に転記します。

(27.11)

# 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者用／単独提出者用）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

〒

申請者　住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

生年月日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

個人番号

職　業　　電話番号　　－　　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 寄附年月日 | | 平成　年　月　日 | 寄附の態様 | □ 贈与　□ 法人を設立するための財産提供 |
| 財産の寄附を受けた法人 | 所在地<br>電話番号 | 〒<br>（電話番号　－　－　） | | |
| | フリガナ<br>名称 | | フリガナ<br>代表者氏名 | |
| 財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 | | 第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。 | | |

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

| 住所 | 氏名 | 私との続柄又は関係 | 承認申請書を提出した税務署名 |
|---|---|---|---|
| 〒 | | | |
| 〒 | | | |
| 〒 | | | |
| 〒 | | | |
| 〒 | | | |
| 〒 | | | |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

※印欄は記入しないでください。

| ※ | 整理簿 | | 通信日付印 | ・・<br>確認者　印 |
|---|---|---|---|---|

（資13－1－1－A4統一）（27.11）

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　寄附した者が単独で申請書を提出する場合（寄附した者が２人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、寄附した者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）１　同じ法人に財産を寄附した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

# 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者以外の者用）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

〒

申請者　住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

生年月日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

個人番号

職　業　　電話番号　　－　　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

| 寄附年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 寄附の態様 | □ 贈与　□ 法人を設立するための財産提供 |
|---|---|---|---|
| 財産の寄附を受けた法人 | 所在地<br>電話番号 | 〒<br>（電話番号　　－　　－　　） | |
| | フリガナ<br>名称 | | フリガナ<br>代表者氏名 |
| 財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 | 下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。 | | |

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

寄附財産の明細

| 種類 | 細目（地目・構造等） | 所在地 | 数量 | 共有持分 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

申請の代表者に関する事項

| 住所 | 氏名 | 申請者との続柄又は関係 | 申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名 |
|---|---|---|---|
| ㊞ | | | |

| ※ | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

※印欄は記入しないでください。

| ※ | 整理簿 | | 通信日付印 | ・・<br>確認者　印 |
|---|---|---|---|---|

（資13－1－2－A4統一）（27.11）

〔第１表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、この場合には、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第１表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地、建物及び株式等以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机やいすなどの種類ごとの数量を、美術品等は１点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

４　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

５　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

# 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表（遺贈者（死亡した贈与者）用）

税務署受付印

国税庁長官

平成＿＿年＿＿月＿＿日

寄附者

| 住所 | 氏名（フリガナ） | 死亡年月日（年齢） |
|---|---|---|
| | | 平成　年　月　日（　歳） |

申請者（上記の者の相続人及び包括受遺者）

| | 住所・電話番号・個人番号 | 氏名（フリガナ）（生年月日） | 職業 | 上記の者との続柄又は関係 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| 2 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| 3 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| 4 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| 5 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| 6 | 〒（　—　—　） | ㊞（明・大・昭・平　・　・　） | | |

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 寄附年月日 | 平成　年　月　日 | 寄附の態様 | □贈与　□遺贈　□法人を設立するための財産提供　□生前処分　□遺言 |
| 財産の寄附を受けた法人 | 所在地 電話番号 | 〒（電話番号　—　—　） | |
| | 名称（フリガナ） | 代表者氏名（フリガナ） | |
| 財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 | 第2表から第17表までの記載及び添付のとおりです。 | | |

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

| 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名 | |
|---|---|

| | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| 1 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |
| 2 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |
| 3 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |
| 4 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |
| 5 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |
| 6 ※ | | □済 □未済 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　） |

※印欄は記入しないでください。

| ※ | 整理簿 | | 通信日付印 | ・・ 確認者　印 |
|---|---|---|---|---|

（資13－1－2－A4統一）（27.11）

〔第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

○　寄附した者が申請書を提出する前に死亡した場合

○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合

○　被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

(3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

２　「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。

３　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

４　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

１　申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本

２　財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

# 租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

平成　　年　　月　　日

税務署受付印

国税庁長官

下記１の者は、平成　　年　　月　　日付で租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出しましたが、平成　　年　　月　　日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。

なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記３の者を指定し、届出します。

1　寄附者

| 住所 | フリガナ<br>氏名 | 死亡年月日<br>（年齢） |
|---|---|---|
| | | 平成　　年　　月　　日<br>（　　歳） |

2　届出者　（上記の相続人及び包括受遺者）

| | 住所・電話番号・個人番号 | フリガナ<br>氏名<br>（生年月日） | 職業 | 上記の者との続柄又は関係 |
|---|---|---|---|---|
| (1) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| (2) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| (3) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| (4) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| (5) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |
| (6) | 〒<br>（　　－　　－　　） | ㊞<br>（明・大・昭・平　・　・　） | | |

| 3　国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名 | |
|---|---|

| (1) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| (2) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| (3) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| (4) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| (5) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

| (6) | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|
| ※ | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

※印欄は記入しないでください。

（資 13－14－Ａ４統一）（27.11）

（裏）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。

《記載要領》

1　「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
2　「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。
3　「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「○○市△△区××一丁目２番３号」というように記載してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
1　承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本
2　相続人の住民票の写し
3　遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

# 租税特別措置法第40条第5項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項の規定による届出をします。

| 贈与又は遺贈を受けた日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 譲渡しようとする財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） | |
| | フリガナ<br>氏名 | | |

作成税理士
事務所在地
（電話番号）
署名押印
㊞

譲渡しようとする財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 譲渡予定価額 | 譲渡予定年月日 | 公益目的事業に直接供した日 | 使用実績 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |

取得する買換資産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 取得予定価額 | 取得予定年月日 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |
| | | | | | ・・ | ・・ | |

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | ・・ 確認者 ㊞ | 事前審査所轄署 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局 ・・ 確認者 ㊞ | 局→署 ・・ 確認者 ㊞ | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資13－30－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第 40 条第５項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

４　「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。

５　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

６　この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等

２　届出者である公益法人等の登記事項証明書等

３　買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国税庁長官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第40条第6項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 公益合併法人に移転する財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） | |
| | （フリガナ）<br>氏名 | | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

㊞

公益合併法人【□ 存続する法人　□ 設立する法人】　【合併予定年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| （フリガナ）<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

公益合併法人に移転する財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・・ | |
| | | | | ・・ | |
| | | | | ・・ | |
| | | | | ・・ | |
| | | | | ・・ | |

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

| ＊ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通信日付印 | ・・<br>確認者　印 | 番号確認等 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局<br>・・<br>確認者　印 | 局→署<br>・・<br>確認者　印 | (1) | (2) |

（資13－31－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が合併する場合で、公益法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等に対し、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を移転させ措置法第40条第６項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

2　「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

4　「公益合併法人」欄には、届出者から財産等の移転を受ける合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【存続する法人、設立する法人】欄の□にチェックを入れてください。

5　「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用目的」欄は、公益合併法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

6　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

7　この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等

2　届出者である公益法人等及び公益合併法人（既設法人の場合のみ）の登記事項証明書等

3　公益合併法人が措置法第 40 条第６項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類

4　公益合併法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと見込まれる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 解散引継法人に移転する財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　　）<br>〒<br>（電話番号　　－　　－　　） | |
| | フリガナ<br>氏名 | | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

解散引継法人　【解散予定年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

解散引継法人に移転する財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

その他参考事項（やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | ・・ 確認者　㊞ | 寄附者所轄署 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局 ・・ 確認者　㊞ | 局→署 ・・ 確認者　㊞ | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資13－32－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第7項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

2　「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。

5　「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

6　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

7　この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等

2　届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等

3　解散引継法人が措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類

4　解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第８項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 引継法人に贈与する財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） | |
| | フリガナ<br>氏名 | | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 申請者が特定処分を受けた年月日 | 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 |
|---|---|
| 平成　年　月　日 | |

引継法人　【贈与予定年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

作成税理士事務所在地（電話番号）署名押印

㊞

引継法人に贈与する財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 特定処分前日における価額 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・　・ | |
| | | | | | ・　・ | |
| | | | | | ・　・ | |

| 租税特別措置法第 40 条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額 | （左欄の金額の計算に関する明細） |
|---|---|
| 円 | |

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 取得予定価額 | 取得予定年月日 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・　・ | ・　・ | |
| | | | | | ・　・ | ・　・ | |

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | 確認 | 要附書類等 | 送付年月日 | 第一局 | 局→署 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 身元確認 □ 済 □ 未済<br>番号確認 □ 済 □ 未済<br>□ 書類 □ 対面 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | | ・　・ | ・　・ | | |

（資 13－33－A4 統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項に規定する同法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第8項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

2　「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

5　「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1　租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2　公益認定法第50条第1項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$

6　「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

7　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

8　この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
2　届出者である法人及び引継法人の登記事項証明書等
3　引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
4　引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者 | | |
|---|---|---|
| | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） |
| | フリガナ<br>氏名 | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印
㊞

受贈公益法人等　【贈与予定年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | 確認 | 寄附者同族等 | 送付年月日 | 署→局 | 局→署 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・・ | 番号 ㊞ | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | | ・・<br>確認者 ㊞ | ・・<br>確認者 ㊞ | | |

（資13－34－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に贈与する場合に、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

2　「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「受贈公益法人等」欄には、届出者から公益目的支出計画に基づき贈与を受ける公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

5　「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が届出者から贈与を受ける財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

6　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

7　この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等

2　届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等

3　受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類

4　受贈公益法人等に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等（譲受法人）に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

**1　寄附者に関する事項**

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） |
|---|---|---|
| | フリガナ<br>氏名 | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

**2　届出者（譲渡法人）に関する事項**

| 幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|
| 譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日 | 平成　年　月　日 |

**3　譲受法人に贈与しようとする財産等の明細**

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始予定年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

**4　譲受法人に関する事項**

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |
| 幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日 | | 平成　年　月　日 | |

**5　その他参考事項**（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

※　税務署整理欄

| 整理簿 | | 通信日付等 | ・　・<br>確認者　印 | 税務署名 | | 送付区分 | 自局 | 他局 | 不明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

（資13－41－A4統一）

［記載要領等］

《記載要領》

1　「**届出者**」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。

2　「**１　寄附者に関する事項**」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

4　「**２　届出者(譲渡法人)に関する事項**」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日

ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日

5　「**３　譲受法人に贈与しようとする財産等の明細**」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

（注）「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)) 又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園) をいいます。

6　「**４　譲受法人に関する事項**」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日

ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ホ　届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日

7　「**５　その他参考事項**」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

8　この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書

2　譲受法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類

3　譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類

4　上記《記載要領》４及び６の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類

5　幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)

6　譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

# 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者（公益合併法人）　〒
所在地
フリガナ
名称
法人番号
フリガナ
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　　）<br>〒<br>（電話番号　　－　　－　　） | |
| | フリガナ<br>氏名 | | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

特定贈与等を受けた公益法人等　　【合併年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

届出者が移転を受けた財産等の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始(予定)年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

| 移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

㊞

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | ・・ 確認者　印 | 番号確認書類等 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局 ・・ 確認者　印 | 局→署 ・・ 確認者　印 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資13－43－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第６項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき（当該公益法人等が措置法40条第６項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

1　「届出者（公益合併法人）」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

2　「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

4　「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等について記載してください。

5　「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

6　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

7　この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類

2　公益合併法人の登記事項証明書等

3　公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

平成　　年　　月　　日

税務署受付印

国　税　庁　長　官

届出者（引継法人）　〒
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） | |
| | フリガナ<br>氏名 | | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　－　－　） |

| 当初法人が特定処分を受けた年月日 | 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 |
|---|---|
| 平成　年　月　日 | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

㊞

届出者が贈与を受けた財産等の明細　【贈与を受けた年月日　平成　年　月　日】

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 特定処分前日における価額 | 使用開始(予定)年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・　・ | |
| | | | | | ・　・ | |

| 租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 | （左欄の金額の計算に関する明細） |
|---|---|
| 円 | |

届出者が引継財産で取得した財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 取得価額 | 取得年月日 | 使用開始(予定)年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | ・　・ | ・　・ | |
| | | | | | ・　・ | ・　・ | |

| 贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|
| その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。） | |
| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | ・・ | 署名 印 | 書面等の区分 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局<br>・・<br>署名 印 | 局→署<br>・・<br>署名 印 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資13－44－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第８項に規定する引継法人が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第１項又は第２項の規定による同法第５条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法40条第８項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押印してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

４　「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

５　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）１　租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第１号及び同条第２号の金額の合計額}}$$

２　公益認定法施行規則第50条第１項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第３項第１号及び同項第２号の金額の合計額}}$$

６　「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

７　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

８　この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

２　引継法人の登記事項証明書等

３　引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届　出　者
（受贈公益法人等）

〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　　）<br>〒<br>（電話番号　　－　　－　　） |
| | フリガナ<br>氏名 | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印
㊞

特定贈与等を受けた特定一般法人

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　　－　　－　　） |

届出者が贈与を受けた財産等の明細　【贈与を受けた年月日　平成　年　月　日】

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始(予定)年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

| 贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | 確認 | 書類送付者 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局 | 局→署 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 番号 | 身元 | | | ・　・ | ・　・ | | |

（資13－45－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第９項に規定する受贈公益法人等が、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 119 条第２項第１号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が措置法 40 条第９項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

1　「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

2　「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

4　「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

5　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

6　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

7　この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

2　受贈公益法人等の登記事項証明書等

3　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

# 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国税庁長官

届出者（譲受法人）
〒
所在地
フリガナ
名称
法人番号
フリガナ
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

**1　寄附者に関する事項**

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　　）<br>〒<br>（電話番号　　－　　－　　） |
|---|---|---|
| | フリガナ<br>氏名 | |

承認を受けた財産の明細

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

**2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項**

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印　㊞

| 主たる事務所の所在地 | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>名称 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | （電話番号） | （　　－　　－　　） |
| 幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日 | | 平成　年　月　日 | |

**3　届出者が贈与を受けた財産等の明細**

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用開始(予定)年月日 | 使用目的 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |
| | | | | ・　・ | |

**4　届出者（譲受法人）に関する事項**

| 譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|
| 幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日 | 平成　年　月　日 |
| 贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 | 平成　年　月　日 |

**5　その他参考事項**（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

| 使用開始予定年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | ・・ 確認者 ㊞ | 寄附者所轄署 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 第一局 ・・ 確認者 ㊞ | 局→署 ・・ 確認者 ㊞ | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資13－46－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《記載要領》

1　「届出者（譲受法人）」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲受法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲受法人の代表者印を押印してください。

2　「1　寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日

ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日

5　「3　届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

（注）「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)）又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園）をいいます。

6　「4　届出者（譲受法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日

ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ホ　譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日

7　「5　その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

8　この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　譲受法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

2　譲受法人の登記事項証明書等

3　上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類

4　幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)

5　譲受法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

# 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

税務署受付印

国　税　庁　長　官

平成＿＿年＿＿月＿＿日

届出者　〒
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

**認定前の名称等**　【公益認定法第4条の認定年月日　平成　年　月　日】

| 主たる事務所の所在地 | フリガナ 名称 | 代表者氏名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| | | | －　－ |

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 特定贈与等を受けた財産の寄附者 | | |
|---|---|---|
| | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） |
| | フリガナ<br>氏名 | |

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印　㊞

**特定贈与等を受けた財産の明細**

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用実績 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

**その他参考事項**

※の項目は記入する必要がありません。

| ＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通信日付印 | ・・<br>確認者　㊞ | 寄附者所轄署 | 1　自署<br>2　他署（自局）<br>3　他署（他局）<br>4　不明 | 送付年月日 | 署→局 | 局→署 | (1) | (2) |
| | | | | | ・・<br>確認者　㊞ | ・・<br>確認者　㊞ | | |

（資13－35－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第４条の認定を受けたときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益認定法第４条の認定を受けた場合に、当該認定を受けた後の公益社団（財団）法人の所在地等について記載し、当該公益社団（財団）法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「認定前の名称等」欄には、届出者が公益認定法第４条の認定を受ける前の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び申請者に対し財産を特定贈与等した者の特定贈与等をした時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

４　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。

なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

５　「その他参考事項」欄には、公益認定法第４条の認定を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。

６　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　届出者である公益法人等の公益認定法第４条の認定後の登記事項証明書等

２　公益認定法第４条の認定を受けたことを証する書類

# 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

申請者　〒
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記3に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

| | | |
|---|---|---|
| 1　寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | |
| 2　寄附者の寄附時における住所・氏名 | 住所 | 〒 |
| | フリガナ 氏名 | |

3　受贈資産

(1)　贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細

| 番号 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

(2)　代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細

| 3(1)に対応する番号 | 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 4　3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称 | 所在地 | 〒 |
| | フリガナ 名称 | |

5　申請する理由　租税特別措置法第40条第　項に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要なため。

上記書類（届出書）の提出期限　平成　年　月　日

6　その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）
①　3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由
②　3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

| 通信日付印 | 確認者 | 本人確認書類 | 送付先の区分 | 署→局 | 局→署 | (1) | (2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・・ | ㊞ | 1　自署<br>2　他署（自局）<br>3　他署（他局）<br>4　不明 | ・・ | ・・ | | | |

（資13－42－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第３項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

１　「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「１寄附年月日」欄には、３⑴欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。

３　「２寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

４　「３受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

なお、３⑴欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「⑵代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

５　「４３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。

６　「５申請する理由」欄には、措置法 40 条第５項から第 10 項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。

７　「６その他参考事項」欄には、３⑴欄に記載した資産が平成 20 年 12 月１日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第 40 条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、３⑵欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。

（注）受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　３⑴欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類

２　３⑵欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等

３　申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

# 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による届出をします。

**認定取消しの処分前の名称等**

| 主たる事務所の所在地 | フリガナ 名称 | 代表者氏名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| | | | － － |

| 取消しの処分を受けた年月日 | 取消処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由） |
|---|---|
| 平成　年　月　日 | |

| 定款変更の有無 | 定款変更年月日 | 定款変更の概要 |
|---|---|---|
| □ 有　□ 無 | 平成　年　月　日 | |

| 当初寄附年月日 | 昭和・平成　年　月　日 | 承認年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 特定贈与等を受けた財産の寄附者 | | |
|---|---|---|
| | 住所<br>電話番号 | （寄附時の住所　）<br>〒<br>（電話番号　－　－　） |
| | フリガナ<br>氏名 | |

作成税理士
事務所在地
（電話番号）
署名押印
㊞

**特定贈与等を受けた財産の明細**

| 種類 | 細目 | 所在地 | 数量 | 使用実績 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

**その他参考事項**

| ＊ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通信日付印 | ・・ 確認者 ㊞ | 寄附者所轄署 | 1 自署<br>2 他署（自局）<br>3 他署（他局）<br>4 不明 | 送付年月日 | 署→局 | 局→署 | (1) | (2) |
| | | | | | ・・ 確認者 ㊞ | ・・ 確認者 ㊞ | | |

（資13－36－A4統一）（27.11）

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第１項又は第２項の規定による同法第５条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第５条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

2　「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。

3　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

4　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。

なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

5　「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。

6　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
2　取消処分を受けたことを証する書類
3　定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

税務署
受付印

# ＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

（前納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
〒
住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

職業＿＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿年分＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 平成＿＿年＿＿月＿＿日

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

| 6．還付を受けようとする銀行等 | 1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合<br>銀行　本店・支店<br>金庫・組合　出張所<br>＿＿＿＿農協・漁協　＿＿＿＿本所・支所<br>＿＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿ | 2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合<br>貯金口座の記号番号＿＿＿＿－＿＿＿＿<br>3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合<br>＿＿＿＿＿＿ |
|---|---|---|

| 関与税理士 | 印 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

| ※通信日付印年月日 | ※確認者印 | ※整理簿 | ※番号確認 | ※身元確認 | ※確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成　年　月　日 | | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |

（資 15－1－1－A4 統一）

# 書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「__相続__税」又は「__贈与__税」と記入してください。

3　「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「　代表者等氏名　」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12 桁)を、法人等の場合は法人番号(13 桁)を記入してください。

6　「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

(例)　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出
　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

7　「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

(例)　　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

8　「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

9　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

(注)　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

次葉

# 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税－付表2）

（平成27年分以降用）

租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

## 1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

**(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算**

| 区分 | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|
| ① 特例（相続）非上場株式等の価額 | 円 | 円 |
| ② 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者（以下「経営承継人」という。）に係る債務及び葬式費用の金額 | | |
| ③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | |
| ④ 控除未済債務額（①＋②－③）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑤ 特定価額（①－④）（**1,000円未満切捨て**）（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（**1,000円未満切捨て**） | | |
| ⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額 | | |
| ⑧ 基礎控除額 | | |
| ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧） | | |
| ⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧） | | |

**(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）**

| ⑪ 法定相続人の氏名 | ⑫ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額 | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫） | ⑯相続税の総額の基礎となる税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑰相続税の総額（⑭の合計額） | 00 | ⑱相続税の総額（⑯の合計額） | 00 |

## 2　株式等納税猶予税額の計算

| 区分 | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|
| ① 経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額 | 円 | 円 |
| ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑰×1の⑤／1の（⑤＋⑦））（「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額） | | |
| ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | |
| **a**　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑱×1の⑥／1の（⑥＋⑦））（申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額） | | |
| ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | |
| **b**　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑥ 経営承継人の課税価格に基づく算出税額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑦ （①＋**a**－**b**－⑥）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑧ （**a**－**b**－⑦）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑨ 特例（相続）非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 | | |
| イ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（**100円未満切捨て**） | | |
| ロ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（**100円未満切捨て**） | | |
| ハ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（**100円未満切捨て**） | | |
| ⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ） | | |

（資15－1－3－2－A4統一）

次葉

# 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税－付表3）

（平成27年分以降用）

租税特別措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

## 1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

**(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算**

| 区分 | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|
| ①　林業経営相続人の特例山林の価額の合計額 | 円 | 円 |
| ②　林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額 | | |
| ③　林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | |
| ④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑤　特定価額（①－④）（**1,000円未満切捨て**）（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（**1,000円未満切捨て**） | | |
| ⑦　林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額 | | |
| ⑧　基礎控除額 | | |
| ⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧） | | |
| ⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧） | | |

**(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）**

| ⑪ 法定相続人の氏名 | ⑫ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額 | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫） | ⑯相続税の総額の基礎となる税額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑰相続税の総額（⑭の合計額） | 00 | ⑱相続税の総額（⑯の合計額） | 00 |

## 2　山林納税猶予税額の計算

| 区分 | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|
| ①　林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額 | 円 | 円 |
| ②　特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑰×1の⑤／1の（⑤＋⑦））（「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額） | | |
| ③　特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | |
| **a**　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ④　特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑱×1の⑥／1の（⑥＋⑦））（申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額） | | |
| ⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | |
| **b**　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑥　林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑦　（①＋**a**－**b**－⑥）の金額（**赤字の場合は0**） | | |
| ⑧　山林納税猶予税額（**a**－**b**－⑦）の金額（**100円未満切捨て**）（**赤字の場合は0**） | | |

（資15－1－3－3－A4統一）

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等

（　贈　与　税　）

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) | ① | 円 | 円 |
| | 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) | ② | | |
| | 配偶者控除額 | ③ | | |
| | 暦年課税分の課税価格の合計額(①＋(②－③)) | ④ | | |
| | 基礎控除額 | ⑤ | | |
| | ⑤の控除後の課税価格(④－⑤) | ⑥ | | |
| | ⑥に対する税額 | ⑦ | | |
| | 外国税額の控除額 | ⑧ | | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑨ | | |
| | 差引税額(⑦－⑧－⑨) | ⑩ | | |
| Ⅱ 相続時精算課税分 | 相続時精算課税分の課税価格の合計額 | ⑪ | | |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額 | ⑫ | | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額(①＋②＋⑪) | ⑬ | | |
| | 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩＋⑫) | ⑭ | | |
| | 農地等納税猶予税額 | ⑮ | | |
| | 株式等納税猶予税額 | ⑯ | | |
| | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑰ | | |
| | 申告期限までに納付すべき税額(⑭－⑮－⑯－⑰) | ⑱ | | |

（平成27年分以降用）

（資１５－１－４－１－A4統一）

| 特定贈与者の氏名 | |
|---|---|

次　葉

（平成27年分以降用）

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（ 贈 与 税 － 付 表 1）
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

| | 区　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| 相続時精算課税分 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ㉑ | 円 | 円 |
| | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ㉒ | | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－㉒） | ㉓ | | |
| | 特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額） | ㉔ | | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔） | ㉕ | | |
| | ㉔の控除後の課税価格(㉑－㉔) | ㉖ | | |
| | ㉖に対する税額(㉖×20%) | ㉗ | | |
| | 外国税額の控除額 | ㉘ | | |
| | 差引税額(㉗－㉘) | ㉙ | | |

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

次　葉

（平成27年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の非課税分 | 住宅取得等資金の合計額１ | ㉚ | 円 | 円 |
| | 住宅取得等資金の合計額２ | ㉛ | | |
| | 非課税限度額 | ㉜ | | |
| | ㉚のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉝ | | |
| | ㉛のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉞ | | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝+㉞） | ㉟ | | |
| | ㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚-㉝） | ㊱ | | |
| | ㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛-㉞） | ㊲ | | |

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）

次　葉

（平成27年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　３　）

震災に係る住宅取得等資金の非課税の
適用を受けている場合の計算明細書

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| （震災特例法の）住宅取得等資金の非課税分 | 住宅取得等資金の合計額１ | ㊳ | 円 | 円 |
| | 住宅取得等資金の合計額２ | ㊴ | | |
| | 非課税限度額 | ㊵ | | |
| | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊶ | | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊷ | | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊶+㊷） | ㊸ | | |
| | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳-㊶） | ㊹ | | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴-㊷） | ㊺ | | |

＿＿＿＿＿＿税 務 署 長

提出年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

申請者　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号又は法人番号
（個人番号の収集に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください）

# 災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり＿＿＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第４条の規定により（相続税／贈与税）の免除申請をします。

記

**１　税 目 等**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 税　目 | 相続税・贈与税 | 被相続人・贈与者 | (氏名)<br>(住所) | | |
| 相続開始・受贈年月日 | 昭和・平成　・　・ | | 申告書の提出年月日 | 昭和・平成　・　・ | 延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他 |

**２　被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「２」に記載してください。）**

**３　適用要件の判定（裏面「３」に記載してください。）**

**４　免除を受けようとする税額の計算**

| | |
|---|---|
| ① 被害のあった日以後に納付すべき税額 | 円 |
| ② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額 | 円 |
| ③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)） | 円 |
| ④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②） | 円 |

（注）1　①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
2　②欄は、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

| ※ | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 番号確認 | 身元確認 | 確認書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | □ 済<br>□ 未済 | 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証<br>その他（　　） |
| | 整 理 番 号 | | | | |

※印欄は記入しないでください。

（資 17－18－Ａ４統一）

（ 裏　面 ）

2　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第４条申請）」に記載してください。）

| 項目 ＼ 番号 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被害を受けた財産（注1） | 所在地 | | | | | |
| | 区分(注2) | 動産等・その他 | 動産等・その他 | 動産等・その他 | 動産等・その他 | |
| | 種類 | | | | | |
| | 細目 | | | | | |
| ① 相続・受贈時の財産の価額(注3) | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| ② 被害があったときの時価 ※ | | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | ※ かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。 |
| ③ ②を基とした被害額 (注4) | | | | | | |
| ④ 保険金等で補てんされた金額 | | | | | | |
| ⑤ 差引被害額 (③－④) | | | | | | |
| ⑥ 被害を受けた財産の被害割合 | | % | % | % | % | |
| ⑦ 被害を受けた部分の価額 (①×⑥) | | 円 | 円 | 円 | 円 | (A) 円 |
| ⑧ 被害の状況 (被害の程度) | | | | | | (B) (A)のうち動産等 |

(注) 1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

3　適用要件の判定

| 項目 | 全財産を基とした計算 | 動産等を基とした計算 | 判定（注3） 左の(C)及び(D)の | |
|---|---|---|---|---|
| ① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額 | (注1) 円 | (注2) 円 | | |
| ② 被害を受けた部分の価額 | 2の(A) | 2の(B) | いずれかが10%以上 | いずれも10%未満 |
| ③ 被害割合 （②÷①） | (C) % | (D) % | ⇩ 適用有り | ⇩ 適用無し |

(注) 1　①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2　①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第４条の適用がありますので、「４免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。